



TAIWAN
INFORMATION
MAGAZINE



巻頭記事

東アジアの民主政治と台湾

台湾情報誌

vol.1021

2026 April



交

TAIWAN
INFORMATION
MAGAZINE

流

2026

4

vol.1021

CONTENTS



表紙写真

3月6日、片山代表は新北市政府主催事業「Ambassador on Campus」の一環として、新北市立新莊高校にて、「世界に羽ばたけ—若者は未来の主人公—」という題目で高校生280名に向けて講演を行い、高校、大学での学業を終えて、激動の社会に出ていく生徒たちに向けて力強いメッセージを送りました。この事業では、台湾にいる海外の代表を学校に招き講演を行っています。集まった生徒たちは、片山代表の話に熱心に耳を傾けていました。また、後半の質疑応答の時間には、「外交官として特に備えるべき素質は何か?」、「日本と台湾の若者交流をより深めるためにはどうすればいいか?」など、様々な観点からの質問が投げかけられました。今回の講演を通して、生徒たちが国際社会への関心と視野を広げるきっかけを得るとともに、未来に向けて主体的に行動するモチベーションを高めることを心より願っております。

目次

巻頭記事

東アジアの民主政治と台湾 —法案審議から見た立法院の2年間—

松本充豊 1

憲法的国家観と兩岸関係における実態 —中国籍配偶者の公職就任問題から見える台湾の特殊性—

小林千乃 7

台湾におけるエネルギー動向及び日台連携の可能性

野村総研 15

医療インバウンドの現状と日台協業の可能性 —公的医療保険中心の医療制度を前提とする 「日本式」モデルから考える—

別府佳代子 23

日本との比較で学ぶ台湾入門(12)

政府と市場の関係の比較

陳建仁・北村亘 28

2025年第4四半期の国民所得統計及び2026年の予測 36

2025年第4四半期の国際収支統計 43

令和7年秋の外国人叙勲受章者(3名)に対する
叙勲伝達式の実施について 46

台湾高校生日本留学事業 第9期 留学中間報告

謝齊方、曾悅恩、徐惟熙 50

対日理解促進交流プログラム「JENESYS台湾」事業 派遣学生報告

秋田宗志、鳥羽翔大 54

日本台湾交流協会事業月間報告(3月実施分) 60

日本台湾交流協会について

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

東アジアの民主政治と台湾

— 法案審議から見た立法院の2年間 —

京都女子大学現代社会学部 松本充豊

はじめに

オリンピックイヤーだった2024年は、「人類史上最大の選挙イヤー」でもあった。国連開発計画（UNDP）の集計によれば、世界人口の半数に相当する約37億人が72の国と地域において投票の機会を手にしたとされる¹。この歴史的な選挙イヤーの幕開けとなったのが、同年1月13日に台湾で行われた総統・立法委員選挙である。

東アジアに目を向けると、1月の台湾を皮切りに、4月に韓国で、6月にはモンゴルでも総選挙が行われた。さらに、本来は国政選挙の予定がなかった日本でも、10月に衆議院が解散され、総選挙が実施された。これにより、2024年は期せずして東アジアの民主政治も一斉に選挙を経験した年となり、その結果はそれぞれの民主主義体制に少なからずインパクトをもたらすことになった。

本年1月末、台湾で立法院が会期末を迎えた。ここで、東アジアの民主政治を見比べてみると、2024年の総統・立法委員選挙から2年あまりの間に、韓国、モンゴルや日本では指導者が交代したり、政権の枠組みが変わったりしている。そうでないのは、実は台湾だけである。だからといって、台湾で政治的安定が保たれていたわけでもない。民進党の少数与党政権の下、政権・与党と野党が激しく対立する様子が伝えられてきた。そして、その主な舞台となったのが立法院である。それでは、この2年間に立法院のあり方も大きく変わったのであろうか。

本稿は、2024年2月1日に成立した第11期立法院の第1会期から、2026年1月31日に終了した第4会期ま

でを対象に、法案審議の状況を考察するものである。以下では、まずは東アジアの民主政治における2024年選挙の概況を紹介する。そして、台湾の総統・立法委員選挙からおよそ2年が経過した頃には、台湾を除いて、各国の民主政治に変化が見られたことを確認する。そのうえで、台湾の立法院での法案審議状況の分析から、その特徴を指摘する。

1. 選挙イヤーと東アジアの民主政治

2024年には台湾、韓国、モンゴル、そして日本で選挙が行われた。表1は、それぞれの執政制度とともに、選挙の実施日、その種類と結果について簡単にまとめたものである。

執政制度という点では、台湾とモンゴルが半大統領制、韓国が大統領制、日本は議院内閣制である。半大統領制では、民選の大統領と、議会に責任を負う首相が存在するが、台湾の行政院長（首相）は総統（大統領）によって任命され、立法院（議会）の承認を必要としない。モンゴルの首相は、大統領の推薦を受けて、議会にあたる国家大会議の承認を経て任命される。

表1が示すように、議会において、与党が過半数を占めたのはモンゴルだけである。台湾では与党の獲得議席は過半数に届かず、韓国では与党が選挙前と同様に過半数の議席を得られなかった。日本では衆議院で連立与党の議席は過半数割れとなった。

1 “A ‘Super Year’ for Elections,” *United Nations Development Programme* <<https://www.undp.org/super-year-elections>>, 2024.

表1 東アジアの民主政治と2024年選挙

	執政制度	選挙実施日	選挙の種類	結果
台湾	半大統領制	1月13日	大統領選挙	民進党の頼清徳が当選（得票率40.05%）
			立法委員選挙	与党・民進党が51議席、野党では国民党が52議席、民衆党が8議席獲得（議員定数113）
韓国	大統領制	4月10日	国会議員選挙	野党・共に民主党が175議席獲得（議員定数300）
モンゴル	半大統領制	6月28日	国家大会議選挙	与党・人民党が68議席獲得（議員定数126）
日本	議院内閣制	10月27日	衆議院議員総選挙	与党では自民党が191議席、公明党が24議席獲得（議員定数465）

（出所）報道資料等をもとに筆者作成。

（1）台湾

台湾では1月13日、大統領選挙と立法委員選挙の同日選挙が行われた。両選挙は2012年から同日選挙で実施されている。過去3回の選挙ではいずれも大統領選挙で当選者を出した政党が、立法委員選挙でも過半数の議席を獲得してきたが、今回の選挙でそうした流れは断ち切られた。与党・民進党は3期連続で政権を獲得したが、立法院では絶対多数を失った。相対多数制で当選者が決まる大統領選挙は三つ巴の争いとなり、民進党の頼清徳が40.05%の得票率で総統に当選した。立法委員選挙では、国民党が52議席を獲得して第一党になり、民進党は51議席にとどまった。二大政党の勢力が絶妙なバランスで拮抗し、8議席を獲得した民衆党はキャスティングボートを握ることになった。立法院は、どの政党も単独で過半数の議席を獲得できていないという、いわゆる「ハングパーラメント（宙づり議会）」の状態となった。

台湾では、国民党の馬英九政権（2008～16年）から民進党の蔡英文政権（2016～24年）まで、いわゆる「完全執政」が続いてきた。「完全執政」とは統合政府のことで、大統領の所属政党が議会の多数派を占めている状態のことを指す。そうでない場合を分割政府という。今回の選挙の結果によって、統合政府にピリオドが打たれた。2024年2月1日、新しい立法院が成立すると、野党の国民党と民衆党が連携を深め、政権・与党に対する対決姿勢を鮮明にした。新たな政権の枠組みとして、連立政権やコアピタシオン²が模索されることなく、与野党の対立ばかりが深まっていった。5月20日、総統に就任した頼清徳は民進党の卓榮泰を行政院長に任命し、

16年ぶりとなる少数与党政権が成立した。

（2）韓国

韓国の大統領制では、大統領と国会議員の任期が異なる（大統領は5年、国会議員は4年）。そのため、大統領選挙と国会議員選挙のサイクルにはおのずとズレが生じる。理論上は、20年ごとに両選挙が同じ年に実施されることがあっても、同日選挙となることはない。こうした選挙サイクルの違いが大きな要因となって、現地で「与小野大」と呼ばれる状況、すなわち分割政府が生まれやすい。歴代の大統領の多くが「与小野大」に悩まされ、厳しい政権運営を強いられた。2022年5月に大統領に就任した尹錫悦もその例外ではなかった。国会での保守系与党の「国民の力」による過半数議席の獲得が、尹大統領の大きな課題となっていた。

2024年4月10日に行われた国会議員選挙は、与党の大敗に終わった。国会の定数300のうち、進歩系野党の「共に民主党」が175議席を獲得して大きく躍進した。「国民の力」は108議席にとどまった。その結果、尹錫悦政権下では「与小野大」が解消されることなく、野党の「共に民主党」が引き続き国会の主導権を握ることになった。野党は対決法案の単独可決や公職者の弾劾決議を繰り返すなど、与党・政権への揺さぶりを強めた。さらに、大統領夫人の金建希に国政への不正な関与という新たな疑惑が生じた。尹大統領は追い詰められ、12月3日夜、突如「非常戒厳」が発令される事態につながった³。

2 半大統領制では、議会で大統領に反対する野党（もしくは野党連合）が絶対多数を占めた場合に、大統領は議会多数派に支持される首相を選ばざるを得ず、その結果として生じる、所属政党が異なる大統領と首相が共存する状況をコアピタシオンという。

3 奥田聡・渡邊雄一「2024年の韓国 戒厳令発令で混迷した国内政治」アジア経済研究所編『アジア動向年報2025』、2025年、26～30頁。

(3) モンゴル

モンゴルでは2023年に憲法が改正され、国会にあたる国家大会議の定数が76から126に拡大した。選挙法も改正され、新たな選挙制度の下では78議席が中選挙区完全連記制、48議席が拘束名簿式比例代表制で選出されることになった。

2024年6月28日、新制度下で初となる国家大会議選挙が行われた。与党・モンゴル人民党（以下、人民党）が定数126のうち68議席を獲得し、辛うじて過半数の議席を維持した。人民党は、選挙区では全78議席のうち約3分の2となる50議席を獲得したが、比例代表では全48議席の4割程度にすぎない18議席を獲得するにとどまった。他方、野党・民主党は比例代表で人民党と同程度の16議席を得たものの、選挙区では人民党の半数程度の6議席となった。人民党と民主党の二大政党以外では、人間党（フン党）が選挙区で2議席、比例代表で6議席を獲得して、改選前の1議席から躍進した。

人民党の議席占有率は前回の78.20%（定数76のうち61議席）から53.97%に低下した。選挙後、人民党の党首でもあるロブサンナムスライ・オヨーンエルデネ首相は、政権基盤の安定を図るため、民主党と人間党に対して連立を呼びかけた。民主党ではロブサンニヤム・ガントゥムル党首が党内の反対をよそに連立入りを決め、人間党も人民党からの提案を受け入れ、同年7月に3党による連立協定が締結された。こうして、オヨーンエルデネ政権の枠組みは人民党の単独政権から3党連立政権へと変わった⁴。

(4) 日本

日本では、岸田文雄首相の辞任を受けて、2024年9月27日に自民党総裁選挙が行われ、石破茂が新総裁に選出された。10月1日、衆参両院で首相に指名されると、石破首相は、新内閣の信任を問いたいとして衆議院を解散する意向を表明し、同月9日に衆議院が解散された。総選挙が実施され、日本でも2024年が選挙イヤーとなっ

た。

10月27日に行われた衆議院議員総選挙では、第1党であった自民党が改選前の258議席から大幅に議席を減らし、大敗を喫した。連立を組む公明党の議席を合わせても、衆議院の定数465のうち215議席にとどまり、15年ぶりに与党が過半数を割り込んだ。与党各党の獲得議席は、自民党は小選挙区で132議席、比例代表で59議席、公明党は小選挙区で4議席、比例代表で20議席となった。与党は衆議院で少数与党となり、石破政権にとって厳しい船出となった。

2. 2年が経過した頃の変化

2026年1月末の時点で、東アジアの民主政治を眺めてみると、台湾を除いて、他の国々では2024年当時に存在した指導者がいずれも姿を消した。

韓国の尹大統領は、2024年12月の「非常戒厳」布告を理由に弾劾訴追され、2025年4月には憲法裁判所が「弾劾が妥当」との判断を下し、罷免された。同年6月3日、前倒しして行われた大統領選挙（本来は2027年実施）では、「共に民主党」の李在明が当選した（得票率49.42%）⁵。国会（定数300）では「共に民主党」が過半数を占めていたため、「与小野大」から「与大野小」へと状況は一変し、統合政府が誕生した。

モンゴルでは政局の混乱が続き、2人の首相が交代した。2025年6月、オヨーンエルデネ首相が親族のぜいたくな生活ぶりを批判されて事実上罷免された⁶。後任の首相にはゴンボジャブ・ザンダンシャタル大統領府長官が推薦され、国家大会議の承認を得て新首相に就任した。このとき、民主党が連立から離脱したため、連立政権の枠組みが変わり、人民党、フン党、国民の勇気・緑の党による3党連立政権となった⁷。しかし、閣僚の汚職疑惑やエネルギー価格の高騰などで政局が混乱し、ザンダンシャタル首相も約9カ月で退陣に追い込まれた。2026年3月、オフナー・フレルスフ大統領は人民党の

4 湊邦夫「2024年のモンゴル 新国会と連立政権の発足」アジア経済研究所編『アジア動向年報2025』、2025年、78～83頁。

5 橋本泰成「韓国大統領選挙、李在明氏が第21代大統領に当選」JETROビジネス短信（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/06/137f48ad43d38990.html>）、2025年6月4日。

6 オヨーンエルデネ首相は国家大会議に自身に対する信任決議案を提出したが、否決され辞任した（藤井一範「前首相の辞任を受け、ザンダンシャタル新内閣が発足」JETROビジネス短信（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/07/87f159ba442eb0c8.html>）、2025年7月7日）。

7 同上。

ニヤム＝オソル・オチラル党首を推薦し、国民大会議もこれを承認した⁸。

日本では、2025年7月の参議院議員通常選挙で、自民党と公明党が議席を減らし、与党両党は47議席を獲得するにとどまった。連立与党は非改選を含めた参議院（定数248）全体で過半数を維持できず、石破政権は衆参両院で少数与党となる「ねじれ国会」に直面することになった。自民党は1955年の結党以来、衆参両院で初めて少数の与党となった。

石破首相は同年9月に自民党総裁を辞任し、新総裁に選ばれた高市早苗が10月の臨時国会で首相に指名された。日本で初の女性首相が誕生したが、連立の枠組みは変わった。公明党は自民党との連立を解消して、日本維新の会が自民党の新たなパートナーとなった。2026年1月、高市首相は衆議院を解散、同年2月の衆議院議員総選挙では自民党が単独で316議席を獲得する歴史的な勝利をおさめた。1つの政党が衆議院の3分の2（310議席）を得たのは戦後初めてだが、自民党は参議院では少数与党のままである。

これらの国々とは対照的に、台湾では指導者も、政権の枠組みも変わらず、頼清徳総統をトップとする、民進党の少数与党政権が続いてきた。ただし、それが政治的安定を意味したわけではない。指導者も政権の枠組みも変わらないまま、分割政府の下で与野党の対立が激化していった。

野党勢力が主導権を握る立法院では、対決法案の強行採決が繰り返されてきた。行政院が再審議を要求した法案も、立法院で再可決された。昨年末には、行政院長による「副署拒否」をきっかけに、野党二党の賛成多数で頼総統の弾劾案が発議された。与野党の対立激化を背景として、立法院では不適切な議事手続きが頻発し、憲法裁判所が機能不全に陥るなど、「台湾憲政の危機」とも指摘されている⁹。

3. 立法院における議案審議のプロセス

台湾の立法院では野党勢力が主導権を握り、世論を二分する重要法案を強行採決で成立させてきた¹⁰。しかし、立法院で審議される議案は、法律案（以下、法案）や予算などさまざまである。法案には、与野党がほぼ無条件に合意できるものもかなりあって、対決法案となるのはむしろ少数かもしれない。そこで以下では、法案審議のあり方に焦点を当てて、この2年間の立法院の特徴を考察してみたい。

その前に、立法院における議案審議のプロセスを確認しておく。台湾の立法院では三読会制が採用されている。三読会とは、法案や予算などの議案を別々の機会に3回読み、審議するものである。本会議の第一読会から第三読会までの間に議案を審議して、最終的に確定させる。イギリスがその起源とされるが、わが国でもかつて帝国議会で採用されていた¹¹。台湾の立法院では、法案と予算は第三読会までの審議を経た上で議決される¹²。

台湾の立法院の場合、第一読会では、日本の国会の議院運営委員会に相当する程序委員会から院会（本会議）に送られた議案について、件名の読み上げと趣旨の説明が行われ、その後、その後に所管の委員会に付託され審査が行われる。ただし、出席議員から動議が提出され、それが可決された場合には、当該議案を直接第二読会に送ることができる。

第二読会では、議案が読み上げられた後、出席議員全員による逐条審議が行われ、議案全体の条文内容を確定していく。逐条審議とはいえ、必ずしも条ごとではなく、節ごとに審議が行われる場合もある。なお、逐条審議の前には、委員会の審査意見や原案の趣旨に関する一般討論を行うことができる。その後、出席議員からの動議が可決された場合には、議案は再審査に付されるか、または撤回される。

ただし、第二読会での本格的な審議に先立って、対立の解消や意見調整のための事前協議にかけられる議案も

8 共同通信「モンゴル首相に前国会議長 オチラル氏、政局安定焦点」東京新聞 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/478615>)、2026年3月31日。

9 平井新「憲法廷の機能不全が映す台湾憲政の危機」中国学.com (<https://sinology-initiative.com/politics/3205/>)、2026年2月19日、同「頼清徳総統への弾劾手続きが映す台湾憲政の苦境」中国学.com (<https://sinology-initiative.com/politics/3198/>)、2026年2月19日。

10 詳しくは、上記の平井新の論考を参照のこと。

11 向大野新治『議会学』吉田書店、2018年、167～169頁。

12 以下の記述は、周萬來『議案審議——立法院運作實況 2024年増訂6版』五南出版社、2024年、137～197頁、による。

ある。そうした協議は「党団協商」と呼ばれる。党団協商が行われるケースは、第1に、委員会が審査した議案を院会に回付する前に、党団協商に付すと議決した場合である。第2に、委員会が党団協商は不要と議決した議案であっても、第二読会で出席議員から異議が提出され、10人以上の連署または附議があれば、その議案は党団協商に付される。第3に、直接第二読会に送られた議案もまた慣例により党団協商に付される。したがって、第二読会で審議される議案は、党団協商に付された議案と、そうでない議案（すなわち、委員会審査を経て、そのまま本会議で審議される議案）に大きく分けることができる。

党団協商は、日本のいわゆる「国対」（国会対策委員会）に似た、台湾の正式な議会制度の1つである。「党団」とは議会内の会派のことで、事実上、議席を持つ政党の議員団のことを指す。「協商」は協議を意味する。1980年代後半からの民主化の過程において、立法院で非公式な政党間協議が始まり、そうした慣行が定着して1990年代末に党団協商という公式な制度となった。

上述したように、第二読会で審議される議案には、党団協商に付された議案と、そうでない議案がある。後者については、第二読会において、委員会による審査意見が可決されると、それに照らして処理される。他方、前者については、党団協商で合意が成立した場合、各党団の代表者が署名した協商結論が作成される。第二読会で協商結論が可決された場合には、それに基づいて処理される。

ただし、少数派議員の意見を尊重するため、出席議員から動議が提出され、8人以上の連署または附議があれば、協商結論の全部または一部に異議を提出することができる。その場合、異議が示された部分について採決が行われ、議決に基づき議案が処理される。そうした議決によって、あるいは協商結論が可決されたことで、議案全体の内容が確定することになる。そのため、出席議員はそれらに対して再び異議を提出することはできないし、議案の逐条朗読の際に反対することもできない。

なお、党団協商では、協議が膠着して議案処理が滞るのを避けるため、議案が党団協商に付されてから1カ月経過しても合意に至らない場合は、本会議に送付して処理することが定められている。党団協商で合意が成立しなかった議案、あるいは合意が得られず、本会議での採決に委ねることになった条文は、第二読会の議事手続に

則って処理される。

そして、第二読会での審議を終えた議案は、議案全体の最終的な採決が行われる第三読会に送られる。

4. 法案審議の特徴

第11期立法院の第1会期から第4会期において、立法院には5532本の法案（政府提出法案196本、議員提出法案5336本）が提出された。これらの法案は、委員会に付託されたものにせよ、直接第二読会に送られたものにせよ、委員会審査もしくは党団協商の段階で、複数の法案を1つにまとめた「束ね法案」として処理されている。ただし、以下の分析では、提出された全法案を、それぞれ独立した法案として扱う。

5532法案のうち1898本の法案が成立した。そのうち党団協商にかけられた法案は1089本である（提出法案全体の19.69%、成立法案の57.38%を占める）。当該法案のうち、合意が成立した法案は651本（59.78%）、合意が成立しなかった法案は、その一部の条文に合意が得られず、本会議での採決に委ねたものを含めて、438本（40.22%）となっている。前者の場合、本会議（第二読会）での採決では、議長が法案について異議の有無を諮り、出席議員から異議が示されることなく、法案は可決されている（いわゆる異議なし採決となる）。後者の場合、本会議では記名投票による採決が行われている。「数の論理」が優先される場面もあり、最終的には多数派に有利な結果となったのはいうまでもない。

表2は、成立法案のうち、党団協商に送られた法案（以下、党団協商送付法案）について、協議での合意の成否を基準に区別し、その本数と割合を比較したものである。第11期立法院は前半の4会期のみだが、第8期、第9期は全会期（8会期）を分析対象としている。第8期は馬英九政権の2期目、第9期は蔡英文政権の1期目にあたり、いずれも統合政府の状況にあった。

第11期立法院（第1会期～第4会期）では、分割政府という状況下にあったものの、成立法案のうち、党団協商送付法案の6割が与野党の合意により成立したことになる。逆に、4割は与野党が合意できないまま成立している。これは第9期の状況とかなり近い。他方、第8期と第9期の状況は、統合政府という同じ条件下にあったにもかかわらず、大きく異なっている。

その理由の1つは、党団協商の制度運用の違いにある。

表2 成立法案における党団協商送付法案と党団協商での合意の成否 (本)

	第8期	第9期	第11期
合意成立	765 (95.03%)	660 (54.19%)	651 (59.78%)
合意不成立	40 (4.97%)	558 (45.81%)	438 (40.22%)
合計	805 (100.00%)	1218 (100.00%)	1089 (100.00%)

(注) 各期の括弧内は列パーセント。

(出所) 盛杏媛・黃士豪「黨團協商機制——從制度化觀點分析」『東吳政治學報』第35卷第1期、2017年、56頁、丁鼎「我國立法院黨團協商的制度變遷與制度化」『政治科學論叢』第88期、2021年、23頁、および立法院議事及發言系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetc/lgmeetkm>) をもとに筆者作成。

第8期立法院で立法院長を務めた王金平は、合意できない議案をあえて棚上げし、粘り強く協議を続けることで与野党双方の譲歩を引き出し、最終的に合意にこぎつけることが少なくなかった。こうした裁量による審議の先送りは、議案処理を停滞させた反面、党団協商に柔軟性をもたらし、与野党の対立が抑えられた面もあった¹³。

これに対し、第9期立法院の党団協商では、立法院長の蘇嘉全が裁量を排し、議事手続きに忠実な運用へと転換した。ルールが厳格に適用され、1か月以内に合意できない議案は院会に送られ、記名投票による採決に付された。その結果、議案審議の効率化は進んだものの、党団協商の柔軟性は失われた。「数の論理」による採決が繰り返され、少数派であった野党の反発を招くことにつながった¹⁴。

第11期立法院でも、党団協商はルールに厳格な運用がなされている。したがって、分割政府が出現した第11期と、統合政府の状態にあった第9期において、法案審議のあり方に似た特徴が見られるのは、党団協商の新たな制度運用が定着していることが一因であると考えられる。

おわりに

2024年の選挙イヤーから今日までに、東アジアの民主政治のあり方は少なからず変化した。指導者や政権の枠組みが変わった韓国、モンゴルや日本と比べると、台湾はむしろ例外的な存在といえる。しかし、それは台湾の政治的安定を意味するものではなく、立法院を主な舞台に、政権・与党と野党の対立がエスカレートしている。

本稿では、この2年間の立法院における法案審議状況を分析したが、そこからは与党が多数派か否かに関係なく、党団協商のルールに厳格な運用という特徴を見出すことができた。ただし、そうした制度運用は多数派に有利な政策決定につながり、少数派の反発を引き起こしかねない。だとすれば、これまでは立法院の中に封じ込められていた与野党の対立が、統合政府という条件が失われ、多数派が与党から野党に入れ替わったことで、立法院と行政院の対立としてあらわれた可能性がある。昨今の与野党の激しい対立の背景要因の1つとして、党団協商の運用のあり方に起因する問題が顕在化した点を指摘できるかもしれない。そのためには、法案の数だけでなく、その質（ないし重み）にも注目し、法案審議の特徴をさらに検討していく必要があるだろう。

13 盛杏媛・黃士豪「黨團協商機制——從制度化觀點分析」『東吳政治學報』第35卷第1期、2017年、65～75頁。

14 丁鼎「我國立法院黨團協商的制度變遷與制度化」『政治科學論叢』第88期、2021年、1～50頁。

憲法的国家観と兩岸関係における実態

——中国籍配偶者の公職就任問題から見える台湾の特殊性

日本台湾交流協会台北事務所専門調査員 小林千乃*

「中華民国の身分証を受け取ったとき、すでに大陸の戸籍は放棄していました。今の戸籍は（台湾の）富里郷にあります。法律に従って村長選に立候補し、当選しました。それなのに兩岸関係の緊張によって、私はグレーゾーンに置かれてしまったのです。」—インタビューにおける中国籍配偶者の発言¹

一、はじめに

2026年2月、立法院（国会に相当）における第二野党である民衆党は、立法委員（国会議員に相当）を2年で交代させる旨の選挙公約を実行に移し、比例区選出の立法委員6名を新たに繰り上げ当選させた。そのうちの1名は、台湾で一般に「陸配」と呼ばれる、結婚を機に台湾へ移住し、台湾の戸籍を取得した中華人民共和國籍配偶者（以下、中国籍配偶者）である。

2026年2月の当該立法委員就任を契機に大きく報道されるようになったこの議論の争点は、当該立法委員の同職就任後に《台湾地区與大陸地区人民關係條例》（以下、兩岸条例）と《国籍法》のいずれの法律を適用すべきかという点にある。中国籍配偶者の権利や保障は兩岸条例によって規定されており、同条例第21条では「戸籍を有して10年が経過すれば、公職に立候補できる」旨規定されている。これに対し、《国籍法》第20条第1項では「外国籍を取得した中華民国国民は、中華民国の公職に就くことができない」旨、同条第4項では「外国籍を併有する場合は就任前に外国籍の放棄手続きを行い、就任日から一年以内に当該国籍の喪失証明書を提出しなければならない」旨規定されている。現在、この国籍法を中国籍配偶者に適用できるか否かをめぐり、台湾社会の意見が分かれている。

二、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐる経緯

1、新住民と中国籍配偶者

現在約2,329万の人口を有する台湾において、1987年以降に婚姻等を機に台湾へ移住し定住した人々は「新住民」と呼ばれている。内政部移民署の統計によれば、1987年から2025年までに台湾に移住した新住民の人数は計61万5,355人に達し、うち大陸地区出身者は36万7,520人、香港・マカオ出身者は2万3,606人となっている。そのため、図1に示すように、中国出身者は新住民全体の約63.6%（大陸地区のみは約59.7%）を占めており、過去30年以上にわたり最大の出身地となっている（内政部移民署 2025）。

台湾では、新住民は身分証の取得によって原則的に台湾人と同様の扱いを受けることができる。この身分証取得の規定は、大陸地区人民、香港・マカオ人民、その他外国人それぞれ異なる法律に依拠しており、取得条件が異なっている。大陸地区からの新住民に関しては、兩岸条例において規定されており、台湾の定住証の取得後、台湾の戸籍登記及び身分証の取得が可能となる（内政部移民署 2024a）。2025年12月現在、既に16万4,397人の大陸地区出身者が台湾の定住証を取得済みである。

近年、新住民人口の拡大を背景として、2024年には《新住民基本法》が、2025年には《内政部新住民發展署組織法》が新たに公布された。行政院は、新住民基本法の

※ 本稿の内容や意見等は日本台湾交流協会の公式見解を示すものではなく、全て執筆者個人の分析に依拠する内容及び意見であり、かつ政治的な立場を示すものでもない。なお、本稿中の人物の組織名・肩書きは当時のものである。

1 （王思慧 and 王燕華 2025）

成立による受益者は100万人を超える見込みであるとしており（行政院 2024）、今後新たに設立される新住民発展署の下で、新住民への支援強化が期待されている。

もっとも、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐっては、こうした制度の整備とは別に、参政権の適用範囲をめぐる法的議論が生じている。次節では、過去に発生した中国籍配偶者の公職就任問題をめぐる事例を整理する。

2、過去の中国籍配偶者の公職就任と解職事例

今回論争となっているのは立法委員の事例であるが、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐっては、過去にも県議会議員で1件、村長・里長²で5件の関連事例が発生している。

（1）県議会議員の事例

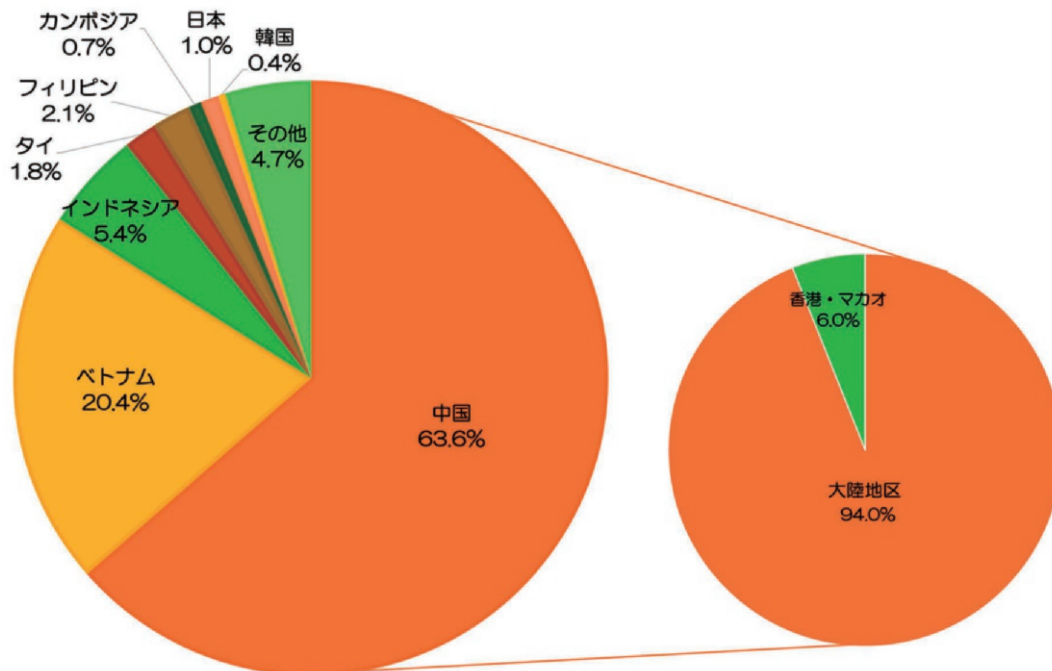
2024年12月、2021年に南投県議会議員に繰り上げ当選し既に任期満了となっていた中国籍配偶者について、就任時に外国籍を喪失しておらず、期限までに国籍喪失

証明書を提出していなかったとして、内政部は国籍法に基づき当該議員の公職資格を解除した（内政部 2024）。当該議員はこれを不服として行政院に対して審査請求を申し立てたが棄却され³、その後2025年4月、台北高等行政法院に行政訴訟を提起し、内政部長及び大陸委員会主任委員⁴らに対して損害賠償を求めている（張梓嘉 2025）。

（2）村長・里長の事例

2025年1月、台北市、新北市及び花蓮県の村長・里長5名について、中国国籍を有している可能性があるとして、内政部は各自治体に対し国籍法及び戸籍法に基づく対応を求めた（高華謙 2025）。このうち花蓮県では、当該村長に外国国籍喪失証明書の提出を求めたものの、期限内に提出されなかったことを理由に、主管機関が同年8月付けで当該村長の解職処分を行った。これに対し、当該元村長が審査請求を申し立てた結果、花蓮県政府は「大陸地区の国籍抹消の有無や提出資料の効力について十分な調査が尽くされていなかった」として原処分を取

（図1）婚姻等を機に台湾に移住した人口の国籍別割合



（出典：移民署データより筆者作成）

2 台湾の村里長は、日本の自治会長・町内会長に相当するが、住民による選挙で選ばれる点が異なる。
 3 行政院訴願決定書 院臺訴字第 1145005799 号を参照。
 4 部長、主任委員ともに日本における大臣級に相当する。

り消した（花蓮縣政府 2025）。また同県政府は、《憲法増修條文》第11条「自由地区と大陸地区の人民の権利義務関係等については、法律により特別の規定を設けることができる」の趣旨に照らし、「大陸地区に関する事項を直ちに国籍法第20条の『外国国籍』に該当すると断ずることには疑義がある」との見解も示した。

これに対し内政部は、公職に就く中華民国国民は国家への忠誠義務を負う以上、国籍法第20条第4項の規定（外国国籍喪失証明書の提出）を履行していない者については解職手続きを行うべきであるとした上で、地方政府は中央主管機関の解釈に従って処理すべきであり、再度主管機関に解職手続きを行うよう求めた（内政部 2025b）。しかし、その後現在に至るまで当該元村長の復職手続きは行われておらず、2025年12月、同元村長は台北地方検察署を訪れ、「内政部及び大陸委員会が主管機関に圧力をかけ、自身の復職を妨げている」として、劉世芳・内政部長を職権乱用の疑いで告発した（蕭雅娟 2025）。

なお、その他4件の事例についても、台北市と新北市は、参政権保障の適法性に関わる問題であることから、解職の可否について法的検討を続けるとともに中央に法解釈の提示を求めており、現時点では解職措置は執らないとしている（曹亞治 2025；陳昱婷 2025）。

こうした事例から、中国籍配偶者の公職就任問題は台湾の法制度における大陸地区の位置付けをめぐる解釈問題と深く関わっていることが理解できる。次節では、憲法及び関連法制の枠組みを整理する。

三、制度的争点

1、憲法・两岸条例・国籍法の枠組み

憲法は台湾の法体系の基礎をなす源泉及び根拠であり、社会的価値を最終的に決定する基本的規範でもある（呂炳寬 et al. 2023）。台湾における最高法規である《中華民国憲法》は、国民政府が南京に首都を置いていた

1946年に制定され、1947年に公布・施行された。そのため同憲法は、1949年の中華人民共和国成立宣言以前に中国本土で制定されたものである。

1949年に国民党政権が台湾へ移転した後も同憲法は維持され、1991年には李登輝・総統（当時）によって動員戡亂時期⁵の終了が宣言され、《中華民国憲法増修條文》の制定を通じた民主化と憲法改革が進められた（高輝 2012）。ただし、当時も李登輝は、「憲法改革は《中華民国憲法》を保存するためであり、「中華民国」の法による統治を放棄するものではない」と強調している（若林 2021）。

そのため、1991年に制定された《中華民国憲法増修條文》前文には「国家統一前の必要に対処するため、…本憲法の条文を次のとおり増修する。」と明記され、中華民国における台湾を「自由地区」、中国を「大陸地区」と区別した上で、第11条において「自由地区と大陸地区との間における人民の権利義務関係及びその他の事項の処理については、法律により特別の規定を設けることができる」⁶と定められた（廖元豪 2025；高輝 2012）。この規定を受けて制定されたのが两岸条例である。若林（2021）は、李登輝以降の民進党政権においても《中華民国憲法》の構造的枠及びこれを放棄しないことによる「中国」の法理的・象徴的空間はなお存続していると指摘する。

こうした憲法構造の下では、中華人民共和国を外国として位置付けることには解釈上の困難があると指摘されており（廖元豪 2025）、两岸条例においても、大陸地区は「台湾地区以外の中華民国領土」と定義され、「大陸地区政権」や「大陸地区旅券」といった用語が用いられている。また高輝（2012）は、憲法第4条⁷及び憲法増修条文第11条の規定に照らせば、「两岸条例に基づく『一国（中華民国）二区（台湾地区と大陸地区）』との表現は、違憲、現状変更、国土分裂、国格の矮小化のいずれにも当たるとはならない」と論じている。

他方、《国籍法》は、外国人又は無国籍者に関する法律であり、外国籍の取得や喪失などについて定めている。

5 1948年に制定された「動員戡亂時期臨時條款」に基づき、中国共産党との内戦に対処するために中華民国政府が非常体制をとった期間を指す。

6 本内容は、第1～3次改正までの増修条文では第10条に、第4～7次改正時の増修条文では第11条に規定されている。

7 中華民国憲法第4条「中華民国の領土は、その固有の疆域に基づくものとし、国民大会の決議を経なければ、これを変更することはできない。」

同法第20条は公職就任に関する規定を置き、「外国国籍を取得した中華民国国民は公職に就くことができない」と定めるとともに、「外国籍を併有する場合には就任後一年以内に当該国籍を放棄し、その証明書を取得し、提出しなければならない」としている。なお、本件に関連する憲法増修条文及び各種法律抜粋は（表1）のとおり。

以上を踏まえ、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐっては、現在、（表2）のとおり、①兩岸条例と国籍法の双方を適用すべきとする見解と、②憲法体系に照らして兩岸条例のみを適用すべきとする見解の二つが存在している。次節では、これらの見解の内容を整理する。

2、兩岸条例及び国籍法適用説

現政権は、兩岸条例と国籍法の双方を適用すべきであるとの立場を取っている。その根拠として、①国籍法における「外国籍」とは、中華民国国籍以外の「国籍」⁸ 全てを指すこと、②大陸の戸籍と国籍は異なる法的概念であること、③兩岸条例と国籍法は同一事項を規定しているわけではないため併用が可能であること、の三点を挙げている。

2024年12月、内政部は「大陸での戸籍登録の抹消は国籍喪失を意味するものではない。戸籍と国籍は異なる

（表1）本件に関連する憲法増修条文及び各種法律抜粋

《中華民国憲法増修條文》	
国家統一前の必要に対処するため、憲法第二十七条第一項第三号及び第一百七十四条第一号の規定に基づき、本憲法の条文を次のとおり増修する。	
第11条	自由地区と大陸地区の間における人民の権利義務関係およびその他の事項の処理については、法律により特別の規定を設けることができる。
《台湾地区與大陸地区人民關係條例》（通称、兩岸条例）	
第1条	国家統一前において、台湾地区の安全および民衆の福祉を確保し、台湾地区と大陸地区の人民の往来を規律し、これに伴って生ずる法律問題を処理するため、 特に本条例を制定 する。本条例に規定のない事項については、その他の関係法令の規定を適用する。
第2条	本条例の用語の定義は以下である： 一、台湾地区：台湾、澎湖、金門、馬祖および政府の統治権が及ぶその他の地域を指す。 二、大陸地区：台湾地区以外の中華民国領土を指す。 三、台湾地区人民：台湾地区に戸籍を有する人民を指す。 四、大陸地区人民：大陸地区に戸籍を有する人民を指す。
第17条	5 …長期居留者であつて、次の各号の規定に適合する者は、台湾地区における定住を申請することができる。 …三、原籍喪失証明を提出すること。
第21条	大陸地区の人民で、許可を受けて台湾地区に入境した者は、法律に別段の定めがある場合を除き、台湾地区に戸籍を設けてから満十年を経なければ、公職の候補者として登録すること、または公務員・教育職員もしくは公営事業機関（構）の職員となること、及び政党を組織することができない。
《国籍法》	
第9条	1 帰化を申請した外国人は、帰化の許可を受けた日から起算して一年以内に、原有国籍の喪失証明書を提出しなければならない。…
	2 所定の期間内に原有国籍喪失証明書を提出しない外国人については、帰化許可は取り消される。…
	4 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合は、原有国籍喪失証明書の提出を免除する。 …三、本人の責めに帰することができない事由により、原有国籍喪失証明を取得できない場合。
第20条	1 中華民国の国民であつて外国の国籍を取得した者は、中華民国の公職に就くことができない。すでに公職に就いている場合には、次の区分に従い、その公職を解く。立法委員については、立法院がこれを解職し、直轄市、県（市）、直轄市山地原住民区及び郷（鎮、市）の民選公職者については、それぞれ行政院、内政部、直轄市政府または県政府がこれを解職し、村（里）長については、郷（鎮、市、区）公所がこれを解職する。…
	4 中華民国国民が外国国籍を併せて有する場合、本条に定める国籍制限の対象となる公職に就任しようとするときは、 就任前に外国国籍の放棄手続きを行わなければならない 。また、就任の日から一年以内に当該外国国籍の喪失を完了し、その証明書類を取得しなければならない。ただし、他の法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う。

（出典：法務部データより筆者作成）

法的概念であるため、中華民国国籍以外の国籍を有する者は国籍法に従いこれを放棄しなければならない」との見解を示した（内政部 2024）。さらに2025年11月には、二重国籍者が民選公職に就いたまま中華民国以外の国籍を放棄しない場合、我が国と他国の双方に同時に忠誠を誓う状態となるため忠誠義務の衝突が生じ、これは明らかに国籍法第20条第1項の禁止規定に違反すると説明している（内政部 2025a）。

また、2026年2月5日に大陸委員会は、兩岸条例は元大陸地区人民の参政権、すなわち立候補資格を規定するとどまり、公職就任後については国籍法が規定しており、これに従うべきであるとの解釈を示した⁹。さらに、「兩岸条例が特別法である以上、一般法である国籍法に優先すべきである」との見解に対して大陸委員会は、特別法優先の原則の適用は同一事項について法律の規定が競合する場合に限られるため、本件には当たらないと説明している（頼于榛 2026b）。

もっとも、この解釈には実務上の困難も指摘されている。中国政府は台湾を自国の一部と位置付けているため、中国国籍保有者が台湾に戸籍を移した場合であっても、外国への移動ではなく国内移動とみなされる。そのため、中国当局が当該者の国籍放棄申請を受理することは理論上困難であるとの指摘も多い。その場合、中国籍配偶者は、外国国籍の喪失証明書を提出できず解職されることとなるが、この点について大陸委員会は、「現状としては、そのような結果となる可能性が高い」と表明している（李雅雯 2025）。

他方、仮に国籍法が中国籍配偶者にも適用されるとしても、同法第9条第4項第3号が規定する「本人の責めに帰することができない事由により原有国籍喪失証明を取得できない場合」に該当する可能性があるのではないかという議論も提起されている（尤英夫 2026）。

3、兩岸条例のみ適用説

兩岸条例のみを適用すべきとする見解は、憲法において大陸地区をも中華民国の一部とみなしている事実に加え、大陸地区人民の公職参政権が兩岸条例に明記されていること、また、従来「大陸地区人民」は「外国人」と異なる枠組みで処理されてきたという法的慣例を根拠としている。

2025年、国民党は中国籍配偶者の参政権を保障し、国籍問題を生じさせないため、「大陸地区人民の公職立候補資格はすべて兩岸条例に基づくものとし、国籍法に定める国籍放棄規定を適用しない」とする国籍法改正案を提出した（郭建伸 2025）。これについて中正大学教授の羅世宏は、中国籍配偶者には本来国籍法第20条は適用されず、内政部が先に独自の運用を行なっていなければ国籍法改正の必要もなかったとして、「本件に関する内政部の関連する行政措置は、既に憲法及び兩岸条例に違反している」と指摘している（張曼蘋 2025）。

また廖元豪（2025）は、司法院大法官¹⁰による憲法解釈においても大陸地区人民を外国人として扱った例はなく、その例を数点列挙した上で、「内政部が国籍法第20条によって中国籍配偶者の公職就任問題を処理することは憲法上の枠組みに適合せず、法的根拠を欠く」と論じている。さらに廖元豪（2025）は、民進党政権時であった2022年に修正された《国家安全法》¹¹を含む多くの法律においても「外国」と「大陸地区」が並立する存在として列挙されていることから¹²、「立法府及び行政府は従来から、法律上両者を必ず区別する必要があることを明知していた」と指摘している。

8 本文中の「国籍」という表現は、内政部の公式声明中の用語を直接引用したものである。

9 2026年2月5日行政院會後記者會（第3989次會議）（2026）

10 司法院に属する憲法裁判機関の構成員。中華民国憲法及び憲法増修条文の規定により、憲法の解釈、法律及び命令の統一解釈などの職権を掌理する。

11 《国家安全法》第2条 何人も、外国、大陸地区、香港、澳門、境外敵対勢力、…のために、次に掲げる行為をしてはならない。…

12 廖元豪（2025）は国家安全法のほか、公職人員選挙罷免法、戸籍法、新住民基本法、人口販運（日：人身売買）防治法等を例に挙げている。

(表2) 中国籍配偶者の公職就任問題に関する主な見解

两岸条例、国籍法双方を適用すべき	两岸条例のみを適用すべき
主張するグループ：主に政権側	主張するグループ：主に野党側
根拠： ① 国籍法における「外国籍」とは、中華民国国籍以外の国籍 ⁸ 全てを指す。 ② 大陸の戸籍と国籍は異なる法的概念である。 ③ 两岸条例と国籍法は同一事項を規定しているわけではないため併用が可能。	根拠： ① 中華民国憲法では、大陸をも中華民国の一部とみなしている。 ② 大陸地区人民の公職参政権は既に两岸条例に規定されている。 ③ 従来、大陸人民は外国人と異なる枠組みで処理されてきたという法的慣例。

(出典：論文や報道を基に筆者作成)

しかし現在、「两岸がそれぞれ別の国家に属するという概念自体が国際社会における基本的常識である」との民進党立法委員の発言にも見られるように¹³、台湾人の帰属意識の変化などを背景として、このような認識は政治的言説として一定の広がりを見せていると考えられる。もっとも、このような政治的認識は、憲法や两岸条例が前提としてきた两岸関係の法的構造と必ずしも整合するものではなく、憲法的国家観と两岸関係の実態との間に一定の乖離が存在していることが示唆される。

四、憲法的国家観と两岸関係の実態との乖離

許宗力(1996)は、中華民国憲法は中国全体を適用範囲とすることから、同憲法上、台湾を含む中国において中華民国政府のみが正統な政府であり、中国大陸の中華人民共和国政府は「偽政権」又は「叛乱団体」と解釈できるとした。しかし1991年の動員戡乱時期の終了と憲法増修条文の制定により、中華人民共和国はもはや叛乱団体とみなされなくなり(薛化元 2024; 許宗力 1996)、憲法増修条文前文と自由地区—大陸地区という区分が導入されたことにより、①原国土の分裂・分治という現実が承認され、②対岸の統治権の存在が事実上認識され、③憲法の実効的適用範囲が台湾に限定され、国家意思機関は台湾人民のみを代表するものとして理解されるようになったと指摘する(許宗力 1996)。こうした憲法解釈の潮流が生まれたことにより、两岸関係を「国と国」との関係として理解する学説も現れるようになり、同議論は1999年の李登輝・総統(当時)による「特殊(sui generis)な国と国の関係」、いわゆる「二国論」へと発

展していく(李福鐘 2024; 薛化元 2024; 許宗力 1996; 許志雄 1991)。

このような憲法解釈は、近年の民進党政権においても一定程度共有されていると考えられる。例えば大陸委員会は、「中華人民共和国を国家として承認するか否かとは別として、国籍法は中華民国以外の国籍保持を禁止している以上、それが国家であれ政権であれ同様に扱われるべきである」との見解を示している(謝莉慧 2025)。

もっとも、こうした立場の背景には、近年の中国による対台湾圧力の強化やそれに関連する两岸関係の緊張の加速という現実も存在する。中国は2005年に《反分裂国家法》を制定し、2024年にはいわゆる「懲独22条¹⁴」を発表した。また、中国人民解放军の軍用機や軍艦は台湾周辺での活動を常態化させ、防空識別圏への進入も頻繁に確認されている(國防部 2025)。加えて、中国共産党関連組織による対台湾サイバー攻撃は、2025年には1日平均約263万件に達した(國家安全局 2026)。こうした状況の中で、頼清徳・総統は2025年3月、歴代の総統として初めて中国を「境外敵対勢力」に該当するとの見解を示した(中華民國總統府 2025)。

このような近年の安全保障環境の変化の下で、两岸関係をどのように位置付けるのかという問題は、台湾の憲法体制との間に新たな緊張を生み出している。葉志彦(2026)は、两岸条例が長期にわたり中華民国の国家的法的位置を曖昧化するツールとして利用され、政界は、政治的現実との矛盾を処理しないまま同条例及び憲法体制を維持してきたと指摘する。今回の中国籍配偶者の公職就任問題は、このような制度的曖昧さが具体的な事例として表面化したとも言える。さらに葉志彦(2026)は、

13 (林哲遠 and 鍾麗華 2026)

14 正式名称は《关于依法惩治“台独”顽固分子分裂国家、煽动分裂国家犯罪的意见》。

この「曖昧さ」は、短期的には衝突を低減させるように見えるものの、長期的には憲政秩序に構造的圧力を蓄積させ、台湾の国家の法的地位をめぐる解釈を利用した中国の対台湾政治工作に利用され続ける可能性がある」と指摘している。

五、今後の展望

今回議論の対象となっている立法委員については、そもそも兩岸条例上の立候補資格規定を満たしていなかった可能性も指摘されている。行政院は既に、当該立法委員の立候補資格が確認されるまでの間、各部会（省庁に相当）に対し、一切の資料や機密資料を当該立法委員に提供しないよう指示をしている（頼于榛 2026a）。もっとも、立法委員の解職権限は立法院にあり、野党が多数派である現在、民衆党（野党）所属の当該立法委員が解職される可能性は低いとの見方もあり、本件は政治対立の中で長期化することも予測される。

真相についてはなお確認が必要ではあるものの、今後兩岸条例の立候補資格規定を満たした中国籍配偶者が公職に就任した場合、台湾は再び同様の問題に直面することになる。内政部長は当該立法委員の就任の可否について、最終的には憲法廷による判断に委ねられる可能性にも言及している（高華謙 2026）。

現在、国民党は国籍法の改正案を、民進党は兩岸条例の改正案をそれぞれ提出しており、与野党の立場は真っ向から対立している。ただし、いずれの立法的対応も、中華民国憲法が最高法規として存在する以上、憲法が想定する自由地区と大陸地区の区分との整合性という論点を避けて通ることはできない。台湾大学名誉教授の李鴻禧はかつて、「社会の進展により既存の憲法が現実に適合しなくなった場合、人民が国民投票により制憲権を行使し、その憲法を「安楽死」させるほかない」と述べた（唐詩 2016）。一方で、憲法改正には立法院における高度な議決要件に加え、国民投票において有権者総数の過半数の同意が必要とされており、改正は極めて困難であると指摘する見方も多い。

このように、複雑で特殊な要素が絡み合う台湾において、今後の制度改正や司法判断の行方は、台湾自身がどのような憲法秩序の下で国家の法的位置付けを理解すべきかという、より根源的な問いと結びついて発展していくことになるだろう。

六、参考文献

- 中華民國總統府. 2025. “總統主持國安高層會議會後記者會 提五大國安統戰威脅及十七項因應策略 籲請國人團結抵抗分化.” (March 4, 2026).
- 内政部. 2024. “内政部重申：解職史雪燕是依法行政 無關剝奪外籍配偶參政權.” (February 20, 2026).
- 内政部. 2025a. “凡雙重國籍國人欲任民選公職，負有對國家忠誠義務之責任，均應依國籍法第20條辦理，放棄中華民國以外國籍.” (February 24, 2026).
- 内政部. 2025b. “將行文富里鄉公所 重申未放棄中華民國以外國籍之村里長應依法予以解職.” (February 24, 2026).
- 内政部移民署. 2024a. “大陸地區人民入出境.” (February 24, 2026).
- 内政部移民署. 2024b. “新住民打造多元文化社會.” (February 22, 2026).
- 呂炳寬, 項程華, and 楊智傑. 2023. 中華民國憲法精義. 五南圖書出版股份有限公司.
- 國家安全局. 2026. 2025年中共對我國關鍵基礎設施網駭威脅分析.
- 國防部. 2025. 中華民國114年國防報告書. 國防部.
- 尤英夫. 2026. “自由開講”對李貞秀立委的建議. 自由時報電子報. (March 6, 2026).
- 廖元豪. 2025. “異哉，所謂「外國」國籍——前陸配服公職的雙重國籍爭議.”
- 張曼蘋. 2025. “轟内政部若不亂搞根本免修國籍法 學者：違反憲法及兩岸人民條例.” 聯合新聞網. (March 3, 2026).
- 張梓嘉. 2025. “違《國籍法》遭解職 史雪燕今提行政訴訟救濟.” 公視新聞網. (March 1, 2026).
- 曹亞治. 2025. “新北2中配里長未解職 民政局：持續函請中央釋示.” 中央通訊社. (February 20, 2026).
- 李福鐘. 2024. “從心口不一到兩國論——李登輝總統任內關於兩岸論述的演變.” In 民主與民主之外：李登輝百年誕辰紀念學術討論會論文集, 國史館.
- 李雅雯. 2025. “陸配參政已死？陸委會：目前很可能是這樣結果.” 中央通訊社. (March 5, 2026).
- 林哲遠 and 鍾麗華. 2026. “提案修「兩岸條例」刪除「國家統一前」字眼” 林宜瑾：確立台灣、中國對等國與國關係.” 自由時報電子報. (February 20, 2026).
- 王思慧 and 王燕華. 2025. “關鍵人物／鄧萬華難過：服務

- 鄉里20年 還被罵不忠。”聯合新聞網。(February 25, 2026).
- 花蓮縣政府. 2025. “花蓮縣政府訴願決定書(114年訴字第52號).” (February 24, 2026).
- 若林正丈. 2021. 台湾の政治 増補新装版: 中華民國台湾化の戦後史. 増補新装版. 東京: 東京大学出版会.
- 葉志彥. 2026. “《兩岸人民關係條例》與憲政自我矛盾.” *Newtalk新聞*. (February 20, 2026).
- 蕭雅娟. 2025. “陸配鄧萬華被解村長職 她泣訴政府打壓新黨陪同告發劉世芳瀆職罪.” 聯合新聞網. (February 25, 2026).
- 薛化元. 2024. “政治改革路線與國家定位的延續與斷裂：從蔣經國到李登輝.” In 民主與民主之外：李登輝百年誕辰紀念學術討論會論文集, 國史館, 225-61.
- 行政院. 2024. “《新住民基本法》—全面提升對新住民的照顧及權益保障.” (February 24, 2026).
- 許宗力. 1996. “兩岸關係法律定位百年來的演變與最新發展-臺灣的角度出發.” 月旦法學 12: 39-47. (February 27, 2026).
- 許志雄. 1991. “「分裂國家」——修憲的解讀.” 國家政策動態分析 C007.
- 謝莉慧. 2025. “劉世芳稱承認中華人民共和國被批違憲 梁文傑：攸關《國籍法》.” *Newtalk新聞*. (March 4, 2026).
- 賴于榛. 2026a. “卓榮泰：李貞秀立委資格確認前 各部會不提供資料.” *中央通訊社*. (March 9, 2026).
- 賴于榛. 2026b. “陸委會：兩岸條例規範陸配參政權 就任公職適用國籍法.” *中央通訊社*. (February 24, 2026).
- 郭建伸. 2025. “傅崐萁提修法陸配參政免放棄國籍 立院付委審查.” *中央通訊社*. (March 3, 2026).
- 陳昱婷. 2025. “內政部指中配里長應解職 北市松山區公所：研議中.” *中央通訊社*. (February 25, 2026).
- 高華謙. 2025. “內政部：5名里長具中國籍 發函區公所依法辦理.” *中央通訊社*. (February 20, 2026).
- 高華謙. 2026. “李貞秀放棄中國籍爭議 劉世芳：可能需憲法法庭處理.” *中央通訊社*. (February 27, 2026).
- 高輝. 2012. “我國《憲法》中的兩岸關係——一個中華民國，兩個地區.” 展望與探索月刊 10(5): 1-4.

台湾におけるエネルギー動向及び 日台連携の可能性

野村総研

当協会は日系企業の台湾展開における一助とすべく、一般競争入札にて選定した外部の調査機関に調査を依頼する「委託調査事業」を実施しております。昨年度は野村総研諮詢顧問股份有限公司に「台湾におけるエネルギー動向及び関連産業調査」につき調査を委託しましたところ、簡単な概要をご紹介します。

なお詳細な報告書は以下に掲載しておりますところ、ご高覧いただけますと幸いです。

<https://www.koryu.or.jp/business/trade/itakuchosa.html>

台湾は2050年までのカーボンニュートラル（ネットゼロ）実現に向け、国際的な気候変動対策の潮流と足並みを揃え、急速に政策および法整備を推進している。一方で、頼清徳政権の誕生に伴い、台湾を「AIの島」とするビジョンが掲げられ、半導体産業やデータセンターの急成長による膨大な電力需要の増加が見込まれている。これにより、台湾当局は「電力の安定供給の確保」と「徹底的な脱炭素化の推進」という二つの重要な課題を同時に解決する必要に迫られている。

公益財団法人日本台湾交流協会は、日系企業の台湾展開の一助とすべく、Nomura Research Institute Taiwan Co., Ltd. (NRI台湾) に「台湾におけるエネルギー動向及び関連産業調査」を委託した。本稿では、その調査結果に基づき、台湾におけるエネルギー転換政策の変遷と現状を俯瞰するとともに、エネルギー転換を牽引する8つの重点分野における市場動向、日台企業の協業方向性と参入リスク、現段階で考えられる日台協業モデルについて提示する。

1. 台湾エネルギー転換政策の変遷と現状

台湾の脱炭素政策は、政権の交代とともに「エネルギー転換」から「ネットゼロ」、そして「産業競争力と安全保障の統合」へと段階的な戦略的進化を遂げてきた。

1.1 蔡英文政権期：ネットゼロへの基盤構築とロードマップの策定（2016年～2024年）

蔡英文政権期において、台湾の政策は「エネルギー転換」から「2050年ネットゼロ」へと目標が引き上げられた。2021年の総統宣言¹を経て、2022年には「2050年ネットゼロ排出ロードマップ」が正式に発表された。このロードマップでは、「エネルギー・産業・生活・社会」の4大転換戦略を中核に据え、2050年までに総発電量に占める再生可能エネルギー比率を60～70%、水素エネルギーを9～12%、火力発電+二酸化炭素の回収・貯留・再利用（CCUS）を20～27%とする野心的な電源構成の青写真を描いた。これを実現するための具体的な施策として、風力・太陽光発電、水素、次世代エネルギー、送電・蓄電、CCUSなどを含む「12の重要戦略」が提示され、各分野における政策方向性の明確化、関連制度の整備、およびインフラ投資の促進を通じて、低炭素社会への移行を支える政策枠組みが構築された。

1.2 頼清徳政権期：実行の加速とインフラ強靱化へのシフト（2024年～現在）

2024年に発足した頼清徳政権は、前政権の重点分野を引き継ぎつつ、気候ガバナンスを、環境政策の枠を超えて、経済安全保障と産業競争力を左右する最優先課題

1 蔡英文前総統は2021年に「2050年カーボンニュートラル（Net Zero 2050）」目標を正式に提起し、台湾において初めて脱炭素転換を台湾全体の発展戦略のレベルへと位置付けた。

として再定義した。頼總統自ら「国家気候変動対策委員会」を立ち上げ、より意欲的な温室効果ガス削減目標である「NDC 3.0 (2030年までに28%±2%削減)」を提示した。

さらに、実務的なアプローチとして、6大部門（エネルギー、製造、住商、運輸、農業、環境）を統合した「台湾総合炭素削減行動計画」を策定し、「20の脱炭素行動旗艦計画」を発表した。この計画には、「再生可能エネルギーの導入加速（太陽光・洋上風力）」「次世代エネルギーの技術突破（地熱・小水力）」「水素混焼発電及び水素・アンモニアサプライチェーン構築」「テクノロジー蓄電」「CCUS」などが含まれる。特に、AIおよび半導体産業の発展に伴う電力需要に応えるため、台湾電力が推進する「電力網強化計画」の主要プロジェクト完了期限を2028年へと4年早く前倒しするなど、供給安定化とレジリエンス強化に手厚い予算を投入している。

2. エネルギー転換を支える8つの重点分野

蔡英文前政権の「12の重要戦略」と頼清徳政権の「20の脱炭素行動旗艦計画」から、台湾のエネルギー転換で重要となる「8つの重点分野」を抽出した。これらの8つの重点分野をエネルギーサプライチェーン（上流・中流・下流）の視点で整理すると、上流は、太陽光、洋上

風力、地熱といった再生可能エネルギーに加え、水素・アンモニアや原子力発電が挙げられる。中流は、発電された電力を供給側から需要側へと安定的に輸送・供給する送配電・蓄電システムとなり、下流は、エネルギーの需要家側における省エネルギー推進や、CCUSとなる。以下、これら8分野の現状と政策・市場動向について説明する。

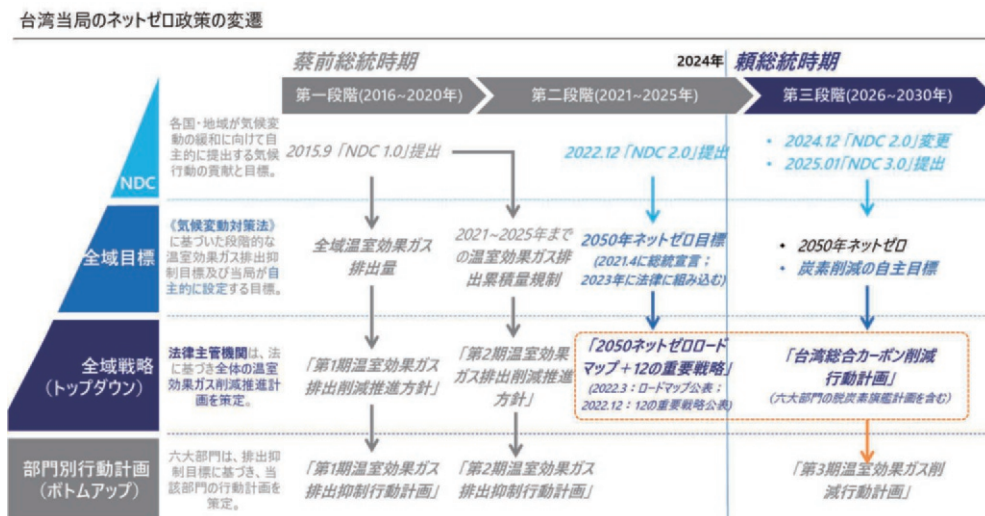
2.1 太陽光発電

台湾は日照条件に恵まれた南部を中心に太陽光発電を推進してきたが、平地における大規模開発適地は飽和状態に近づいている。そのため、現在の政策の軸足は一定規模以上の新築建物への「屋根置き型」太陽光発電設備設置の義務化（建築創能）や、農業・漁業と発電を両立させる「土地の複合利用型太陽光発電（農電・漁電共生）」へと移行している。市場構造としては、固定価格買取制度²（FIT）への依存度が高い一方、RE100達成を急ぐ半導体メーカーなどの大口需要家によるコーポレートPPA（cPPA）を通じた直接調達ニーズが急増している。

2.2 洋上風力発電

台湾海峡の着床式適地が減少する中、大水深海域にお

図1 台湾当局のネットゼロ政策変遷



出典：国家發展委員会「臺灣2050淨零排放路徑及策略總說明」、總統府「國家氣候變遷對策委員會」より作成

2 固定価格買取制度（FIT）とは、再生可能エネルギーによって発電された電力を、一定の価格および期間で電力会社が買い取ることを義務付ける制度である。台湾においては、台湾電力が当該電力を一括して買い取り、一般電力として供給・販売するほか、同社独自の再エネ販売制度（小口再エネ販売制度やRE 30販売制度等）を通じた販売も行っている。

ける浮体式洋上風力発電機の導入に向けた制度整備や、導入の大きな障壁となっているコスト低減への取り組みが喫緊の課題となっている。政策面では、開発の柔軟性を高めるため、強制的な「域内生産義務」の段階的な緩和・撤廃が行われた。また、巨額の資金調達リスクを低減するため、経済部の主導により、中国鋼鉄や台湾中油及びその他の企業が共同出資する「台湾智慧電能会社(TSE)」の設立が推進され、中小企業向けに洋上風力の電力を販売する仕組みが形成された。

2.3 次世代エネルギー（地熱発電）

台湾は豊富な地熱資源を有するものの、深層掘削技術の不足から開発は初期段階に留まっている。現在は初期の適地探査における不確実性と掘削安全リスクを低減するため、台湾中油や台湾電力などの公営事業者が主導して深層地熱（4000～6000m）や先進型地熱システム（AGS）の実証を行っている。2026年には次世代地熱向けに極めて高いFIT価格（8.5522元/kWh）が設定され、民間投資と海外の先進技術の誘致を後押ししている。

2.4 水素・アンモニア

台湾は域内資源の制約から、水素の供給を海外からの輸入に依存する。一方で、技術導入の観点では、国際的な技術動向を踏まえつつ、商業的に確立された技術の導入を優先するキャッチアップ戦略を採っている。インフラ整備の観点から、輸送・貯蔵が比較的容易なアンモニアを先行させ、水素は中長期的な目標と位置付けている。現在は、「エネルギー管理法」の改正により水素をエネルギー燃料³として法的に位置づけるとともに、火力発電所でのアンモニア・水素混焼に向けた実証が進められている。加えて、半導体産業向けには、従来のグレー水素・アンモニアから、ブルー／グリーン水素・アンモニアへの転換を通じた低炭素原料供給の検討が進められて

いる。

2.5 原子力発電

長らく「非核家園（核のない家）」を掲げてきた台湾だが、AI産業の電力需要増大による安定供給への懸念から、民意は原子力再稼働に対して肯定的な方向へ変化しつつある。核能安全委員会（原子力安全委員会）等は「安全の確保、廃棄物問題の解決、社会的合意」の三原則を前提に、既存原発の再稼働に向けた自主安全検査を開始するとともに、小型モジュール炉（SMR）やマイクロ炉（MMR）等の次世代原子力技術の導入に向けた研究計画を始動させている。

2.6 送配電・蓄電システム

再生可能エネルギー電力の系統接続増加に伴い、電力網の分散化およびレジリエンス強化が求められている。これらのインフラ整備に対応するため、台湾電力主導で10年間にわたる「電力網強靱化計画」が進められている。蓄電池市場においては、系統側の供給調整を担う「メーター前（FTM：系統側）」市場⁴が既に供給過剰で収益性が低下しているため、現在の政策と市場の焦点は、電気料金引き上げやAIデータセンターの安定供給ニーズを背景とした「メーター後（BTM：需要家側）」の蓄電・エネルギー管理システム（EMS）市場へとシフトしている。

2.7 省エネルギー

電気料金の引き上げと、大口需要家に対する規制強化（4年で6%の節電義務）を背景に、産業・家庭の両部門で「徹底した節電」への要請が高まっている。これまでESCO産業は機器更新を中心に進められてきたが、現在は生産プロセスの最適化やスマート化など、より根源

3 従来、水素は工業用ガスとして管理・利用されてきたが、本制度改正によりエネルギー燃料として再定義された。これは、水素が「工業原料」から「エネルギーキャリア」へと位置付けを転換することを意味し、その適用範囲の拡大にとどまらず、エネルギー政策、インフラ整備、産業構造に至るまで、構造的な変化を伴うものである。

4 「メーター前市場」とは、主に台湾電力の送配電系統の安定運用を支えることを目的として、需要家側のメーターより上流側で提供される電力サービスの市場を指す。具体的には、アンシラリーサービスやデマンドレスポンスなどが含まれる。一方、「メーター後市場」とは、メーターの下流側にある工場やデータセンターなどで、電力の安定供給の確保や電気料金の削減を目的として蓄電システムを建設する市場である。

的な省エネが求められるフェーズに移行しつつある。もっとも、現状のインセンティブは依然として補助金等の公的支援に依存する側面が強い。

2.8 炭素回収・利用・貯留（CCU・CCS）

CCU・CCSは鉄鋼・石化等の産業や火力発電の脱炭素化の切り札として位置づけられている。当局は、短期的には回収した炭素を製品化する炭素利用（CCU）の社会実装を優先し、中長期的には貯留（CCS）の構築を目指す段階的戦略を採っている。現在は中国鋼鉄や台湾中油等の公営企業が先行して実証プロジェクトを進めている一方、民間企業の参入を促すための「二酸化炭素回収・貯留管理法」の策定や、産業創新条例による投資減税措置が並行して進められている。

3. 日台協業の方向性と参入の留意点

前述の8分野において、日本企業が台湾市場に参入し、相互補完的な協業関係を築くための方向性と、実務上で直面する留意点・リスクを詳述する。

3.1 太陽光発電

前述の通り、台湾の太陽光発電市場では適地制約を踏まえた高効率な空間活用が重要な課題となっている。日本企業にとっては、ペロブスカイト太陽電池や建材一体型太陽光発電（BIPV）など、空間利用効率を高める次世代技術の導入に商機が見込まれる。加えて、台風や地震といった自然災害リスクを踏まえた耐風・耐震設計や、安全基準整備に関する技術的知見も活かせる領域である。

一方、市場面ではFIT依存から大口需要家向けcPPAへの移行が進みつつあり、FIT価格の低下も見込まれる。汎用パネル分野では現地サプライヤーとの価格競争が激しいため、日本企業はハード単体ではなく、中核技術の提供やシステムインテグレーションを組み合わせた差別

化戦略が求められよう。

また、BIPVや水面型設備に関する技術標準はなお整備途上にあり、制度変更や関係省庁間の調整に伴う遅延リスクにも留意が必要である。現地ステークホルダーとの連携を通じた制度対応力の確保が、事業化の成否を左右するといえる。

3.2 洋上風力発電

台湾の洋上風力発電市場は、着床式から浮体式へと関心が移りつつある。この分野においては、日本が強みを有する浮体構造設計や係留技術と、台湾側の海洋工事能力や部材製造力を組み合わせた協業によって、今後のアジア特有の気象・海象条件に適応したアジア発の浮体式標準を共同で確立することは、双方にとって戦略的価値が高いだろう。また、浮体式風車も日本の政策方向と一致しているため、日本側のファイナンス支援と組み合わせれば投資リスクの低減に寄与できると考えられる。

一方、参入環境は変化しつつある。域内生産義務は緩和された⁵ものの、事業者選定においてはESG評価や運営能力が重視される傾向にあり、単なる設備供給にとどまらない総合的な事業遂行能力が求められる。また、cPPAへの移行に伴う売電価格の不透明性により、プロジェクトファイナンスの難易度が上昇している点にも留意が必要である。

さらに、浮体式は依然としてコストが高く⁶、政策動向にも不確実性が残る。導入スケジュールの変動リスクを踏まえ、台湾の政策動向を注視した機動的な戦略立案が求められる。

3.3 地熱発電

台湾の深層地熱発電市場は初期段階にあり、深層掘削や適地探査における技術課題の克服が重要な焦点となっている。この分野において、日本企業にとっては、地質探査技術、深層掘削の知見、ならびに先進型地熱システ

5 台湾の洋上風力発電開発計画は、第1段階（デモサイト）、第2段階（ポテンシャルサイト開発）、第3段階（ゾーン開発）に区分される。第3段階の第3期では域内生産義務が撤廃されている。

6 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）等の試算によれば、浮体式の建設コスト（CAPEX）は1kWあたり約7,000～9,000米ドルと、着床式（同約2,500～4,500米ドル）の約2倍～2.5倍の水準にある。また、発電原価（LCOE）で見ても、着床式の50～100米ドル/MWhに対し、浮体式は150～250米ドル/MWh以上と推定されている。

ム（AGS/EGS等）に関する技術コンサルティングを通じた参入が現実的な選択肢の一つとなろう。特に、公営事業者が主導する実証段階においては、初期リスクの低減に資する技術支援への需要が見込まれる。

一方、実務面では初期投資リスクに加え、有望地の多くが原住民居住地や自然保護区に位置することから、地域住民との合意形成が大きな課題となる。「原住民族基本法」に基づく調整プロセスは複雑であり、現地社会との信頼関係構築や継続的なコミュニケーションが不可欠である。

また、台湾市場はなお黎明期にあり、ハードウェア単体での需要は限定的である。さらに、日本での「温泉産業との共生モデル」は、地質環境や法規の違い等によりそのまま転用できない可能性が高い。日本企業としては機材提供にとどまらず、現地法規制や地域特性に適合した事業スキームを提案できるパートナーとしての立ち位置を確立することが重要であろう。

3.4 水素・アンモニア

台湾では、水素やアンモニアを輸入前提とする中で、サプライチェーンの構築が重要な課題となっている。この分野においては、日本が有するグローバル調達網を活かした共同調達や、輸送船・貯蔵タンク等のインフラ技術を用いた港湾受入拠点の整備など、調達から受入・供給、運用に至る一貫したソリューションの提供に商機が見込まれる。加えて、成熟した混焼技術の導入や、半導体産業向けの高純度・低炭素水素供給体制の共同構築も有力な協業領域である。

一方、市場実装にあたっては、制度面および経済性の課題に留意が必要である。台湾では大規模な差額補助制度（CFD）が未整備であり、炭素費も初期段階にとどまることから、高コストな水素設備に対する投資インセンティブは依然として限定的である。また、受入インフラの未整備により、燃料供給の確実性が担保されず、混焼の事業化が進みにくい「鶏と卵」の状況が生じている点も、実務上の留意事項として挙げられよう。

さらに、公共案件では価格競争を重視する入札慣行が強く、日本企業が強みとするライフサイクルコストの最

適化などの付加価値が十分評価されにくい可能性がある。こうした市場環境を踏まえ、単なる技術供与にとどまらず、政策提言やファイナンススキームを含めた包括的なアプローチが必要であろう。

3.5 原子力発電

AI産業の台頭に伴う電力需給の逼迫を受け、台湾では脱原発方針の転換を巡る議論が加速している。ここでの日台協力のポイントは、SMR等の次世代技術導入の前提となる放射性廃棄物の処理・処分問題の解決支援にあり。日本が強みを持つ放射性廃棄物の減容化、中間貯蔵、リサイクル技術を先行して提供することで、台湾が直面する廃棄物処理の停滞を打破し、将来的なSMRサプライチェーン構築において日米台等の戦略的枠組みを主導する道筋が描けるであろう。

一方で、実務上のハードルは依然として高い。台湾当局が掲げる「三原則」⁷は絶対条件であり、これをクリアしない限り新規技術の実装は事実上不可能となっている。また、原子力政策は政治的要因の影響を受けやすい分野であり、政権支持層への配慮等により、法改正や行政手続きの進展に一定の制約が生じ得る点にも留意が必要である。

さらに、構造的な問題として、最終処分場選定に関する法整備の停滞や、米国規格への傾斜といった市場環境も、日本企業にとっては慎重なリスクマネジメントが求められるポイントである。

3.6 送配電・蓄電システム

台湾の蓄電市場はFTM市場の飽和を受け、需要家側のBTM蓄電・EMS市場へと重心が移りつつある。この分野においては、日本企業が高品質な電池セル、EMS、資金を提供し、台湾企業がシステム統合や現地施工を担う相互補完型の分業モデルが有望である。

一方、参入にあたっては、重要インフラ分野における厳格な「中国製品排除」政策に留意が必要である。日系メーカーが中国依存のサプライチェーンを維持している場合、代替調達に伴うコスト増により価格競争力が低下

7 三原則とは「安全の確保、廃棄物問題の解決、社会的合意」。

するリスクがある。また、アンシラリーサービス等の市場制度はなお発展途上にあり、制度変更への迅速な対応力が求められることから、意思決定スピードの差が市場機会の逸失につながる可能性も無視できない。

さらに、公共案件や重要インフラ分野においては、明文化された義務ではないものの、実務上は域内生産条件への対応が求められる傾向がある。加えて、台湾電力独自の通信フォーマット（dReg等）へのローカライズも技術的なハードルとなり、ハード・ソフト両面での現地仕様への適応力が問われることになるだろう。

3.7 省エネルギー

台湾における省エネ推進は、従来の単なる設備更新のみでは削減目標の達成が困難であるため、より抜本的な省エネ対策が求められている。台湾のESCO産業に、日本の省エネ診断およびプロセス最適化に関するノウハウを導入した現地適応型ソリューションを提供できれば、さらなる省エネ効果が期待できると考えられる。

ただし、市場の価格感応度の高さにも注意が必要である。台湾の電気料金は上昇傾向にあるとはいえ日本に比べて安く抑えられており、省エネによる電気代削減分のみでの投資回収が限定的であることから、企業の高額な省エネ対策への投資意欲は必ずしも高いとはいえない。

したがって、日本企業が市場での優位性を確保するためには、ハード設備の性能追求のみならず、生産プロセスにおけるエネルギー使用の最適化や炭素費削減といっ

た多角的な付加価値をパッケージ化し、長期的なコストパフォーマンスを訴求する戦略が重要であろう。

3.8 炭素回収・利用・貯留（CCU・CCS）

台湾では短期的にCCUの社会実装、中長期的にCCS基盤の構築を目指す段階的戦略が進められている。この分野においては、日本が先行する標準化・パッケージ化された炭素回収設備の導入により、省スペースかつ迅速な社会実装を図るアプローチに商機が見込まれる。加えて、CCUにおける共同技術開発や、CCSにおける海底探査技術を活用した貯留サイト開発支援、LCO2海上輸送ネットワークの構築など、日台の技術・資源を活かした相互補完型の協業が期待される。

一方、事業化にあたっては、カーボンプライシングの牽引力不足に留意が必要である。2026年に導入された炭素費は、現時点ではCCUS導入コストを十分にカバーする水準には至っておらず、企業の投資インセンティブは限定的である。また、産業間での削減クレジットの算定・配分基準もなお未成熟⁸であり、投資判断を難しくする要因となっている。さらに、台湾特有の法務・環境リスクも看過できない。地震帯に位置する地理的特性から、地下への高圧CO2圧入に対する社会的懸念や、環境影響評価に伴う遅延リスクも否定できない。

したがって、日本企業が商機を見出すためには、台湾当局の段階的な発展戦略に歩調を合わせ、まずは火力発電や重工業向けの回収設備を現地仕様に適合させること

図2 8分野の協業可能性分析

	太陽光発電	洋上風力発電	地熱発電	水素・アンモニアエネルギー	原子力発電	送配電・蓄電システム	省エネルギー	CCU・CCS
日台政策の 一貫性	高	中	中	高	低	高	低	高
台湾政策の 確実性	高	中	中	中	低	高	高	高
台湾市場の 発展性	低	低	中	高	低	高	低	高
日台協業多 様性	中	低	中	高	低	中	低	高
協業可能性	▲	-	▲	●	-	●	-	●

出典：NRI台湾作成

8 例えば、鉄鋼プラントから回収した副生CO₂を化学製品の原料として再利用する「鋼化聯産」の場合、回収側の鉄鋼セクターと利用側の化学セクターのいずれに排出削減実績を帰属させるかという実務上の算定ルールが明確化されていない。このようなクロスセクターでの削減ベネフィットの分配基準が未整備であることが、企業間での共同投資や事業化判断を難しくさせている一因となっている。

から着手し、貯留分野では共同研究を通じて技術への信頼性を醸成していくアプローチが現実的であろう。

4. 有望3分野における日台協業モデル

上述した各分野の現状と課題を背景に、日本企業の技術的優位性と台湾側のニーズが合致する「水素・アンモニア」「送配電・蓄電」「CCU・CCS」の3分野において考えられる協業モデルを提示する。

4.1 水素・アンモニアエネルギー関連産業

水素・アンモニア分野では、調達から利活用まで一貫した包括的なサプライチェーンの共同構築が求められる。上・中流においては、日本がリードする液化水素・アンモニア輸送船や極低温貯蔵タンクの設計・施工ノウハウを、台湾の主要港湾（高雄・台中等）における受入拠点整備に活用することが有望視される。ここでは単なる設備供給に留まらず、適地選定やFSから建設・保守運用まで一括したトータルソリューションの提供モデルが期待される。これに合わせ、日本のグローバル調達網を活用した台湾との共同調達によって、スケールメリットによる価格交渉力の強化を図り、コスト削減に繋げることも期待できる。

下流および最終用途においては、日本が先行する混焼技術を台湾の火力発電所へ導入し、NO_x処理を含む技術支援を行うことで、台湾をアジア展開の初期実証拠点として位置付ける。また、成熟した水素燃料電池技術を有する日本企業と、同分野での受託製造経験を持つ台湾企業が連携し、国際市場に向けた、より価格競争力のある製品を展開することも考えられる。さらに、ブルー・グリーン水素等の低炭素燃料を原料として台湾域内で精製し、先端半導体プロセスに不可欠な超高純度化学品として供給するモデルも検討に値する。これは、導入初期において高コストが課題となる水素に対し、発電用燃料よりも圧倒的に単価の高い「産業用高付加価値材料」として市場投入することで、事業採算性を確保しつつ、サプライチェーン全体の脱炭素化を先行して実現する戦略的アプローチとなり得る。

4.2 送配電・蓄電システム

蓄電システム市場においては、従来のハード単体販売モデルから、日台の強みを相互に活かした分業型モデルへの転換が求められる。具体的には、日本企業が高品質な電池セルや高度な需要側管理技術を提供し、台湾企業が現地での土地確保、消防法等の規制クリア、およびシステム統合を担う体制である。これは、供給安定性の確保に向けて積極的に設備投資を行うAIデータセンターや半導体工場などの顧客にとって、高い訴求力を持つであろう。

また、日本企業は自ら投資主体としてプロジェクトに参画し、長期的な売電・サービス収益を享受するビジネスモデルも検討すべきである。さらに、成熟した日本の電力取引市場（VPP等）において、台湾のコスト競争力あるハードを活用した共同実績を積み、その運用ノウハウを将来の台湾再エネ市場のさらなる自由化に合わせて逆輸入する協業モデルも考えられる。

4.3 炭素回収・利用・貯留（CCU・CCS）

炭素回収分野では、台湾の地理的・空間的制約を考慮し、設備の共同開発を戦略の軸に据えることが有効なアプローチの一つと考えられる。まず、日本企業が先行して実用化を進めている炭素回収設備は、省スペースかつ高い回収効率を特徴としており、設置スペースの確保が課題となる台湾の火力発電所や工業団地への導入において優位性が高い。こうした実績のあるパッケージを導入することで、初期投資を抑えつつ迅速な社会実装を目指すモデルが有望視される。また、技術的に成熟している物理・化学的回収に加え、生物学的手法（藻類を用いた回収など）や膜分離技術など、多様な炭素吸収技術に関する日台共同の研究開発も、中長期的な協力の選択肢となり得る。

さらに、回収した炭素の貯留については、台湾域内の貯留サイト開発に向け、日本が知見を有する高度な地質探査・シミュレーション技術やモニタリング技術を共有し、地質の安全性を担保する実証研究を支援することが期待される。利用分野では、高効率な変換触媒や炭素分離技術を日台が共同で開発し、現地の製鉄所や化学工場の排ガスを、半導体製造用化学品や建築材料へと転換するビジネスモデルの構築が模索されている。これは炭素

を新たな「資源」として捉え直し、日台共同で循環型経済に資する新産業を創出する契機となり得るであろう。

5. 協業の社会実装に向けた官民連携フレーム

エネルギー分野における事業展開は政策に大きく左右されるため、日台協力を検討する際には、政府と企業の方角性・制度・行動の整合性に十分留意する必要がある。事業の成否は、個々の企業の努力のみならず、政策的支援や法規制の整備状況、さらには経済合理性を担保する市場環境に大きく左右される。

したがって、日台間のエネルギー協力を実効性のあるビジネスモデルとするためには、個別企業の努力のみでは解決が困難である複雑な法規制、インフラの未整備等といった構造的課題の克服が欠かせない。その推進にあたっては、「当局」「研究機関」「民間企業」が三層構造で取り組む体制構築が望ましい。

まず当局間において、再エネ証書の相互承認や水素・CCS関連の法規制調和といった「制度的インフラ」を整備することが求められる。これを受け、研究機関が先端

技術の実証プラットフォームを通じて社会実装への橋渡しを担い、民間企業はそれらを土台に、水素やCCUSなどの新興領域における社会実装事業を加速させるべきであろう。

一方、すでに市場ルールが整備されつつある電力網等の分野では、AIデータセンターや半導体工場における電力需要の急増を背景に、メーター後蓄電池市場の構築が有望な協業領域となる。電気料金の上昇や再生可能エネルギー政策の変動を踏まえつつ、日本の高度なEMS技術および運用ノウハウと、台湾企業のシステム統合能力・現地適応力を融合させることで、双方の強みを最大化する協業モデルの確立が、メーター後市場における競争優位の観点から有効であると考えられる。

エネルギー分野は、半導体やAI等で発展を続ける台湾経済を支える極めて重要な社会インフラであり、ネットゼロ社会の実現との両立は非常に重要且つ困難な課題である。今後、日台間の連携によってこうしたインフラ整備が進むと共に、日本企業にとっても新たな事業機会が創出されることが期待される。

医療インバウンドの現状と日台協業の可能性

— 公的医療保険中心の医療制度を前提とする「日本式」モデルから考える —

Medical Excellence JAPAN (MEJ) 事業部長 別府 佳代子

世界的に医療インバウンドの需要が拡大する中、日本もまたその潮流に直面している。観光インバウンドは新型コロナ後に急回復し、2025年の訪日外客数は4,268万3,600人、旅行消費額は約9兆4,549億円といずれも過去最高を更新した^{1,2}。医療やウェルネスを目的とするヘルスツーリズム需要も、中長期的には拡大が見込まれる。他方で、医療目的で来日する渡航受診者の受入れは限られている。日本の医療は臨床の質、安全性、診断精度、患者ケアの面で国際的に高い評価を受けているにもかかわらず、その強みを十分生かしきれていない。

日本の医療インバウンドは、タイやシンガポールのような自費を前提にした医療産業モデルとは異なる性質を持つ。日本の医療制度は、公的医療保険の比重が高く、人員配置、病床運用、診療報酬体系、地域連携が公的医療保険として組みこまれている。この前提を理解せず医療インバウンドを論じても、日本にとって有効な制度設計にはつながらない。つまり、日本型医療インバウンドは、公的医療保険制度を基盤とする医療体制との整合性を確保しつつ、通常診療や地域医療を損なわない範囲で、自由診療による患者受入れを持続可能な業務として設計

する必要がある。

こうした観点から、台湾は日本にとって示唆の多い比較対象となる。台湾もまた公的医療保険制度を基盤としながら、自由診療による患者受入れを促進する枠組みを整備してきており、日本と共通点が多い^{3,4}。台湾から学ぶべきは受入規模の大きさではなく、公的保険制度と整合した医療インバウンドをどう設計し、実装してきたかという点にある。

本稿では、まず「日本式」の定義を整理し、日台協業の実装可能性を論じる。その役割を担う中核的な組織として、MEJは2013年に設立された官民連携プラットフォームである⁵。医療機関・産業界・行政・学会を結び、日本と相手国・地域双方に同様の枠組みを設けて産・官・学・医を「面と面」でつなぐMExx構想を中核に、ベトナム、タイ、インドなどで展開を進めてきた。最初の展開先が台湾であり、本稿が台湾を主題とする理由でもある⁶。

1. 「日本式」とは何か

日本政府は医療インバウンドを医療・介護分野の国際

- 1 Japan National Tourism Organization (JNTO). 訪日外客数 (2025年12月推計値) [Internet]. 2026 Jan 21 [cited 2026 Apr 17]. Available from: https://www.jnto.go.jp/news/_files/20260121_1615.pdf
- 2 観光庁. インバウンド消費動向調査2025年暦年(速報)及び10-12月期(1次速報) [Internet]. 2026 Jan 21 [cited 2026 Apr 17]. Available from: https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_00071.html
- 3 National Health Insurance Administration, Ministry of Health and Welfare, Taiwan. Important Statistics [Internet]. 2022 Sep 5 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://www.nhi.gov.tw/en/cp-1058-9d702-123-2.html>
- 4 臺灣國際醫療全球資訊網. 外籍人士來台短期就醫 [Internet]. 2025 Oct 28 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://www.medicaltravel.org.tw/Article.aspx?a=45&l=1>
- 5 Medical Excellence JAPAN. MEJとは? [Internet]. [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://medicalexcellencejapan.org/jp/about/>
- 6 Medical Excellence Japan. 『9月3日(土)10時~LIVE配信』日台国際医療交流シンポジウム開催のご案内 [Internet]. 2022 Aug 19 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://medicalexcellencejapan.org/jp/event/detail/506/>

展開の一部として位置づけている。第3期「健康・医療戦略」では医療の国際展開が明示され、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」でも医療インバウンドを含む健康・医療分野の国際展開が成長戦略に組み込まれた^{7,8}。厚生労働省も、医療インバウンド実証事業を通じて持続可能な受入れモデルの検討に着手している⁹。

議論を前進させるためには、まず「日本式」の定義を明確にする必要がある。日本の医療制度の出発点は、1961年に開始された国民皆保険である¹⁰。全国どこでも一定の医療アクセスを確保し、急性期から慢性期まで地域医療を支えることを基本としてきた。その結果、医療機関の人員配置、病床運用、診療報酬体系はいずれも、保険診療を前提として設計されている。2024年度の調査では、有効回答1,242施設のうち約8割の病院の医療利益が赤字であり、国立大学病院42病院のうち32病院が経常赤字と見込まれている¹¹。こうした状況の下で、国際患者からの自由診療収益を高度医療基盤の維持や人材育成に再投資することには意義がある。ただし、目指すべきは集患数の最大化よりも、公的医療制度を補完し、医療基盤を強化する範囲で、再現可能な受入れモデルを構築することにある。

一方、近年、医療目的の入国後に在留資格を取得し公的保険に加入するケースが顕在化している。国民皆保険制度の信頼性を担保することは、医療インバウンドを適切に推進するための前提条件である。

2. なぜ台湾が重要なのか

前節で整理したように、日本型医療インバウンドに求められるのは、公的保険制度との整合性を保ちながら国

際患者受入れを制度化することである。こうした条件のもと、先行して取り組みを積み重ねてきたのが台湾である。

台湾の全民健康保険は住民の99.9%をカバーし、日本の国民皆保険と同様に、高い保険カバー率の下で医療アクセスの公平性を支えている³。医療費の個人負担も約35%と日本の約30%に近く、公的保険を基盤とする制度構造において双方は多くを共有している。だからこそ台湾の経験は、日本にとって最も身近な参照先となる。

台湾から学ぶべきは、受入患者数の規模ではなく、公的保険制度と両立した設計である。タイ（約300万人）、韓国（2024年に117万人）に比べ台湾の受入規模は際立たないが、それは台湾が医療提供体制の制度設計の質を優先してきたことを意味する。台湾政府の衛生福利部（保健福祉省に相当）は国際療管理部を組織し、2025年時点で129の医療機関がそのネットワークに参加している¹²。公的ポータルでは、医療機関情報、短期就医の手続き、医療計画書、必要書類、実務情報が多言語で整備されており、渡航前の患者が必要な情報に無理なく到達できる入口が整っている。さらに、国際医療に充当できる病床数に上限を設け、通常診療と区分した専用体制を定めるなど、地域住民への医療提供を最優先としながら国際患者受入れを補完的に組み込む設計は、まさに日本が目指す「日本型」の姿と重なる。

こうした政府主導の枠組みを民間から支えるのが、衛生福利部の後押しを受けて2021年9月に設立されたMedical Excellence TAIWAN (MET) である。METは医療機関・学術団体・産業界が結集した財団法人であり、台湾の国際医療の標準化・人材育成・産業連携を担う実務プラットフォームとして機能している。METはこのMETと長年の協業関係にあり、両組織の連携は、情報

7 内閣官房健康・医療戦略推進本部. 第3期健康・医療戦略[Internet]. 2025 Feb 18 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/tyousakai/dai44/sankou4.pdf>

8 首相官邸. 令和7年6月13日（金）持ち回り閣議案件[Internet]. 2025 Jun 13 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2025/kakugi-2025061302.html>

9 厚生労働省. 「医療インバウンドに係る調査・実証事業」の実証事業に参加する医療機関を募集します[Internet]. 2025 [cited 2026 Apr 13]. Available from: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202923_00030.html

10 厚生労働省. 「昭和100年企画」第3回 国民皆保険・国民皆年金 昭和21～40年（1946～1965）[Internet]. [cited 2026 Apr 13]. Available from: https://www.mhlw.go.jp/stf/web_magazine/closeup/24.html

11 経済産業省. 医療インバウンドの適切な推進の在り方に関する検討会 中間とりまとめ[Internet]. 2025 Jun 12 [cited 2026 Apr 13]. Available from: https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/medical_inbound/pdf/20250612_1.pdf

12 臺灣國際醫療全球資訊網. 【113/2/16更新】112年度國際醫療管理工作小組之會員機構名單[Internet]. 2025 Jan 3 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://www.medicaltravel.org.tw/News-Content.aspx?l=1&nid=314>

交換を超えた日台双方の医療インバウンドの実践的なパートナーシップである¹³。

台湾はまた、国際患者受入れを国内医療の強化と一体で進めている点でも先進的である。「台湾健康深化計画(2025～2029年度)」は、医療従事者の職務環境改善、多様な人材育成、スマート医療の推進、医療の持続可能性という四つの重点領域を掲げており、国際医療は、国内医療基盤の強化と深く結びついている¹⁴。医療インバウンドを医療制度の延長として捉えるこの構想は、日本が今後参照すべき基本軸となる。

3. 台湾が進める医療インバウンド標準化と産業連携

台湾の取組の中核は、医療インバウンドの運用を誰が担っても同じ品質で実施できる業務設計にある。その象徴が、2025年6月にMETが公表した「国際医療サービス運用手引き」である¹⁵。問い合わせから治療・帰国後フォローまでの一連のプロセスを体系化し、医療機関が参照できる標準作業手順(SOP)として整備したものである。個々の担当者の経験や努力に頼ってきた国際患者対応を、再現可能な業務へと転換しようとするこの取組は、属人的な運用に依存しやすい日本の現状との対比で際立っている。

台湾はまた、医療インバウンドを産業連携と一体で推進している。毎年台北で開催されるMedical Taiwan展示会では、医療機関、医療機器・サービス企業、政府関係者が一堂に会し、バイヤーや渡航支援企業との商談・連携の場として機能している¹⁶。制度と産業が連動するこの仕組みは、MEJが国内で担ってきた役割、すなわち官・民・学・医を「面」としてつなぐプラットフォーム機能と、発想を同じくするものであり、両者がパートナーとして協業する背景でもある。

4. MEJが見る日本の実績と課題

MEJが集計するJIH年次集計によれば、2024年度の新規渡航受診者数は39病院で2,099人であり、前年度の2,262人から横ばいが続いている。国籍別では中国が1,500人で約7割を占め、ベトナム193人、米国60人が続く。疾患別では悪性新生物(がん)が約30%を占め、外来(1,219件)・入院(232件)による治療が7割を超えており、健診の伸び悩みが受診者数全体にも影響している(図1)。一方、MEJが認証する医療渡航支援企業(AMTAC)と医療渡航フォーラム会員(MTF)の集計では、同年度の渡航受診支援数は9,552人と前年比約1.8倍に増加している。JIHが主に治療目的の高度医療を要する国際患者を対象とするのに対し、美容・予防的医療の比重が高い特徴がある。政策論を展開する上では、この2つのニーズの特性をそれぞれ踏まえた制度設計が求められる。

日本の医療が渡航受診者に選ばれるためには、受診までのSOPの整備が急務である。MEJが実施した実証では、問い合わせの約90%がSOP不足に関連した情報不足やミスマッチにより受診に至らなかった。国際患者が自国にいる段階から受診の見通しを立て、安心して選択できるSOPを整えることが、今まさに求められている。

この国際患者ジャーニーをSOPの観点から段階別に見ると、課題が鮮明になる。

1. 情報収集の段階では、医療機関情報・費用・所要期間を横断的に比較できる情報の一元化が求められる。
2. 受入れ判断の段階では、問い合わせから回答までの期間や概算費用・受入れ可否の基準を事前に示す仕組みの構築が課題となっている。
3. 治療の段階では、医療現場の負担に見合うインセンティブの設計と、受入れに伴う損益の把握が重要である。
4. 滞在の段階では、宿泊・通訳・決済にわたる支援体

13 Medical Excellence JAPAN. 「日台健康・医療分野における協力推進に関する覚書」の締結を行いました[Internet]. 2022 Oct 12 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://medicalexcellencejapan.org/jp/all/detail/519/>

14 衛生福利部科技發展組. 「健康台湾深耕計畫(114-118年)」[Internet]. Updated 2026 Jan 16 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://dep.mohw.gov.tw/TDU/cp-1567-82247-121.html>

15 Medical Excellence Taiwan. 新聞報導 | 建立全球醫療旅遊服務新標準, 臺灣邁出關鍵一步! [Internet]. 2025 Jun 18 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://www.medicalexcellencetaiwan.org/newsactivity/3303681>

16 Medical TAIWAN. Medical Taiwan 2025: Official Events [Internet]. [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://www.medicaltaiwan.com.tw/en/menu/542C8573E49AC39CD0636733C6861689/info.html>

国籍別渡航受診者の受入実績(JIH)

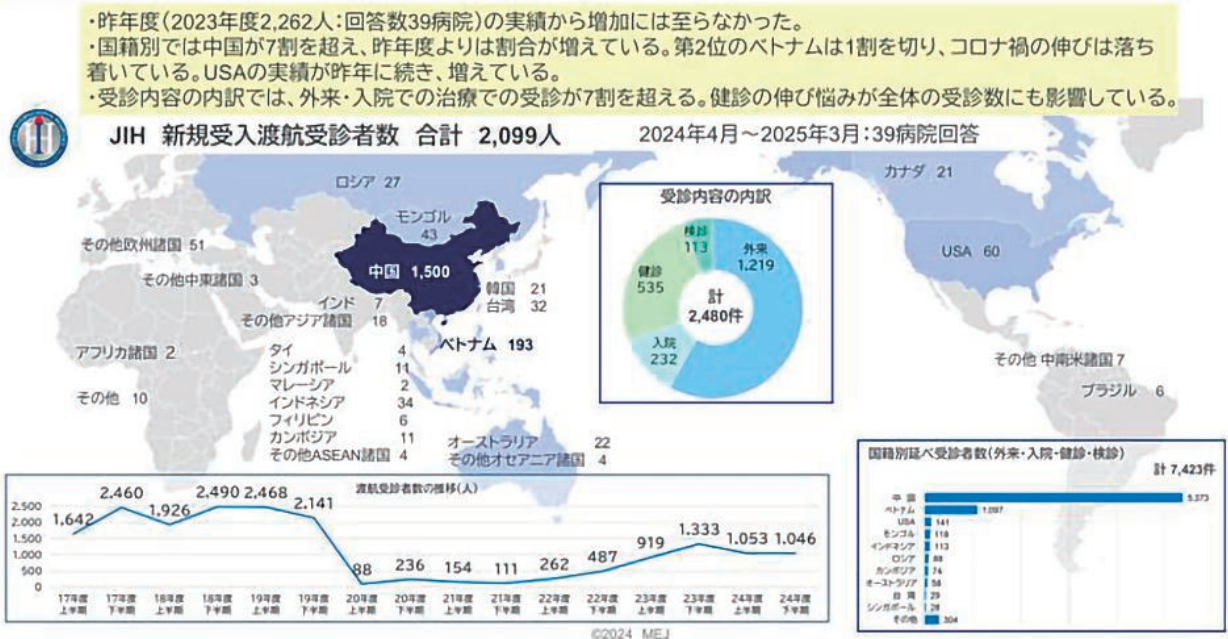


図1 JIHにおける国籍別渡航受診者受入実績(2024年4月~2025年3月、39病院回答)

制の整備と手続きの透明化が求められる。
 これらを4つの軸で整理すると、以下の通りである。

課題の軸	日本の現状	他国との違い
情報の一元化	参考ポータル訪問者数:約0.75万人	台湾8.8万人・韓国12万人
受入れの予見性	ビザ取得に約1か月、費用・判断基準が不透明	競合国は数日~1週間ビザ取得可
院内標準化	問い合わせ~受入れのプロセスが機関ごとに異なる	台湾:業務を体系化
役割分担の明確化	医療機関と支援企業の担うべき領域が混在	韓国・台湾は国と民間の役割が制度で整理

日本の医療が持つ強みは、重症例や合併症リスクへの高度な安全管理、低侵襲治療(内視鏡・IVRなど)、高精度の画像診断、チーム医療、費用対効果の高さ、充実した予防・健診体制にある。病院単位の水準は世界的に見ても高い。国際患者にとって、その強みが比較可能で予見可能な情報として届く仕組みがまだ整っていない。日本に必要なのは、医療の内容ではなく、その価値を国

際患者が選択できる仕組みを整えることである。その設計において、最も具体的な示唆を与えてくれるのが台湾であり、MEJとMETの協業はまさにその実装を前進させる場として機能してきた。

5. 日台協業が切り拓く可能性

公的保険制度を基盤とする医療提供体制において、国際患者受入れの制度化は日台双方が等しく向き合ってきた課題である。台湾が制度設計で先行してきた一方、日本が高度医療の厚みで強みを持つ領域もある。互いの経験を持ち寄ることに、この協業の本質がある。MEJとMETはその実践として、2022年のMOU締結以来、シンポジウム、視察、ビジネスマッチングを重ねてきた¹⁷。2023年のワークショップを契機として、台湾の医師と日本企業の協議が医療機器の導入へと発展し、大型メディカルセンターから国立大学病院へと展開した。協業が実際の医療現場を動かした事実は、日台連携の可能性を裏づけている。この実績を土台に、本稿の結論として三つの可能性を示したい。

17 Medical Excellence JAPAN. MEJニュースレターVol.9 [Internet]. 2025 Apr 1 [cited 2026 Apr 13]. Available from: <https://medicalexcellencejapan.org/jp/notice/detail/717/>

第一は、SOPの日台共同策定による受入れ体制の標準化である。前章で示した情報の一元化・受入れの予見性・院内標準化・役割分担の明確化という4つの課題は、いずれも国際患者ジャーニーの各段階にSOPを定めることで解消の道筋が開ける。日台双方の医療現場で共有可能なSOPが、具体的な協業の第一歩となる。

第二は、実務人材の育成における日台の連携である。台湾の「台湾健康深化計画」が医療人材育成を四つの重点領域の一つに据え、日本の第3期健康・医療戦略も人材育成を国際展開の柱として位置づけている。政策の方向が重なるこの領域において、日台の国際医療に積極的な医療機関での実地研修を通じて、知見を共有し運用の実際を修得する機会を設けることが求められる。台湾が日本の地域プラットフォーム型の構想を学び、日本も台湾の設計と標準化を学ぶ。こうした人材交流の積み重ねが、日台協業を持続的なものとする。

第三は、第三国展開を通じたアジア医療への日台貢献である。日本の第3期健康・医療戦略はアウトバウンドとインバウンドの一体推進を明記しており、台湾の新南向政策2.0はASEAN各国への医療拠点展開においてMEJとの連携を視野に入れている¹⁸。日台双方の政策方向が重なるこの領域において、日本の高度医療・技術と台湾

の標準化・展開力を組み合わせることで、第三国における医療課題の解決に向けた日台の協力体制が整う。

日台協業の本質は、公的保険制度を基盤とする同じ条件の下で、持続可能な国際医療のあり方を共に探り、共に実装していくことにある。その営みを通じて日台双方の医療が強化され、アジア地域全体の医療の質が高まっていく。それが、日台の協業が目指す姿である。

おわりに

本稿では、公的医療保険を基盤とする「日本式」医療インバウンドの定義を出発点に、台湾の制度設計の先行性と、MEJとMETが積み重ねてきた協業の実績を整理した上で、日台協業が切り拓く三つの可能性を提示した。

SOPの共同策定、実務人材の育成、第三国への共同貢献という三つの方向性は、いずれも、類似した制度条件にある日台が協力することで、実現できるものである。

日台双方が医療インバウンドを通じてアジアの医療の質を共に高めていく道筋を、本稿が示す一助となれば幸いである。

18 Ministry of Foreign Affairs, Republic of China (Taiwan). Promotion plan announced for New Southbound Policy [Internet]. 2016 Oct 6 [cited 2026 Apr 13]. Available from: https://nssp.mofa.gov.tw/nsppe/content_tt.php?post=102367

連載

日本との比較で学ぶ台湾入門 12

政府と市場の関係の比較

東海大学教授 陳 建仁

大阪大学教授 北村 亘

発展指向型国家の相違点

陳：ページのデザインが今回から変わりましたね！気分一新でいきましょう。さて、東アジアに対する世界の関心は安全保障だけでなく経済にも向いていますね。そんな中で、アメリカのドナルド・トランプ大統領は、第2期政権発足以後、不公平な貿易を是正するために同盟国も含めて関税を大幅に課するという措置を打ち出しています。これについてはアメリカ国内でも大きな政治争点になっていますが、改めて政府と市場との関係が大きな問題として浮上しています¹。

北村：そうですね、アメリカの関税政策で世界の自由貿易体制が危機に瀕しています。が、東アジアについていえば、問題はさらに根深いところにあります。トランプ大統領は常々「日本でアメリカ製品が売れないのは日本の非関税障壁ともいべき政府の規制があって市場が歪んでいるからだ」といったことをおっしゃっています。これは1980年代の対日貿易赤字に苦しむアメリカが「日本叩き (Japan Bashing)」したときのロジックと同じです。台湾に対しても同じようなロジックで高関税をちらつかせていますよね。

そこで、今回は温故知新ということで、もう一度、

台湾と日本での政府と市場の関係について考えてみましょう。

陳：いいですね。儒教の影響が強い東アジアでは、商人は「四民」(士農工商)の一番下に置かれていて、その地位は社会的に低くあるべきだという思想が強いんですね。まあ、儒教の影響はどこまであるのかということは議論があるところですが、昔から政治と商業の関係は、上下関係という意識が強いですよ。

ただ、近代化の中で、台湾でも日本でも実業家が重視され、その地位が台頭してきました。台湾が日本の統治下に入ってから、台湾と日本はともに欧米列強との苛烈な競争に打ち勝つべく、殖産興業に邁進しました。「追いつき型近代化 (Catch-up Modernization)」の開始ですね。第2次世界大戦の後、台湾も日本も、今度は経済復興のために、政府が自国の産業をそれぞれ保護育成しようとしたことは事実ですし、台湾も日本も高度経済成長を遂げたことも事実です。両者に因果関係があったのかどうかは政治学や経済学では議論がありますが、多くの人が政府の規制の中で産業が保護されて発展したと認識していました。まあ、「温室型資本主義」ともいべきものだと思いますよね。

北村：個人的な経験を申し上げれば、1993年に大学

1 本論文の執筆にあたり、台湾・東海大学経済系の陳文典教授と蕭志同教授にご助言を頂きました。お二人の先生に深く感謝申し上げます。

院に進学した頃は、経済成長や失業率、財政赤字などの経済パフォーマンスを政治的要因から説明するという「政治経済学 (Political Economy)」が世界的に全盛期でした。特に、京都大学では恩師の村松岐夫先生が、経済学の先生たちとプロジェクトを組んでおられて、たくさんの研究会が開催されていました。そこで私はお茶汲みをしておりました (笑)。先輩の研究者たちも、東アジア地域全体が世界の経済成長を牽引していることの原因を探るといったような研究をされていました。

陳: そうでしたか。東アジア地域全体にアメリカなどが強い関心を持ち始める時期ですよ。エズラ・ヴォーゲル (ハーヴァード大学)、チャーメーズ・ジョンソン (カリフォルニア大学)、ピーター・カツェンステイン (コーネル大学) といった先生たちが中心になって東アジアの政治経済の解明に熱心でしたよね。

日本は1968年にGDPで世界第2位に登り詰めましたし、台湾は1979年に新興工業経済地域 (newly industrialized economies; NICs) に列するようになりました。日本の年率10%の高度経済成長は「日本の奇跡 (Japanese Miracle)」と言われていましたが、その後、韓国、台湾、香港、マレーシア、シンガポールなど全体的に経済成長が著しかったために1990年代には「東アジアの奇跡 (East Asian Miracle)」と称されるようになりますね。世界銀行でも、ズバリ同じ名前の報告書が出されており、1990年代以前の日本や台湾の政府と企業との関係は、政府優位であったと指摘されています²。ただ、まあ、正確に言うと、台湾は日本に倣い、資本主義的発展指向型国家 (capitalist developmental state) の戦略を採ったということもできます。まさに日本を中心にして他の地域も経済成長にテイクオフしたというところでしょうか³。

北村: ええ、東アジアの各国が実際に雁行型の経済発展を本当に遂げたのかは別として、そもそもの議論の前提となる発展指向型国家について振り返っておきたいと思います。「発展指向型国家 (Developmental State)」とは、チャーメーズ・ジョンソンが名付けたもので、政府や官僚が経済や社会を主導し、戦略的な産業政策によって経済発展を最優先する資本主義国家の形態です。英米型の「規制型国家 (Regulatory State)」とは異なり、日本、台湾、韓国などの東アジア諸国に特有の「政 (政治家)・官 (官僚)・財 (企業)」が一体となった体制で、戦後の高度経済成長を推進したというものです。日本の経済発展は、経済参謀本部とも呼ばれた「通商産業省 (現在の経済産業省)」が、経済の水先案内人として産業界に柔軟に介入して成長に導いたというものです⁴。なお、余談ですが、城山三郎の有名な小説『官僚たちの夏』(新潮文庫)は、まさに実際の通商産業省の官僚たちが規制立法のために奔走し、与党政治家と対立し、そして挫折していく過程を描いた作品です。**陳:** 主人公を演じていた佐藤浩市はかっこよかったですね (笑)。さて、政府と企業との関係を台湾と日本で比較する前に、2つのことをお話しておく必要があります。

ひとつは、日本と台湾の企業形態の話です。たとえば、最近、熊本に進出して注目されている台湾企業の台湾積体回路製造 (TSMC) は事業規模ではとても大きいですが、東アジアによくみられるような財閥や企業グループの形態はとっていません。そもそも、台湾経済の主役は、大企業ではなく「中小企業」です。経済部の統計によれば、2024年の台湾中小企業数は前年比2.48%増の171.5万社に達し、全企業数に占める割合は98.87%にも及びます⁵。TSMCも中小企業から

2 世界銀行 (著)、白鳥正喜 (監訳)・海外経済協力基金開発問題研究会 (訳) (1994)『東アジアの奇跡: 経済成長と政府の役割 (World Bank Policy Research Report)』(東洋経済新報社)。

3 なお、ここでは紙幅の都合で十分に触れることはできないが、雁行型の経済発展モデルの詳細な検討については、末廣昭 (2000)『キャッチアップ型工業化論—アジア経済の軌跡と展望』(名古屋大学出版会)を参照のこと。

4 詳細は政治学の古典でもあるチャーメーズ・ジョンソン (著)、佐々田 博教 (訳) (2018)『通産省と日本の奇跡: 産業政策の発展 1925-1975』(勁草書店)を参照のこと。

5 経済部 (2026)『2025年中小企業白皮書』、経済部中小及新創企業署出版、<https://www.sme.gov.tw/article-tw-2345-13928>。(2026年3月10日)



次第に巨大企業に進化している最中とはいええるかもしれませんが。

なお、個人的な経験ですが、私が日本に留学していたときは西武鉄道の沿線に住んでいました。そこで、始めて多角化経営を推進する企業グループの経済的影響力を実感しました。西武グループの事例に代表されるように、鉄道沿線の開発を軸として、交通、不動産、スーパー、百貨店、ホテル、観光、スポーツ、娯楽などといった多岐にわたるサービスを同一資本系列の各グループ企業が提供しています。こうした「沿線経済圏」の構築は、消費者の生活全般を特定のグループ内に囲い込む、高度な垂直統合モデルを体現しています。日本の企業グループは、西武グループのように、生活を維持するための衣食住や娯楽といったあらゆるサービスを提供していることが多いです。にもかかわらず、西武グループが、日本で一番大きな企業グループではないというので驚いたのです（笑）。

台湾は、日本や韓国のような多角化経営の企業集団はまずないし、想像もできません。しばしば、日本企業形態の垂直統合型に対して、台湾は水平分業型が分類されます。このことは今後の比較において重要な視点になります。

北村：興味深いですね。日本の垂直統合型は、自前主義（内製化志向）を企業組織として具現化したものです。もちろん、そのことにはメリットもありますが、コストも発生します。日本の企業組織の場合は、確かにグループ内で財やサービスが調達できるので安定した関係になりますが、他方で、うちに抱えてしまうのでコストの安い他社の財やサービスに乗り換えることは難しいですね。そんなことをしてしまったら、出向や派遣といった労働力調整ができなくなり終身雇用を脅かしてしまうかもしれません。

台湾の水平分業型は、柔軟性や効率性をメリットと考えているのでしょうか。ただ、「ホールド・アップ問題（Hold-up Problem）」が生じそうです。たとえば、TSMCがある企業に自社のための設備投資を求めた場合、その企業はそれに簡単には応じれば、TSMCの仕事が中心になってしまいますから、TSMCに値引き交渉を仕掛けられてしまいます。そうすると、TSMC中心に対応してしまった企業は弱い立場に置かれてしま

います。だから、ゲーム理論的にいえば、ある企業はそういう結末を想定してなかなかTSMCの要請には応じないでしょうし、TSMCも事業拡大を簡単にはできないと推論できます。

陳：確かに、それはそうですね。どこまで自前でやるのかということは、どの業界でも課題です。

北村：日台比較をする際に大切なもうひとつの視点とは何でしょうか。

陳：もう一つの点は、企業文化の違いです。日本経済を議論する上で有名な特徴として「三種の神器」というものがありますが・・・これを台湾でどう考えるかということです。

北村：え？それは1960年代の冷蔵庫と洗濯機と白黒テレビ・・・なわけではないですね（笑）。日本企業を支える「三種の神器」とは、終身雇用、年功序列、企業内労働組合の3つの特徴を指します。これは台湾ではどうなっていますでしょうか。

陳：植民地時代に日本から受けた影響は、現在の台湾の企業文化に深く浸透しています。例えば、上司と部下での立場の大きな違い、組織規律、縦の関係、現場改善などの日本経営の特徴と言われているものが台湾企業でも重視されています。他方、多くのアメリカ留学経験者が台湾に帰国して経営や管理に従事することで、アメリカ流のビジネス慣行も重視されています。特に、ハイテク産業は、アメリカ流のビジネス・スタイルと言われています。例えば、実力至上主義、効率性、労働市場の流動性、自由な発想の容認、試行錯誤などが高く評価されています。台湾の企業文化は、台湾特有の高学歴偏重、融通性と人間関係重視、強烈なリーダーシップ、実用主義などをベースにしながらも、日本流のところとアメリカ流のところを混じり合ったハイブリッド型と一言でまとめることができると思います。

北村：一見して日本と台湾は類似した社会構造を有しているように見えますが、実際は、それぞれの国で政府も企業も組織運営で極めて対照的な特徴があるようです。しかし、グローバル化の中で日本の特徴というものが徐々に薄れていっているような印象もあります。

日本と台湾の政府と企業関係のステレオタイプ

陳：現代の日本と台湾における政府と企業の間を議論する上で、指摘しておくべきことが3点あります。

第1に、20世紀後半のそれぞれでの両者の関係を簡潔に整理しておく必要があります。それを通じて、現在の関係性のうち、何が歴史的慣性による「経路依存性 (path dependence)」に基づいているのかを見出すことが可能となります。

戦後日本の政府と企業の間について、スタートとなった理論は、やはり政・官・財の「鉄の三角形」でした。政治家、官僚、資本家が結びついて日本の政治経済を動かしているという古典的なパワー・エリート論ともいえます。

北村：懐かしいです。ただ、単純な「鉄のトライアングル」はすでに1970年代末から徐々に錆び付いてきました。アメリカ政治学の影響を受けて、多元主義の波がやってきて、各政策領域で政治家と官僚、業界や企業の三者が結束する政策コミュニティ (policy community) が既得権擁護のために生まれているという議論が多くなります。各政策領域の政策コミュニティ間で政治的競合が生まれた結果、政治経済全体を支配する者はいないという議論が1980年代には中心になっていました。たとえば、農業政策コミュニティでは、自民党農林族と呼ばれる農業政策に強い政治家と農林水産省の官僚、そして農家の圧力団体ともいべき農協の三者が結束して農産物の輸入自由化を阻止したり、米価を高く維持しようとしたりします。

しかし、彼らも、何でもできるわけではありません。経済政策や外交政策に詳しい自民党の政治家や財務省、経済産業省の官僚、そして自動車業界などの自由貿易で利益を得ているコミュニティと対立しています。

まあ、端的に言えば、日本にはたくさんの鉄の三角形があったということです。この各領域の政策コミュニティも1990年代以降は金属疲労で大きく弱っています。

陳：周知のように、戦後の台湾において、国民党政府

は、大陸反攻と共産党消滅のスローガンを掲げながら、権威主義体制を採用していました。当時、台湾経済の最高指導原則は、一言で言うと、「共産主義プラス統合主義プラス資本主義」の混合型です。それは、戦後台湾の経済奇跡の起点の一つです。

北村：え？いや、ちょっと待ってください。ツッコミどころだらけです！いやいや、左派と右派のイデオロギーの共存とかいう以前に、いろいろなものが混在しすぎていてよくわからないです。

陳：はい、そうかもしれませんが、そうはなっていません。それは、まさしく中村元教授が『東洋人の思惟方法』で指摘した「実用主義」そのものでしょう。さて、まず、国民党のイデオロギーである孫文の三民主義は、共産主義と同じように、経済的政策として地権の平均化と資本の節制を主張し、その具体化したものは「党国資本主義」(party-state capitalism) です⁶。これは、政府が国内経済を支配するために不可欠な主要産業 (エネルギー、運輸、金融など) の独占している「制高点経済 (commanding heights economy)」体制です。この体制は、介入主義的な産業政策を通じて国有企業主導の戦略的産業を支援しつつ、金融部門や株式市場の動向も先導するというものです。政府が産業政策を通じて経済活動に高度に介入するシステムといっても過言ではありません。そこでは、部門間の調整、金融統制、産業政策の策定、そして国有企業の経営陣への国民党の人事権の行使が行われます。言い換えれば、台湾民主化以前、国民党政府は、あらゆる公共事業、基幹産業、そして製造業も金融業にも独占的な権限を有していたのです。

北村：そういう事情で、日本とは異なり、台湾では財閥がないわけですか。民主化以前の経済発展の中では、国民党政府がただ一つの財閥であり地主であり金融資本家であったという理解ですね。

陳：そうですね、党国資本主義とはそういうものです。

北村：それが共産主義と統合主義の話なのですね。

陳：話を戻して、第2に、国民党は、資本の統制を主張していましたが、政治と経済の権力を握ったのは、

6 陳師孟等 (1991) 『解構黨國資本主義：論台灣官營事業的民營化』、翰蘆圖書出版。



国民党幹部と彼らに付き従った者だけでした。つまり、プロレタリア独裁ではありません。ですから、共産主義ではないのです。

1930年代、中国大陸ですでに国民党は自らの圧倒的な権威の下に、経営者の代表も労働者の代表も巻き込んで経済政策を決定するというコーポラティズム的な仕組みを導入していました。まさに、イタリアのファシスト政権と類似した権威主義的コーポラティズムですね。少なくとも決定は絶対という統制経済でした。国民党が台湾に移ったあとは国民党による経済支配が強化されたと言えます。

北村：日本では、総力戦体制に移行する1940年代に軍部の影響力が強い政府の下に、経営者と労働組合の団体が傘下に組み込まれて実質的には消えていきました。さて、最後の特徴は何でしょうか。

陳：第3に、資本主義という部分です。いうまでもなく、台湾はアメリカを盟主とする自由主義陣営に属するために、政治的自由はともかく経済活動の自由と保障がある市場経済体制を支持しなければなりません。統制経済とは異なります。

ただ、政府が市場に対して完全に自由放任というわけではありません。前にふれたTSMCを含める半導体産業は、どちらかというと発展指向型国家での政府の役割のモデルともいうべきで、アメリカなどのように政府の役割を経済活動のルールの設定と違反者への処罰といった規制指向型国家の下での政府の役割とは異なります。

北村：具体的にお教えいただけますか。

陳：台湾の政府内部のテクノクラートは、1960年代以降、半導体サプライチェーンへ戦略的に参入することを狙っていました。この狙いは、単なる経済発展にとどまらず、雇用の確保、先端技術の導入、そして米台間の安全保障関係を強固なものにするという多面的な国家目標に基づくものでした⁷。1970年代から1980年代にわたって、台湾政府は筑波研究学園都市をモデルとして、工業技術研究院と新竹科学園区（サイエンスパーク）を設立し、日本と同様に、研究支援のみな

らず、金融支援やその他の政策面での強力な支援を行い、技術の商業化を目指していました。モリス・チャン（張忠謀）博士は、台湾政府のテクノクラートによって米国から招聘され、工業技術研究院の院長に就任しました。その後、同氏の主導の下に国家資金や民間資金が集められてTSMCが設立されました。したがって、TSMCは当初、純粋な民間企業として出発したのではなく、工業技術研究院からの技術移転によって誕生したスピノフ企業であり、いわば国家的なプロジェクトとして機能する企業であったといえます。

そういうわけで、半導体業界については、国家主導型の市場構築と言えます。ただし、重要な点は、企業の招聘雇用、技術開発、そして労働組合に対して党国体制の直接的介入は見られず、専門家や学者の意見が最大限に尊重され、半導体産業には学術および実務の両面において高度な自律性と独立性が担保されています。単純に、発展指向型国家のように政府が何でもかんでも規制による保護や政府資金の投入などを通じて積極的に市場介入して出来上がったわけではありません。

その証拠、というわけではありませんが、台湾の半導体産業はシリコン・シールドや護国群山と言われる一方で、ほぼ同時期に政府が積極的に支援していた自動車産業はまさか惨敗を喫しています。

北村：微妙な関係ですね。日本でも、発展指向型国家のモデルと言われながらも、実際に政府が主導した産業は意図通りになっていないのですよね。固有名詞は上げないですが、自動車企業を合併させて国際的競争力を強化しようとしたのですが、その企業は瞬間的にうまくいきましたが、のちに海外の自動車企業に支援を受けて転落していきます。他方、過当競争になるからといって政府が参入を阻止しようとした企業が、自動車製造に乗り出してヨーロッパや北アメリカ市場で爆発的に売れていきます。コンピュータでも同じです。せいぜい、政府が知識や情報を柔軟に仲介していた程度の市場適合型の介入をしていたというあたりではないかと思います。経済学者の中には、政府の市場

7 Miller, Chris (2022) Chip War: The Fight for the World's Most Critical Technology (New York: Scribner)、千葉敏生訳 (2023)『半導体戦争 世界最重要テクノロジーをめぐる国家間の攻防』、ダイヤモンド社。

介入はプラスの効果もマイナスの効果もなく、無価値なだけという方もおられます⁸。

21世紀における台湾と日本の政府と企業関係の変貌

陳:台湾も日本も高度経済成長を遂げた20世紀末から、政府と企業の関係はまた大きく変わってきたように思います。1990年代の日本は政治改革や行政改革が模索された時代ですし、台湾は民主化を実現した時代です。この時期について、まずは日本のお話からお願いできますか。

北村:まず、ビジネスの中にいろいろとクリーヴィッジ（亀裂）が入っているというのが重要だと思います。政府の規制で恩恵を受ける産業かどうか、自由貿易で恩恵を受けるのか、保護貿易で恩恵を受けるのか、海外移転が簡単な産業か、労働者を抱えて社会に根付いている産業か、などなど分類はいろいろあると思います。経済界だからといって一枚岩ではありえません。特に、グローバリゼーションの進展はクリーヴィッジを拡大させています。

そして、その結果、全体的には自民党とビジネスとの距離が空いてしまったと思います。規制重視、保護貿易重視、正社員雇用中心の企業や農林水産業はいまなお自民党への陳情をしますし、あまり労働者を抱えていなくても規制でがんじがらめの金融業や通信産業も自民党を恐れていますし、電力業界は自民党にも野党にもそれぞれのパイプで接近していきます。しかし、それ以外はかつてよりも自由になったと思います。

そして、以前と比べると、政治改革や行政改革の結果、首相や政府与党首脳も、特定の利益から比較的自由になり、国益の観点から決定が行えるようになっていくことができると思います。ビジネスと行政との関係でいえば、企業による官僚の接待問題が1990年代に特に問題になってからはやはり疎遠な関係になっていると思います。台湾ではいかがでしょうか。

陳:台湾の自由化と民主化の進展に伴い、「強い国家」と「大きな政府」が解体される中で、政府と企業の関係も構造的な転換を迎えています。トップダウン型の「党国資本主義」が終焉を迎え、国営企業の相次ぐ民営化や規制緩和が進んだことで、民間経営者の発言力がかつてないほどに増大しました。権威主義時代に党和国家の専門家やテクノクラートが独占していた政策決定の場が次第に民選の政治家や経済界の重鎮たちによって占められるようになりました。

ただ、副作用もあります。莫大な富を有する企業が、政治献金や組織動員を武器にして政治家に圧力をかけることが容易になった結果、国家の意思決定が企業に左右されてしまうことが出てきています。また、政府は、依然として多様な政策ツールを通じて企業の意向に影響を及ぼすことができます。ここに、中国が自国の国営企業や台湾の企業との商取引を通じて、台湾の政治家や政党をコントロールしようとする動きも出てきています。この安全保障上の課題もしばしば指摘されています。

北村:それは大変です。民主化は一喜一憂をもたらしていますね。特定の企業の利益で経済政策が歪められるのも問題ですし、ましてやビジネスの回路を通じて中国が台湾の政策決定に影響を与えようとしているのは大問題です。

陳:党国資本主義の瓦解は、まさしく鯨落（whale fall）そのものであり、企業を従来のコーポラティズム的な足枷から解放したことにとどまらず、今後は自由になった企業が国有資産を蚕食するといった事態を招いているといっても過言ではありません。とりわけ、銀行の民営化と再編は、政府から民間企業を統制するための重要な政策的手段を奪う結果となりました。また、一部の国営企業においては、民営化の過程で政府の出資比率を意図的に49%へと引き下げる手法が採られています。これは、総統による実質的な支配力を維持しつつ、過半数を割っていることで国会による直接的な監督を回避することを目的としたものです。

こうした「役割の逆転」現象は、主に以下の二つの

8 たとえば、産業政策が無価値だったという点でいえば、三輪芳朗などの議論が有名である。三輪芳朗、J・マーク・ラムザイヤー（2002）『産業政策論の誤解——高度成長の真実』東洋経済新報社。



現象から見て取ることができます。第1に、シャープを買収した鴻海（ホンハイ）精密工業グループの創業者である郭台銘（テリー・ゴウ）が、2020年および2024年の大統領選挙への出馬を企てたことにも見られます。民間企業トップが政治のトップを目指すほどの力をつけたのです。第2に、モリス・チャン博士が2006年、および2018年から2023年にかけて、台湾のAPEC総統特使として首脳会議を参加したことです。政府の生粋の役人が出る幕がなくなりつつある印象を与えました。

端的に言えば、民主化の進展に伴う資本主義の深化は、資本家層の社会的地位を著しく向上させました。政府による企業への関与は、法的な枠組みに基づく政策手段を通じたものに限定されつつあり、過去に見られたような、かつてのように企業を自らの下部機関として扱うことは、もはや困難となっています。

北村：日本もそうだと思います。日本ではかつては製鉄を中心とした製造業のトップが政府の審議会に入って影響力を行使していました。しかし、いまでは流動化していると思われれます。市場の中で強い業界のトップが政府に対して企業課税を強化するなら海外に逃避すると脅すことも普通になっています。鉄の三角形もはや溶解しているのかもしれない。

いまは、呼び水程度の財政支援や規制緩和は必要とするかもしれませんが、それほど大規模な政府の支援を求めなくてもいいぐらい民間企業が政治的に影響力をもったという言う方もできるかもしれませんね。そして、その呼び水程度の支援の決定に対して、各企業が影響力を行使して自己に有利にしようとしているのかもしれないですね。このあたりのさらなる研究が今後も待たれます。

あと、日本での財政投資の件でいえば、基礎研究への支援によってイノベーションを起こすという政府の政策が増えています。予算が毎年減少している大学からすれば、条件が厳しく即効性のある成果を求められる時限的な資金であっても、もはや必死で獲得しにいかねばならないものになっています。資金支出期間が切れたら麻薬が切れたかのように大変な騒動になり、またさらなる目先の研究に手をつけざるを得なくなっています。だいたい、どの産業が伸びるかとい

うことをことごとく外してきた政府の役人が、やったこともない基礎研究で今後どこが伸びるかというシーズを当てる能力があるのかは疑問ですし、結局、形式的な評価と占い程度の判断しか感じません。

あ、これは愚痴でした（笑）。

対米投資の比較

陳：北村先生、もう産学連携のお仕事は終わられたのですから、嫌なことは忘れてください。台湾では大学の再編はもっと深刻なんです。さて、本題に戻して、台湾での民主化以後の変化についてどのようにお感じになりましたか。

北村：最後のお話にあったように、経済界のモリス・チャン博士がAPEC総統特使になることはびっくりです。

陳：そうですね。台湾は、特殊な国際情勢の下に置かれているがゆえに、正式な国交を有する国家が非常に少ないのはご承知のとおりです。いまやスーパーパワーでもある中国の影響が強まるにつれて、台湾の総統や政府高官による国際組織への参加や他国への公式訪問は著しく困難になっています。それゆえ、台湾の対外投資や開発援助では、他国に見られるような、政府が先頭に立って企業の経済的プレゼンスを拡大させるという「国家主導型の経済外交」を展開することは極めて困難なのです。

北村：そうですね。日本の政府開発援助（ODA）は、外務省、経済産業省（旧通商産業省）、そして経済界を巻き込んで実施しています。首相の外国訪問のときには、経済団体のトップを引き連れていくこともあります。ただ、いかんせん、中国と比較して援助の財政規模が小さすぎますし、自国中心というわけでもないんです。

陳：台湾の経済部は、日本経済産業省の海外進出の役割を演じることがまずありえません。したがって、中国や東南アジアへの投資や貿易において、台湾政府は往々にして債務保証を通じて企業の資金調達を円滑にしようとしているほか、相手国との間で経済貿易協定や関連する補完的措置を策定することによって、投資環境の整備を図っています。が、政府間の公式ルート

でできることは限られています。

今後の不透明感は拭えないものの、2026年2月中旬の正式調印を経て、台米間の貿易協定は新たなフェーズへと移行しました。台湾政府が関税免除の対価として表明した総額2,500億ドルの対米投資公約は、域内企業の既存の設備投資計画を集約したものです。これには、TSMCや鴻海をはじめとする半導体産業による膨大な投資案件が含まれています。すなわち、台湾の対米投資は、政府が資金調達「後方支援者」として機能することで、企業が市場原理に基づきつつ海外市場の最前線で競争を展開する構図となっています。これは、台湾固有の「国家主導型市場構築」の現代的展開と言えます。

北村：第2次トランプ政権の下での対米投資の話はこ

れまでの次元とは異質です。法的に確立した自由貿易体制の世界ではなく、まさに、力と力、利益と利益がむき出しで衝突するリアリズムの世界の話です。2026年2月に日本も俗にいう「対米投資80兆円（5500億米ドル）」を約束することで、関税の引き下げを勝ち取りました。もちろん、日本企業の進出を日本政府が財政的に後押しするわけですが、必ずしも日本が損をするというわけではありませんが、それでも強制された自主投資であることは間違いありません。そして、アメリカのご機嫌を損ねたら再び関税がどうなるのかわかりません。政府も民間企業もリスクを抱えています。この事例は、日本の政治経済ではあくまで例外的な事象だと思っています。

2025年第4四半期の国民所得統計及び 2026年の予測

2026年2月13日 行政院主計総処発表（仮訳）

I 概要

行政院主計総処国民所得統計審議会が2月13日午後2時に開催され、2025年第3四半期の国民所得統計の修正、2025年第4四半期の国民所得統計の速報値、2026年の経済見通し等を審議した。概要は以下のとおり。

- 一、2025年第4四半期の経済成長率（速報値）は対前年同期比+12.65%となり、2026年1月時点の概算値から0.03%ポイントの下方修正となった。また、第3四半期は+8.42%（修正前は+8.21%）に修正された。
- 二、2025年上半年（第1、2四半期の対前年同期比経済成長率はそれぞれ+5.54%、+7.71%）と合わせた2025年通年の経済成長率は+8.68%となり、2026年1月時点の概算値+8.63%から0.05%ポイントの上方修正となった。一人当たりGDPは3万9,492米ドル、CPIは+1.66%となった。
- 三、2026年の経済成長率予測は+7.71%であり、2025年11月時点の予測値+3.54%から4.17%ポイントの上方修正となった。GDPは1兆米ドルを突破し、一人当たりのGDPは4万4,181米ドル、CPIは+1.68%の上昇となる見通し。

II 国民所得統計及び予測

一、2025年第4四半期及び通年の経済成長率（速報値）

（一）2025年第4四半期GDP

2025年第4四半期速報値における実質GDP対前年同期比成長率（yoy）は+12.65%となり、2026年1月時

点の概算値+12.68%から0.03%ポイントの減少、2025年11月時点の予測値+7.91%から4.74%ポイントの増加となった。また、季節調整後の前期比（saqr）成長率は+5.43%、同年率換算値（saar）は+23.55%となった。

1、外需面について

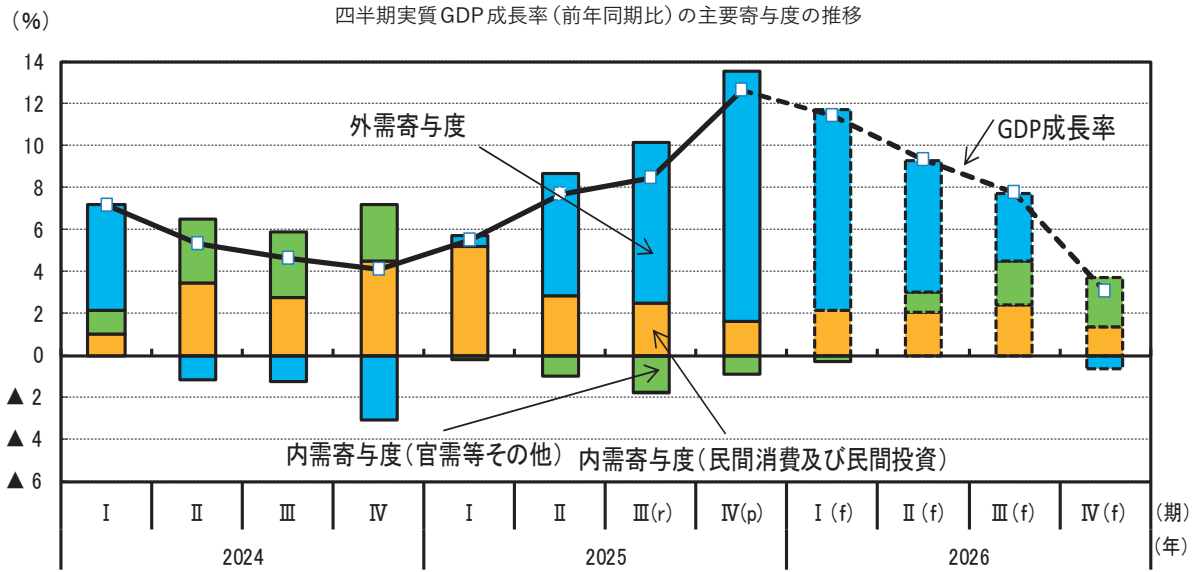
（1）輸出：AI（人工知能）、高速演算などの新興技術に対する需要が予想を上回り、クラウドサービス業者（CSP）の資本支出は引き続き拡大、加えて半導体及び関連製品に対する100%超の米国関税措置が実施されなかったことから電子情報通信製品の輸出が引き続き高成長を維持し、2025年第4四半期の輸出（米ドルベース）は前年同期比+49.40%（台湾元ベースでは+43.43%）となった。三角貿易[※]及び各項目の商品及びサービスを計上し、物価要因を控除した商品及びサービスの実質輸出は+38.81%の成長となった。

※（当所注）三角貿易とは、台湾企業が海外の顧客から注文を受け、第三国のサプライヤーから商品を調達し、台湾を経由して買い手に販売する貿易方法。

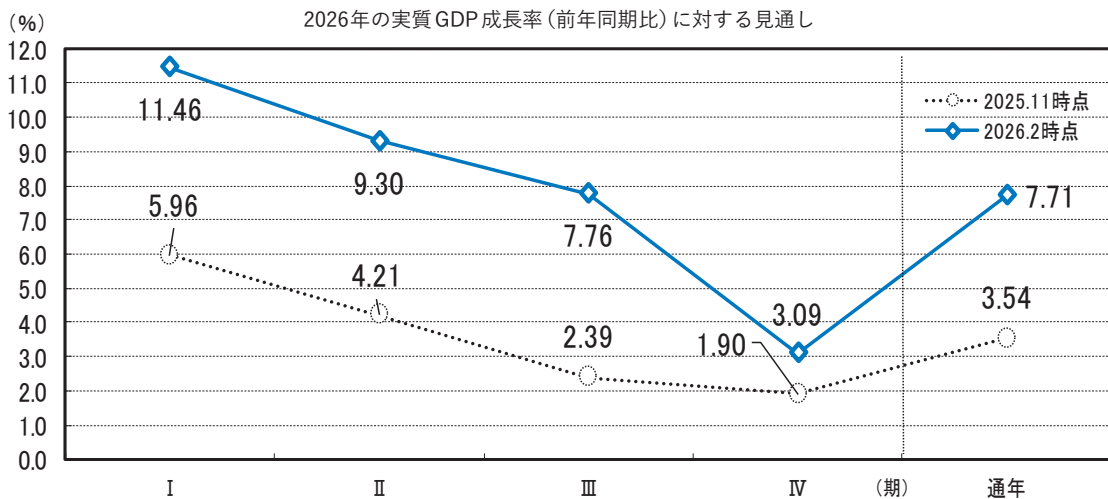
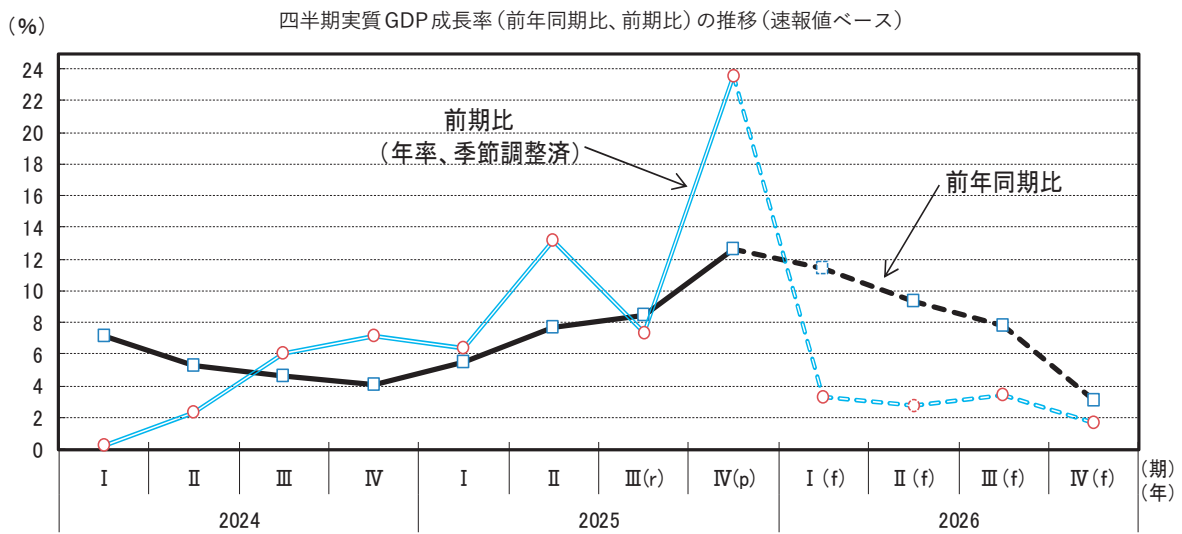
（2）輸入：AI産業の国際的な分業化や輸出増による輸入需要の牽引、AIサプライチェーン業者による材料調達及び資本設備の購入の増加により、2025年第4四半期の商品輸入（米ドルベース）は前年同期比+24.27%（台湾元ベースでは+19.33%）となった。このうち、農工原材料及び資本設備はそれぞれ+22.72%、+40.44%となった。サービス輸入は国民の海外旅行ブームの継続により増加しており、各項目の商品及びサービスを計上し、物価要因を控除した商品及びサービスの実質輸入は+24.59%となった。

（3）輸出から輸入を差し引いた外需全体の経済成長率与度は+11.90%ポイントとなった。

(当所作成)



(注) (r)は修正値、(f)は予測値



2、内需面について

- (1) 民間消費：年末及び政府の現金給付施策に合わせた事業者の販促活動や貨物税負担軽減策、自動車販売の回復により第4四半期の小売業、飲食レストラン業売上額はそれぞれ前年同期比+1.43%、+3.54%となった。情報通信、娯楽・レジャー、交通運輸等の消費が引き続き増加したほか、株式市場の活況による取引手数料収入の増加、海外旅行者数増に伴う海外消費が増加した。各消費項目から訪台観光客の消費と物価要因を控除した第4四半期の実質民間消費（速報値）は+3.45%となり、このうち、国民による国内消費は前年比+3.07%となり、国民による海外消費は+10.07%となった。経済成長寄与度は+1.59%ポイントとなった。
- (2) 政府消費：+0.75%ポイント、経済成長寄与度は+0.10%ポイントとなった。
- (3) 資本形成：
- ①投資形態別では、建築工事及び運輸機械投資がわずかに減少した一方、新興技術製品に対する需要が増加し、企業の投資が引き続き拡大したことから、第4四半期の資本設備輸入（台湾元ベース）は前年同期比+22.86%（うち半導体設備は前年同期比+23.89%）となった。知的財産投資も引き続き増加した。各項目及び物価要因を控除した第4四半期の固定資本形成の実質成長率（速報値）は前年同期比+3.48%となり、経済成長寄与度は+0.94%ポイントとなった。在庫の大幅減少を加味した資本形成の実質成長率は▲3.39%、経済成長寄与度は▲0.94%ポイントとなった。
- ②投資主体別では、公営事業及び政府投資は前年同期比それぞれ+35.05%、+4.75%となった。昨年の基準値が高かった（2024年Q4 +17.36%）ことにより、民間投資の実質成長率は前年同期比+0.04%となった。
- (4) 以上の各項目を合わせた第4四半期の内需全体の成長率は+0.86%、経済成長寄与度は+0.75%となった。

3、生産面について

- (1) 農業は、農産物及び漁業産量の減少により、第4四半期の農業の実質成長率は▲3.55%となり、経済成長寄与度は▲0.05%ポイントとなった。

(2) 工業生産実質成長率は+22.18%となった。AI（人工知能）、高速演算及びクラウドサービスに対する需要の増加が電子製品の大幅増産をもたらした一方、従来型産業[※]の需要が依然として低迷しており、増加幅の一部を相殺したことから、第4四半期の製造業の実質成長率は+18.36%なり、三角貿易及び研究開発を含めた第4四半期の製造業の実質成長率は+24.68%、経済成長寄与度は+8.82%ポイントとなった。

※（当所注）伝統産業と呼ばれており、電子情報産業を除いた民生、化学、金属機械などの製造業を指す。

(3) サービス業：AI関連応用の急増により、卸売業の第4四半期の売上額は前年同期比+11.30%となった。小売業（売上額前年同期比+1.43%）を加え、物価要因を控除した第4四半期の卸売・小売業全体の実質成長率は+10.84%となり、経済成長寄与度は+1.51%ポイントとなった。

運輸及び倉庫業は、製造業の生産活動の活況や輸出の好調に伴い、航空貨物輸送が増加したことに加え、訪台観光客の増加や国民の海外旅行人気の継続により、旅客輸送量が増加したことから、第4四半期の運輸及び倉庫業の実質成長率は+4.50%となり、経済成長寄与度は+0.14%ポイントとなった。

宿泊及び飲食レストラン業は、観光者数の増加により、第4四半期の飲食レストラン業売上額は前年同期比+3.54%となり、2025年10月～11月の観光宿泊施設の総収入は前年同期比+9.74%となった。物価要因を控除した第4四半期の宿泊・飲食レストラン業の実質成長率は+1.86%となり、経済成長寄与度は+0.05%ポイントとなった。

金融及び保険業について、金融機関の利息収入純額は+18.54%となった。手数料収入は+12.54%、株式市場の活況による証券先物業の売上収入は+23.39%となった。その他保険サービス、投資信託顧問料等の手数料と合わせた第4四半期の金融・保険の実質成長率は+8.82%、経済成長寄与度は+0.55%ポイントとなった。

(二) 2025年の経済成長率の速報値

1. 2025年第3四半期の対前年同期比成長率（yoy）は+8.42%に修正され、2025年11月時点の速報値+8.21%から0.21%ポイントの上方修正となった。これは、主に経済部「製造業投資及び運営概況調査」など

の投資関連調査、国際収支、各政府機関の会計報告などの最新資料に基づき修正したためである。季節調整後の前期比 (saqr) は+1.79%、同年率換算値 (saar) は+7.36%となった。

- 2025年下半期の経済成長率は+10.58%となり、上半期の成長率+6.64% (第1四半期+5.54%、第2四半期+7.71%) と合わせた2025年通年の経済成長率は+8.68%となり、2026年1月時点の概算値+8.63%から0.05%ポイントの上方修正、また、2025年11月時点の予測値+7.37%から1.31%ポイントの上方修正となった。

二、2026年の経済展望

(一) 国際経済情勢

- 科学技術関連投資の世界的な急増に加え、主要国による積極財政と金融政策の推進が関税の衝撃にさらされている世界経済の強靭性を下支えしているが、地政学リスク及び米国の関税政策の不確定要素が依然として存在している。S&P Globalの1月の最新資料によると、2026年世界経済の成長率は2025年の+2.9%から+2.7%に低下すると予測されている (2025年11月時点の予測値と横ばい)。このうち、2026年の先進国経済は+1.8% (+0.1%ポイント上方修正) となり、新興国経済の成長率は+4.0% (横ばい) となる見通しである。
- 米国及び欧州の経済について、2026年の米国経済成長率は前年同期比+2.3% (+0.1%ポイントの上方修正)、ドイツ、フランス及びイギリスはそれぞれ+0.8% (▲0.2%ポイントの下方修正)、+0.8% (横ばい)、+0.8% (▲0.1%ポイントの下方修正) となる見通しである。
- アジア経済について、2026年の中国大陸の経済成長率は+4.6% (横ばい)、韓国は+2.1% (+0.2%ポイントの上方修正)、シンガポールは+2.9% (+0.4%ポイントの上方修正)、香港+2.5% (+0.4%ポイントの上方修正)、日本+0.9% (+0.2%ポイントの上方修正) となる見通しである。

(二) 2026年の経済予測

1. 対外貿易

- 米国は2025年4月に相互関税措置を公表し、半導体及び関連産品 (台湾の輸出の7割超を占め、うち三

分の一が対米輸出) に対する100%超の関税措置を随時実施する可能性があったことから、本主計総処は輸出に対して最も保守的な予測を採用してきた。

2026年1月の台米相互関税協議の合意に伴い、対米輸出の半導体及び派生商品に対して投資免税枠が適用され、超過部分に対しては最優遇税率が適用されることから、AIを主とする関連産品の対米輸出 (2025年対米輸出額2,000億米ドルのうち電子情報製品は81.3%を占める) に係る関税の不確実性要因が解消された。また、主要なクラウドサービス業者 (CSP) の資本支出が引続き拡大し、半導体及び通信産品に対する需要は引き続き増加が見込まれている。供給不足に対応するため半導体大手メーカーは域内の工場建設を加速させ、工程間の連携の最適化に取り組み、先端商品の製造量は拡大する見通し。メモリー業者等も需要増加に応じて域内の資本支出を上げる。さらに、関連産品の需給切迫による価格上昇等は輸出規模の持続的な拡大につながる。

加えて、相互関税が15%に下がり、且つ最恵国関税率に上乘せされないことや自動車部品等に米通商拡大法232条の関税優遇が適用されることも従来型産業の輸出競争力の強化につながる。

AIの急速な発展が輸出の構造的な成長効果をもたらす、その効果は広範かつ長期的であることから、2026年の輸出 (米ドルベース) は7,831億米ドル、前年比+22.22%となる見込み。加えて、外国観光客の増加がサービス輸出の増加につながることから、商品及びサービス貿易を合計し、物価要因を控除した2026年の輸出の実質成長率は+12.68% (+7.84%ポイントの上方修正) となる見通し。

- (2) 輸入は、輸出及び投資増加に伴い、2026年の輸入 (米ドルベース) は5,507億米ドル、前年同期比+13.87%となり、商品及びサービス貿易を合計し、物価要因を控除した2026年の輸入の実質成長率は+9.06% (+4.74%ポイントの上方修正) となる見通し。

2. 民間消費

上場企業の好業績が賃金上昇や株配当の増加を促し、家計の可処分所得の増加に貢献する。株価の上昇は資産効果の増加をもたらす、加えて海外旅行の継続的な増加 (サービス輸入と相殺し、GDPには影響がない) が消費

の成長動向を支えることから、2026年の民間消費の実質成長率は+2.51% (+0.08%ポイントの上方修正)となる見込み。

3. 固定投資

(1) 民間投資については、半導体の大手メーカーは2021年から米国、日本、ドイツに投資したが、世界のAIインフラ施設に関連するハードウェア需要が急増し、生産供給能力を大きく上回るため、国内外の企業は対内投資を継続し、先端製造プロセス等を拡充している。加えて、研究開発能力の着実な強化や運輸業者による航空機器の購入等も投資の持続的な成長を支える。一方、不動産市場の継続的な低迷が成長力を一部抑制するが、2026年の民間投資の実質成長率は、2025年が+10.81%と高い成長であったにもかかわらず+4.24% (+2.51%ポイントの上方修正)となる見通しである。

(2) 公共投資を加え、2026年の固定投資の実質成長率は+4.08% (+1.91%ポイント上方修正)となる見通しである。

4. 物価

(1) 国際機関の予測及び足元の石油価格のトレンドを参考として、2026年のOPECバスケット原油価格を1バレル=58.6米ドル(2025年11月時点の予測値から2.0米ドルの上方修正)と設定する。

(2) 足元の青果価格は安定し、サービス価格の上昇幅も昨年の高い基準値を反映し、安定を維持するものの、石油価格の小幅な増加、外食価格及び家賃上昇の継続から、2026年のCPIは+1.68% (+0.07%ポイントの上方修正)となる見通し。

5. 以上の要因を総合すると、2026年通年のGDP規模は1兆米ドルを突破し、一人当たりのGDPは4.4万米ドル、経済成長率は+7.71% (2025年11月時点の予測値から4.17%ポイントの上方修正)、CPIは+1.68%となる見通し。

(三) 主要な不確実性

1. 米国の主要クラウドサービス業者によるAIインフラ整備への資本支出にあたり、投資収益に対する懸念やエネルギー(電力・水)供給のボトルネック、デー

タセンター稼働時の騒音に対する住民の反対等により、支出規模やスケジュールが変更される可能性。

2. 台湾と米国の相互貿易協定(ART)署名の進捗(※13日署名済み)と立法院審議のスケジュール、サプライチェーンの調整に与える影響
3. 国際情勢及び主要国の財政・金融政策動向が世界経済及び物価に与える影響。
4. 中央政府総予算案審議の進捗具合。

(以上)

GDP の各構成項目の寄与度（対前年同期比）

(単位：成長率 (%)、寄与度 (% pt))

	GDP	内需						在庫変動						外需						
		民間消費		政府消費		固定資本形成		民間投資		公営事業投資		政府投資		輸出		▲輸入				
		成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度			
2018	2.91	3.57	3.09	2.28	1.18	3.96	0.55	2.99	0.63	0.35	15.56	0.16	4.96	0.13	0.73	▲ 0.19	▲ 0.25	▲ 0.17	0.04	0.02
2019	3.06	3.30	2.93	2.47	1.30	0.57	0.08	10.82	2.36	2.08	1.45	0.02	9.43	0.26	▲ 0.80	0.12	0.02	0.01	▲ 0.20	▲ 0.11
2020	3.42	1.19	1.07	▲ 2.43	▲ 1.27	2.70	0.38	6.26	1.49	1.03	28.50	0.33	4.47	0.13	0.47	2.35	▲ 0.48	▲ 0.30	▲ 5.19	▲ 2.65
2021	6.72	5.88	5.06	▲ 0.06	▲ 0.03	3.72	0.52	14.44	3.48	3.67	5.45	0.08	▲ 9.17	▲ 0.27	1.10	1.66	15.09	8.38	16.14	6.72
2022	2.68	4.01	3.44	4.02	1.81	5.15	0.70	7.93	2.08	1.79	12.54	0.17	4.59	0.12	▲ 1.14	▲ 0.76	2.77	1.71	5.18	2.47
2023	1.08	0.92	0.81	7.95	3.64	0.16	0.02	▲ 7.61	▲ 2.14	▲ 2.47	9.91	0.15	6.64	0.19	▲ 0.72	0.28	▲ 4.08	▲ 2.75	▲ 5.49	▲ 3.03
I	▲ 3.58	2.43	2.09	6.10	2.83	3.22	0.39	▲ 2.08	▲ 0.58	▲ 0.82	21.53	0.20	2.56	0.03	▲ 0.55	▲ 5.67	▲ 11.81	▲ 8.02	▲ 4.26	▲ 2.34
II	1.42	1.56	1.38	12.86	5.71	▲ 0.59	▲ 0.08	▲ 7.18	▲ 2.03	▲ 2.43	9.85	0.15	9.32	0.24	▲ 2.22	0.04	▲ 7.62	▲ 5.12	▲ 9.49	▲ 5.17
III	1.56	0.21	0.17	9.16	4.13	▲ 0.68	▲ 0.10	▲ 9.39	▲ 2.55	▲ 2.61	▲ 6.29	▲ 0.10	5.91	0.15	▲ 1.31	1.39	▲ 0.23	▲ 0.17	▲ 2.56	▲ 1.56
IV	4.74	▲ 0.38	▲ 0.32	4.17	1.99	▲ 0.79	▲ 0.12	▲ 11.35	▲ 3.31	▲ 3.96	16.72	0.34	7.59	0.31	1.11	5.06	3.64	1.95	▲ 5.41	▲ 3.11
2024	5.27	6.37	5.53	3.20	1.56	3.03	0.41	7.07	1.81	1.41	6.07	0.10	10.19	0.30	1.74	▲ 0.26	8.71	5.37	11.62	5.63
I	7.16	2.42	2.17	4.51	2.28	2.57	0.34	▲ 3.32	▲ 0.93	▲ 1.28	10.16	0.13	9.89	0.22	0.48	4.99	9.45	5.77	1.90	0.78
II	5.33	7.38	6.46	3.55	1.75	3.20	0.43	7.50	1.95	1.72	5.57	0.09	4.94	0.14	2.33	▲ 1.13	7.41	4.58	11.66	5.71
III	4.66	6.98	5.92	2.28	1.10	3.98	0.54	8.26	1.98	1.63	10.48	0.15	7.36	0.20	2.30	▲ 1.27	9.03	5.67	14.36	6.94
IV	4.13	8.52	7.24	2.51	1.19	2.40	0.34	15.79	3.93	3.28	1.73	0.04	16.02	0.61	1.79	▲ 3.11	8.97	5.45	18.52	8.56
2025(p)	8.68	2.32	2.02	1.46	0.68	1.22	0.16	10.53	2.72	2.30	16.38	0.26	5.06	0.15	▲ 1.54	6.66	31.82	20.02	26.75	13.36
I	5.54	5.75	4.97	1.43	0.67	0.70	0.09	18.44	4.62	4.52	4.24	0.06	1.08	0.04	▲ 0.41	0.57	20.66	12.68	25.31	12.12
II	7.71	2.10	1.85	0.17	0.07	3.25	0.42	11.51	3.02	2.74	4.44	0.07	7.27	0.21	▲ 1.67	5.86	36.26	22.68	32.99	16.82
III (r)	8.42	0.86	0.75	0.72	0.35	0.32	0.04	10.14	2.51	2.16	10.43	0.16	6.45	0.19	▲ 2.15	7.67	30.63	20.03	24.21	12.36
IV (p)	12.65	0.86	0.75	3.45	1.59	0.75	0.10	3.48	0.94	0.03	35.05	0.73	4.75	0.18	▲ 1.87	11.90	38.81	24.15	24.59	12.25
2026(f)	7.71	4.10	3.32	2.51	1.09	5.32	0.65	4.08	1.05	0.90	▲ 5.57	▲ 0.09	8.47	0.25	0.52	4.39	12.68	9.31	9.06	4.92
I (f)	11.46	2.31	1.92	2.87	1.30	4.86	0.57	4.31	1.16	0.89	4.24	0.06	8.77	0.20	▲ 1.11	9.54	25.38	17.35	14.58	7.81
II (f)	9.30	3.65	3.00	3.06	1.34	3.45	0.42	3.69	0.97	0.76	2.50	0.04	6.15	0.17	0.27	6.29	12.82	9.65	6.25	3.36
III (f)	7.76	5.65	4.48	2.75	1.18	5.72	0.70	5.95	1.48	1.23	▲ 0.09	0.01	8.86	0.24	1.11	3.28	10.89	8.17	8.98	4.89
IV (f)	3.09	4.73	3.71	1.44	0.62	6.92	0.88	2.51	0.64	0.73	▲ 16.88	▲ 0.44	9.56	0.35	1.57	▲ 0.62	4.47	3.28	7.18	3.90

(出典) 行政院主計総処

(注) r：修正値、p：速報値、f：予測値

重要経済指標

行政院主計総処 2026年2月13日発表

	経済成長率(実質 GDP)(%)			一人当たり GDP		一人当たり GNI		消費者物	生産者物	名目 GDP (百万台湾元)
	前年同期比	前期比 (年率換算)	前期比	台幣元	米ドル	台幣元	米ドル	価上昇率 (%)	価上昇率 (%)	
2018年	2.91	—	—	781,169	25,901	800,173	26,531	1.36	—	18,420,039
2019年	3.06	—	—	804,123	25,998	827,662	26,759	0.55	—	18,974,097
2020年	3.42	—	—	849,105	28,705	877,020	29,649	▲ 0.23	—	20,023,752
2021年	6.72	—	—	927,776	33,111	952,302	33,987	1.97	—	21,773,291
2022年	2.68	—	—	978,579	32,827	1,008,406	33,828	2.95	10.51	22,820,430
2023年	1.08	—	—	1,010,959	32,444	1,044,671	33,526	2.49	▲ 0.57	23,598,348
第1季	▲ 3.58	▲ 8.91	▲ 2.31	235,631	7,756	249,472	8,209	2.61	3.16	5,484,505
第2季	1.42	10.26	2.47	244,824	7,977	253,134	8,246	2.04	▲ 3.68	5,711,773
第3季	1.56	8.33	2.02	257,726	8,138	258,581	8,163	2.45	▲ 0.97	6,021,960
第4季	4.74	10.63	2.56	272,778	8,573	283,484	8,908	2.88	▲ 0.60	6,380,110
2024年	5.27	—	—	1,099,390	34,238	1,140,906	35,531	2.18	1.37	25,737,088
第1季	7.16	0.20	0.05	262,415	8,345	275,122	8,749	2.34	▲ 0.04	6,145,244
第2季	5.33	2.36	0.58	268,110	8,289	278,249	8,602	2.20	2.81	6,277,605
第3季	4.66	6.02	1.47	276,678	8,567	279,652	8,659	2.23	1.59	6,476,525
第4季	4.13	7.19	1.75	292,187	9,037	307,883	9,521	1.96	1.11	6,837,714
2025年(p)	8.68	—	—	1,229,318	39,492	1,263,601	40,585	1.66	▲ 1.79	28,698,415
第1季	5.54	6.38	1.56	285,793	8,689	295,438	8,983	2.21	3.72	6,683,980
第2季	7.71	13.22	3.15	293,006	9,498	301,310	9,767	1.65	▲ 3.10	6,844,826
第3季(r)	8.42	7.36	1.79	305,394	10,193	308,615	10,301	1.46	▲ 5.02	7,125,410
第4季(p)	12.65	23.55	5.43	345,125	11,112	358,238	11,534	1.33	▲ 2.58	8,044,199
2026年(f)	7.71	—	—	1,396,386	44,181	1,430,853	45,273	1.68	2.59	32,495,859
第1季(f)	11.46	3.36	0.83	331,235	10,485	342,361	10,838	1.38	▲ 1.84	7,716,983
第2季(f)	9.30	2.78	0.69	339,185	10,730	347,493	10,993	1.75	3.46	7,897,069
第3季(f)	7.76	3.39	0.84	351,859	11,131	354,034	11,200	1.82	5.45	8,185,180
第4季(f)	3.09	1.66	0.41	374,107	11,835	386,965	12,242	1.76	3.49	8,696,627

(出典) 行政院主計総処
r: 修正値、p: 速報値、f: 予測値

2025年第4四半期の国際収支統計

2025年2月26日 台湾中央銀行発表（仮訳）

◆概要

2025年第4四半期の国際収支は、経常収支が699.3億ドルの黒字、金融収支が748.6億ドルの純資産の増加、中央銀行準備資産が10.0億ドルの減少となった。

◆内訳

（1）経常収支

経常収支の黒字は、前年同期比360.2億ドル増加となった。

- ① 貿易収支の黒字は、主にAI等新興技術関連ビジネスの堅調な業績動向に支えられた輸出の拡大により、前年同期比379.0億ドル増加の636.4億ドルとなった。
- ② サービス収支の赤字は、主に国内事業者の貨物輸送サービス収入の減少と旅行支出の増加により前年同期比6.5億ドル拡大し、24.7億ドルとなった。
- ③ 第一次所得収支の黒字は、主に非居住者の対外直接投資収入のための支払い増加により前年同期比7.6億ドル縮小の105.9億ドルとなった。
- ④ 第二次所得収支の赤字は、労働者の海外送金の増加により前年同期比4.6億ドル拡大の18.3億ドルの赤字となった。

（2）金融収支

- ① 直接投資は、純資産が49.8億ドル増加となった。このうち、居住者による対外直接投資と非居住者による対内直接投資はそれぞれ88.2億ドルと38.4億ドルの純増となった。
- ② 証券投資は、純資産が301.1億ドルの増加となった。このうち、居住者による対外証券投資は、民間部門の外国株式の保有増加と銀行部門の外国債券の保有増加により150.2億ドルの純増、非居住者による証券投資は、主に海外投資家による台湾株の保有減少により150.9億ドルの純減となった。
- ③ 金融派生商品は、主にその他金融機関が金融デリバティブの売却益を得たことに伴う資産の減少を反映して、純資産は5.0億ドル減少となった。
- ④ その他投資は、主に貿易信用及び民間非金融セクターの外国預金の増加を反映し、純資産が402.7億ドルの増加となった。

（3）2025年の国際収支の概況

2025年の経常収支は1,811.4億ドルの黒字、金融収支が1,571.6億ドルの純資産の増加、中央銀行準備資産が200.4億ドルの増加となった。

以上

国際収支の推移 [当所作成]

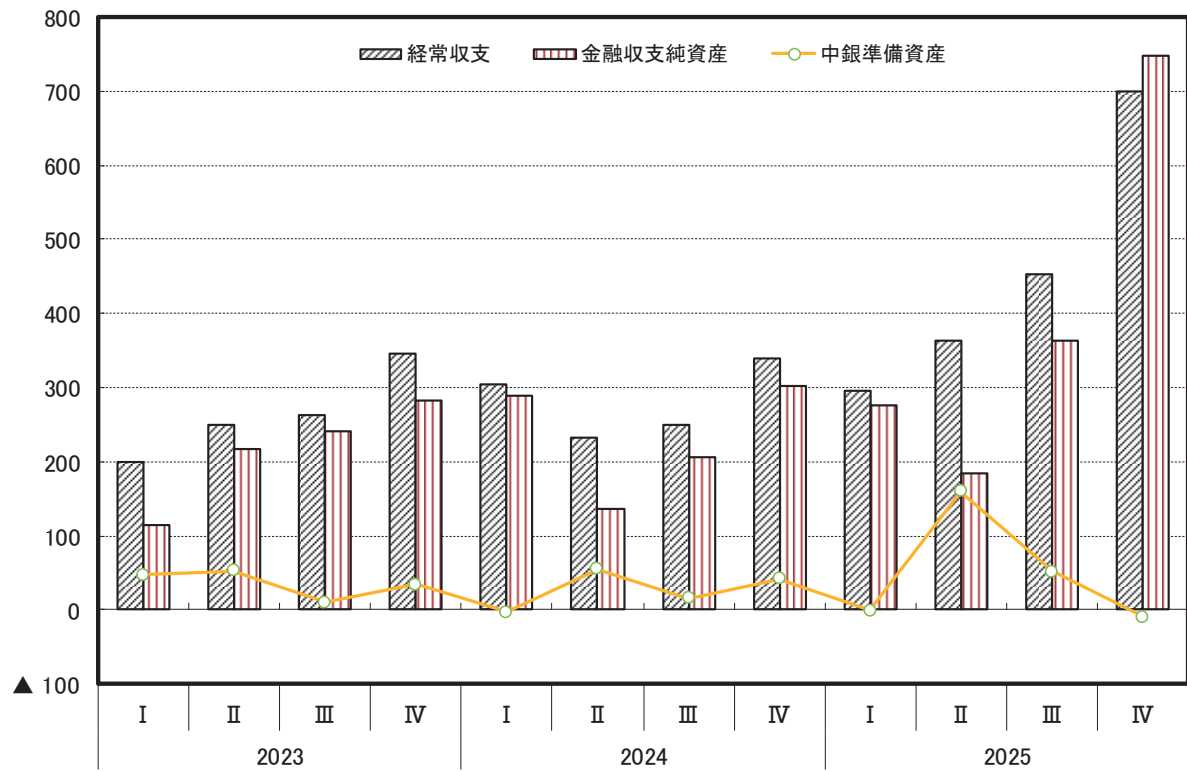
(単位：億米ドル)

	2022 (r)				2023 (r)				2024 (r)				2025 (r)							
	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)				
経常収支	1,014.2	321.9	258.9	191.4	242.0	1,058.2	199.7	250.5	261.9	346.1	1,127.1	305.2	232.2	250.7	339.1	1,811.4	296.8	363.3	452.0	699.3
貿易収支	687.0	200.5	149.6	180.2	156.7	956.2	121.6	223.2	311.2	300.2	993.6	245.0	211.9	279.3	257.5	1,760.5	270.4	365.1	488.6	636.4
輸出	4,283.6	1,085.4	1,121.0	1,083.5	993.6	3,838.8	885.4	946.2	1,014.6	992.6	4,150.2	966.4	1,013.0	1,090.0	1,080.8	5,824.8	1,178.7	1,421.1	1,513.8	1,711.3
輸入 (▲)	3,596.6	884.9	971.4	903.3	836.9	2,882.6	763.9	723.0	703.4	692.4	3,156.6	721.5	801.1	810.8	823.3	4,064.3	908.3	1,056.0	1,025.2	1,074.8
サービス収支	126.0	48.9	37.3	33.1	6.6	▲ 100.8	▲ 16.4	▲ 23.1	▲ 42.7	▲ 18.6	▲ 122.0	▲ 22.4	▲ 42.3	▲ 39.1	▲ 18.2	▲ 136.3	▲ 30.9	▲ 44.5	▲ 36.2	▲ 24.7
第一次所得収支	233.4	79.3	78.5	▲ 13.6	89.1	252.6	105.8	62.8	5.7	78.3	302.7	94.6	73.3	21.4	113.5	262.2	68.6	62.7	25.1	105.9
第二次所得収支	▲ 32.2	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 8.3	▲ 10.5	▲ 49.7	▲ 11.3	▲ 12.3	▲ 12.3	▲ 13.9	▲ 47.2	▲ 11.9	▲ 10.8	▲ 10.8	▲ 13.7	▲ 75.1	▲ 11.4	▲ 20.0	▲ 25.4	▲ 18.3
資本移転等収支	▲ 0.5	▲ 0.1	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.1	0.0	▲ 0.3	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	0.0	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	0.2
金融収支	937.2	331.7	221.5	239.7	144.4	854.1	114.3	217.0	240.8	282.0	934.0	289.0	137.3	205.8	301.9	1,571.6	276.3	183.6	363.1	748.6
直接投資	42.3	17.6	▲ 2.3	▲ 0.2	27.2	182.6	34.2	9.4	55.5	83.5	209.2	22.7	65.6	80.3	40.7	343.5	40.4	160.2	93.1	49.8
証券投資	1,052.9	508.5	282.7	246.2	15.5	666.9	185.8	145.9	329.9	5.4	837.3	223.0	142.2	221.4	250.7	514.1	317.4	▲ 209.8	105.4	301.1
デリバティブ	46.6	5.5	12.3	25.6	3.2	10.5	5.5	▲ 0.5	8.7	▲ 3.2	9.2	5.1	2.7	▲ 2.8	4.3	▲ 22.7	3.0	▲ 13.4	▲ 7.3	▲ 5.0
その他	▲ 204.5	▲ 199.8	▲ 71.2	▲ 31.9	98.4	▲ 5.9	▲ 111.2	62.2	▲ 153.2	196.3	▲ 121.7	38.3	▲ 73.2	▲ 93.0	6.2	736.8	▲ 84.5	246.6	171.9	402.7
中銀準備資産変動	108.8	2.6	38.2	▲ 41.2	109.3	143.4	47.2	52.2	10.1	33.9	108.8	▲ 3.3	54.6	16.1	41.4	200.4	▲ 0.9	160.0	51.2	▲ 10.0

(出典) 中央銀行発表 r：修正値 p：速報値

国際収支の推移

(億米ドル)



令和7年秋の外国人叙勲受章者(3名)に対する 叙勲伝達式の実施について

令和7年11月3日、日本政府は令和7年秋の外国人叙勲受章者を発表しました。その中で、下記のとおり、台湾から3名の方が日台間の友好関係の増進に顕著な功績があったとして受章されました。

日本台湾交流協会としても日台関係の発展のために長年にわたり献身的な御尽力をされてこられた受章者の御貢献に衷心の敬意と謝意を表します。

謝 長廷氏

勲章：旭日大綬章

主要経歴：前 台北駐日経済文化代表処代表

功績概要：日本・台湾間の友好親善及び相互理解の促進
に寄与



受章者のことば

昨年の秋、11月11日に、東京の皇居・松の間で天皇陛下から旭日大綬章を授かる栄誉をいただきました。受勲の背景については、日台友好と「善の循環」を推進することが述べられ、私としても大変感動し嬉しく思いま

した。日台関係の親密さと友好は私一人の功績ではなく、多くの同僚や友人、熱心な方々、さらには日台交流協会の協力の成果です。天皇陛下からのご評価を受け、改めて光栄と喜びを感じました。私とその受勲を代表して受け取ることで、心の中は感謝で溢れています。「善の循環」という言葉は、私が駐日代表に就任した初日に空港で日台友好の相互支援を説明した際に使用したものであり、この数年間広く引用されてきました。もちろん、この概念は京都大学の西田哲学「善の研究」から影響を受けており、私の若い頃の留学経験と無関係ではありません。私は、台湾と日本の両方が地球上の良善の力であり、人助けと恩返し文化を持っていると信じています。相互に助け合った結果、必ず善が生まれ、循環が続くことになると考えます。受勲理由に「善の循環」が言及されているのを見て、非常に嬉しく感動しました！

今回の秋の叙勲で旭日大綬章を受けた外国人は全世界で8名しかおりませんが台湾がその一人を占めることができたことに深い誇りを感じています。歴史上、旭日大綬章を受けた台湾人は4名おり、私は戦後生まれの初めての受章者であり、政党の党首を務めた初の政治家です。そのため、叙勲名簿の発表と授与の翌日、中国から理不盡な抗議があり、日本政府に困惑を引き起こしました。このことに対して心配も感じましたが、日本の内閣や皇室はその決定を変更せず、すべてが予定通りに進行しました。その毅然たる姿勢は、圧力に屈しない精神を示しており、私にとっても非常に敬服すべきことです。

私は1972年(昭和47年)4月に日本の文部省の奨学金を得て、京都大学の大学院で修士号および博士課程を

修讀するために留学しました。宿舎は南禅寺の近くであり、黄昏時には哲学の道を散歩し、生活の問題について悩みながらも、正義や台湾の民主主義について考えていましたが、当時は自分が台湾の駐日代表になり、天皇陛下からの叙勲を受ける日が来るとは思いもよりませんでした。日本での留学経験は、私の台湾の政治改革への取り組みに絶対的な影響を与えました。私が主張してきた民主自決、共生和解、弱者優先、善の循環などの理念は、実際には留学生時代の知見に根ざしています。私が駐日代表に就任したのは平成時代であり、退任する時にはすでに令和6年となっていました。昭和から令和にかけて、日本の政治経済の変化を目の当たりにし、代表として8年余り日本の草の根に関与し、台湾の歴史的絆と民間感情の深さを深く実感しました。そのため、地方自治体との友好協定締結を強力に推進し、この関係を深化させ、多くの成果を上げてきました。先にも述べた通り、日台友好は多くの人の努力の賜物であり、私とその勲章を代表して受け取ることで、恥ずかしさを感じると同時に、使命感が強まりました。

受勲当日、天皇陛下が私のところに来てお祝いの言葉をかけてくださった際、私は心の声を天皇陛下にお伝えしました。「旭日大綬章を賜り、大変光栄に思っております。この栄誉を決して無駄にせず、今後も引き継ぎ、日台友好のために貢献していきたい」、今年の1月6日に「台湾日本関係協会」の会長を引き受けたことで、陛下への約束を早速果たすことができました。「善の循環」の特性を信じて、ますます良くなり、ますます大きくなるのが必然であると信じています。そして、最終的には共同体の方向に発展し、相互の助け合いによって共栄を成し遂げ、世界平和の模範となることを願っています。未来に向けて、日台交流協会の皆様と共に努力し、私たちの理想を共に達成できることを期待しています。

李 詩欽氏

勲 章：旭日中綬章

主要経歴：元 台湾区電機電子工業公会理事長

功績概要：経済分野における日本・台湾間の関係強化に寄与



受章者のことば

片山代表、ご来賓の皆様

大変光栄に存じます。日本政府より昨年11月3日、2025年（令和7年）秋の外国人叙勲者名簿が発表されました。私は電機電子工業同業公会（電電公会）の理事長在任中、日本と台湾間の経済分野における関係強化に貢献したとして、「旭日中授章」を授与されることとなりました。まず、日本台湾交流協会台北事務所の片山代表の推薦に感謝申し上げます。また、電電公会の理事・監事および職員の皆様が、経済部の指導の下、台日間の交流と協力を積極的に推進してくださったことに感謝いたします。

経済部の龔部長は、今年2月5日の「年末記者会見」において、1)台湾の2025年の経済成長率が8.63%となり、15年ぶりの高水準を記録したこと、2)台湾は「五大信頼産業」を推進し、AIおよびサプライチェーンのレジリエンスを強化していること、3)台湾は地政学的対立に直面しつつも、産業のグローバル展開を加速し続けていることを述べました。これらの成果と取り組みには、台湾ICT産業を代表する電電公会の尽力と貢献が不可欠でした。龔部長はさらに、台湾経済が世界的な関税の嵐やサプライチェーンの再編を経て、2026年に「守りから攻めへ」の転換期を迎えることを明らかにし、施政の重点と将来展望は、台湾を「経済という太陽が沈ま

ない国（経済日不落国）」にすることに焦点を当てていると述べました。龔部長の「守りから攻めへ」という戦略的指針の下、台湾と日本の関係はかつてない好機を迎えることになりました。

経済部傘下の「台日産業協力推進室（Taiwan-Japan Industrial Collaboration Promotion Office - TJPO）」は、2012年3月（約15年前）に設立され、現在に至るまで経済部唯一の産業推進室となっています。台湾の他の主要パートナー国には同様の機関が存在しないことから、経済部における台日協力の優先的な位置づけがうかがえます。TJPOでは、産業発展署の邱求慧署長の指導の下、本年2月20日に高市首相が第221回国会で実施した再任後初の施政方針演説の内容を網羅的に整理しています。高市首相は、特に産業発展における経済刺激策の3本柱を推進することを表明し、その規模は21.3兆円（1420億米ドル相当）に達します。産業推進のための17の戦略分野と8つの分野横断的課題があり、TJPOはこれらすべてについて台湾が積極的に協力する計画を策定しています。電電公会も積極的に協力・推進していく方針があります。

工業技術研究院の呉政忠董事長は、国家科学技術委员会主任委員在任中、台湾の半導体製造の強みと日本の材料・設備の強みを融合させることに尽力しました。対外貿易発展協会の黄志芳董事長のリーダーシップの下、「台湾エキスポ（日本台湾形象展）」の開催や大阪万博「TECH WORLD館」の出展がなされました。電電公会の「AIIA（AIイノベーション応用）連盟」会長である徐爵民氏は、元科学技術部長兼工業技術研究院院長であり、日本の研究開発機関（AISTなど）との技術連携を推進しています。これらの方々は、長年にわたり、それぞれの立場で台日間の交流と協力を推進し、尽力されてきました。

本日は、インベンテック（英業達）・グループ創業者である葉国一会長をお招きし、台日交流の栄光の瞬間を共に目撃できることを大変光栄に思っています。葉会長が率いるインベンテック・グループは、昨年創立50周年を迎えました。皆様もご存知の通り、葉会長は台湾のICT産業において卓越した地位を占めていますが、葉会長が「台湾日本研究学会（略称：台日学会）」の設立を支援されたことは、あまり知られていないかもしれません。1972年の台湾・日本国交断絶後、台湾の有志たちは1979年に「台日学会」を設立し、学術研究、人材育成、そして民間交流の架け橋としての役割を果たしてきまし

た。「台日学会」で数期にわたり理事長を務めた許水徳院長は、1991年から1993年まで駐日代表を務め、1992年には「亜東関係協会駐日代表処」を正式に「台北駐日経済文化代表処」へと改称しました。「台日学会」の許水徳理事長は、2015年春に「旭日大勲章」を授与され、この最高位の勲章を授与された元駐日代表としては初めての人物となりました。長年にわたり「台日学会」を支援するため、葉会長はインベンテックに「中日文教基金会」を設立し、現在に至るまで「台日学会」の運営に対する資金援助と支援を専門的に行っています。

電電公会の劉揚偉理事長は、米国シリコンバレーで本日開幕する年間最大のAIイベント「Nvidia GTC（GPU Technology Conference）」へ参加する必要があったため、本日の式典には出席できませんでした。劉揚偉理事長は、昨年の就任時に「類科学園区（またはTEEMA科学園区）」という戦略計画を提唱し、地政学的な情勢やグローバルサプライチェーンの再編に対応し、台湾の中小企業の国際展開を支援しています。この戦略は行政院から重視され、台湾・米国間の対等貿易協定（Agreement on Reciprocal Trade, ART）の中核的な内容の一つともなりました。

私が電電公会の理事長を務めていた間、経済部が推進する「経済日不落国」の構築を支持しました。「国際的なTEEMA」イニシアティブを提唱し、台湾のICT産業チェーンが北米、EU、インドなどの市場へ展開することを推進しました。先週、「日本台湾交流協会」に対し「台日AIイニシアティブ」を提案しました。これは、台湾のICT産業の日本への展開を推進し、AIデータセンターにおける台日間の相互投資を促進し、AI計算能力の構築を加速させるものであり、またTSMCなどの半導体産業と共に日本へ投資し、上流から下流まで全面的なサプライチェーンを形成することを目指すものです。このイニシアティブは、高市首相の半導体およびAI政策に基づき、デジタルインフラの整備を通じて投資とイノベーションを促進し、収益拡大という好循環を生み出すものです。この政策は特に、インフラの強化およびAIのイノベーションと応用を重視しています。そして、AIデータセンターの構築を加速させることは、まさに最重要課題であり、一刻の猶予も許されません。

「台日AIイニシアティブ」に加え、私は「台日医療技術プラットフォーム」および「台日文化・音楽プラットフォーム」の推進にも取り組んでいます。これらのプラッ

トフォームを通じて、視察や相互訪問イベントを開催し、医療技術および文化・音楽分野における台湾と日本の交流強化に取り組んでいます。

今年2月2日、片山代表がテレビの単独インタビューを受けた際、台湾の人々に伝えたいメッセージを問われ、片山代表は「台湾駐在の2年2ヶ月の間、台湾が日本にとって極めて重要なパートナーであり、かけがえのない友人であることを確信しました。この確信と実感は、毎日のように感じていることです」と述べました。台湾の皆様一人ひとりが、片山代表のメッセージを深く心に刻み、深く感動されたことと思います。

今年の新年カウントダウン動画で片山代表夫妻が述べた祝辞を借りて、私たち一同、「台日間の友情がさらに深まること」を願いましょう。皆様、ありがとうございました。

黄 崑虎氏

勲 章：旭日小綬章

主要経歴：台湾之友会全国総会長

功績概要：日本・台湾間の友好親善及び相互理解の促進に寄与



受章者のことば

この度、旭日小綬章を受け賜る事は、自分にとって最高の光栄と存じます。私は、昭和七年生まれで、中学一年まで嘉義中学校で日本の教育を受けました。短い七年でしたが、この尊い時間で身についた教養は、私の一生を導き、正確な方向に進んで行ったと信じています。

李登輝友の会時代、日本育桜会会長の園田天光先生より台湾への日本の河津桜一万本を贈呈下さるお話がありました。李登輝総統お立ち会いのもと、盛大な贈呈式が台北の国賓大飯店で行われ、日本の河津桜は十年に渡り、台湾全土各地で植樹されました。今では、春になると花が咲き誇り、台湾の人達を楽しませています。

九十代になった私は、人生を振り返り見て一番嬉しいことは何ですか？と聞かれますと台湾全土に日本の桜を植えた事だと言いたいです。桜によって芽生えた日台両国の友情は、2011年東日本大震災が起こった際、台湾友の会のもとに多くの救災物資が届き、即座に送って欲しいとの要請が殺到し、多額の義援金も受け取りました。これも桜の植樹が両国の友情の架け橋になった事と信じて止みません。このような助け合いは、世界の平和につながる事と信じています。

私は、その時代に生きた台湾人としてなすべきことをしただけに過ぎません。今日、このような立派な賞を多くの台湾の人達を代表してお受け致します。

台湾高校生日本留学事業

第9期 留学中間報告

当協会の台湾高校生日本留学事業では、台湾の高校生が日本の高校に約11ヶ月間留学し、日本の高校生と同じ環境で生活を送りながら、日本の社会・文化・歴史等を学ぶ機会を提供しています。留学した台湾人高校生が将来知日派人材となり、日台間の架け橋として日台関係の更なる発展に寄与すること、及び受入校の日本人高校生等の台湾に対する理解を増進することを目的としています。2025年度派遣の第9期生は、2025年8月より留学を開始し、半年が経ちました。今回は、日本の高校生活の中で疑問に感じたこととそれに対する自分の考えについて、留学生3名の報告を紹介いたします。

根を張り、芽吹く

立命館中学校・高等学校 謝齊方

日本に留学してから、すでに5ヶ月が経過しました。私は留学する前、日本ではすごく周りの空気を読むことと礼儀を大切にすると聞いていました。私はずっと「周りに合わせる」ことは得意ではないためすごく心配でした。

不安を抱いて学校に入ると、おそらくこの高校が国際的な学校だからでしょう。クラスメートのみんなは外国人との付き合いにも慣れていました。クラスに入った時は、想像通りみんなからたくさん話しかけられるわけではなく、ただごく普通の転校生として受け入れられたように感じました。私は気が楽になりましたが、逆に適当な友達の作り方がわからなくて、一番友達を作りやすい時間を見過ごしてしまいました。でも今ではほとんどクラスメートに話しかけられるようになって、友達もできました。

最初に交流がそんなになかったおかげで、私は「日本人」という存在の観察機会がすごく多くて、おもしろいことを見つけました。その一つは思ったより抑圧感がないことです。もちろん基本的な協調性はありますが、でもほとんどみんなが「集団の前に、まずは個人であること」を意識しています。私の部活：ダンス部を例に挙げるとわかると思います。部員はパフォーマンスをする際に、練習する前の立ち位置は他の方と被らないように注意しますが、練習に入ったら、すごく自分に集中して、周りが何をやっているかはあまり気にならなくなります。私が元々ずっと観察している目はこの時、全てが自分自

身に集中しました。他者を観察していた私の視線も、その瞬間、自分自身の内面へと引き戻されました。一番印象に残ったのは、ダンスが上手くて、私より入部が遅かった子です。その子は十分自分らしく生きていたのですが、練習に入ると周りが見えなくなるほどダンスに夢中になっていて、自分の世界に没頭しているようでした。たまに集中しすぎて先輩の指示を聞けなかったり、裏ルールを守っていなかったり、少し迷惑をかけてしまったりしたことはあるけれど、私は少し羨ましくて、尊敬しています。もちろん他の人に迷惑はかけたくないですが、それでも彼女のように自分自身に忠実になるのはいいなと思います。

そこで、私はこれまで外の世界や周囲にばかり向けていた視線を、自分自身へと戻し、改めて自分を見つめ直してやることにしました。すると、あることに気づいたので。私はこの五ヶ月間、ずっとスポンジみたいに日本の全部を吸収していました。しかし、それだけではなく、自分の文化をもっと認識することができるようになったのです。木を喩えとすれば、この留学の機会があって、他の人と比べて違う栄養が吸収できて、特別な葉が萌えられます。でもそれだけではありません。友達や先生と話す時、たまに自分もよく知らない台湾のことを聞かれるから、その時にはしっかりと調べて返事をする。そうすることで根ももっと深く張れます。例とすれば、友達とお年玉について話したことがあります。「なぜ元宵節まで置くのか?」「なぜ赤い袋に入れるか?」それ

は幼い頃から先生やお年寄りからずっと聞いている物語なのに、時が経つにつれ、お年玉の意義も次第に忘れ去られていることに気がつきました。私は、友達に答えられない時、すごく恥ずかしいと思いました。しかし、お互いに交流したおかげで、もっと自分の文化を認識して、自分の「根」を張って、地上の葉を美しく芽吹かせると

同時に、地下の根をしっかりと張って、より安定して立つことができるようになりました。これからも日本という環境から新しい養分を吸収して、新しい葉を広げ、交流を通して自分の文化という根をより深く、広く張っていきます。



イベント後、部活の仲間と撮った写真

一歩踏み出す勇気

曾悦恩 大阪府立夕陽丘高等学校

私が「留学生になりたい」と思ったきっかけは、「普通の学生になりたくない」という気持ちからでした。「もしこの一歩を踏み出したら、どんな景色が見えるだろう？」そんな期待を持って、一年間の努力を経て、やっと留学生になりました。でも、始まってみると、どんな高校生活が待っているかわからないし、友達ができる自信もない。不安を抱えながら、私が描いたアニメのような高校生活が始まりました。

登校初日、その光景はまさにアニメのワンシーンみたいでした。笑いながら登校する生徒たち、校庭で走っているサッカー部、廊下に貼られた色んな部活動の紹介ポスター。私は緊張しながらクラスに足を踏み入れました。自己紹介をして、台湾から持ってきたお菓子を配って、いよいよ休み時間が来ました。でも、誰も話しかけてくれない。だから私は勇気を持って、隣の席の子に「台湾のこと知っていますか？」と聞いてみました。すると「小籠包も台湾まぜそばも美味しいよね！」という答えが返ってきました。小籠包は有名なので理解できますが、台湾まぜそば……？「え…聞いたことないけど？」と、

台湾人の私も聞いたことがない単語が出てきました。次の休み時間にすぐスマートフォンで検索したら、なんと名古屋発祥の料理！日本での高校生活初日は、この「逆カルチャーショック」のような驚きの中で終わりました。

翌日、私は高校生活で一番ハードな授業を体験しました。それは体育の授業です。夏は暑いから早くプールに入りたいと思っていたけれど、一回授業を受けただけで「プールに入りたい」なんて気持ちは完全に消え去りました。入ってみたら、まるで地獄に足を踏み入れたような感じがしました。泳ぐ練習の量がとても多く、周りの子のスピードもとても速いです。皆「しんどい」と言いながらも、全然疲れていない様子で泳いでいました。私だけ授業が終わったら、階段を降りるのもしんどいと感じ、「なんで皆の体力はそんなに強いん？」と思いました。それはおそらく、小学校の時からずっとこんな凄いや体育の授業に慣れているからだろうなと感じました。

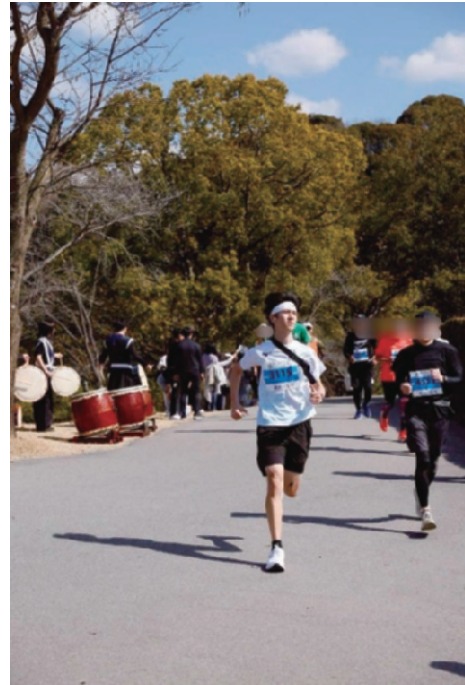
夏の正反対、冬が来ました。唯一変わらないのは、体育の授業が相変わらず大変なことです。気温0度くらいの真冬に、半袖短パンで持久走をするなんて、これは本

当におかしいことだと思います。皆、長袖のジャージを持っているし、先生たちも寒いとわかっているはずなのに、半袖短パンはまるで法律みたいな存在でした。しかし寒くても誰も諦めず、皆が最後まで走り続けています。私も途中で何度もペースを落としましたが、「私だけではなく、皆も頑張っている。」そう思うと、それが力になって、最後の一步まで走りきることができました。

授業以外にも、学校にはいろいろな部活動があります。私は書道に興味があって書道部に入り、カルタにも興味があったため競技かるた部にも入りました。しかし、この楽しい気持ちをクラスの友達に伝えた時、最初の返事は「書道とカルタ？私も書道は好きやけど、でも女子ばかりやろ？」というものでした。「空気を読む」のは大事かもしれないけど、自分で自分の選択肢を消して、楽しいかどうかもわからないまま結論を出すのは、私の大嫌いなことでした。だからこそ、私は自分がやりたいことをやります。そのために一步踏み出すのは、本当に重要なことだと思います。

ある日、友達が「持久走であんなに練習したんやから、マラソンも参加しようや！」と言ってくれました。私はこの一步も必ず踏み出します。マラソンでも、持久走で

も、部活動でも、勇気を持って前に進むこと。この先どんな景色が待っていても、この一步を踏み出さないと、絶対に見ることはできないから。



この一步の先に、見える景色を。

日本の高校生活にある青春

伊丹市立伊丹高等学校 徐惟熙

日本の文化は、ドラマやアニメなどを通して海外にも広く伝わっていて、そうした作品の中の学校生活に魅力を感じる外国人は少なくありません。実際に日本の高校に入って、理想と現実の違いや、あの雰囲気かどのようにならされているのかについて考えるようになりました。ここでは、日本学校生活を送る中で感じたことや、日々の観察から見てきたことを話したいと思います。

まずは部活動の文化について、日本は「部活が盛ん」という印象が強いです。私が通っている高校では、勉強に集中したい人や、あまり部活に興味がない人も多く、部活に参加していなかったり、比較的ゆるく続けている人も少なくありません。一方で、私の台湾の高校では、限られた部活の時間以外にも、大会やパフォーマンスに向けて、毎日一生懸命練習している部活もありました。日本と台湾どちらにも部活に強く打ち込む人と、そこまで重きを置かない人はいますが、高校生の時期に、自分

で決めた目標に向かって努力している姿は、部活であってもなくても、とても輝いて見える青春だと思います。

ただ、日本は台湾に比べて、部活に多くの時間を使うことが、より普通で自然な選択だと感じました。台湾は以前より状況は変わってきていますが、今でも部活に力を入れていると、「遊んでいる」「進学に直接関係ないことをしている」と見られてしまうことがあります。この違いは高校卒業後の進路選択と深く関わっていると思います。

学校の進路講座で知ったのですが、日本では高校卒業後に大学へ進学する割合は約6割で、大学以外にも、専門学校や就職といった選択肢が自然に存在しています。クラスには塾に通っている人も多く、学校としては大学進学を重視していますが、専門学校や就職を選ぶことも、特別ではない普通の進路として受け止められています。一方、台湾では高校卒業後に大学へ進学する割合が約9

割で、社会全体に「大学に行く必要がある」という空気が強くあります。そのため、高校は大学受験の準備段階として位置づけられ、授業時間も日本より長く、勉強が最優先で、部活や興味のある活動は「余力があればするもの」と捉えられがちです。

日本高校生活の「青春の雰囲気」は決まった形があるわけではなく、いろんな選択肢が許されている環境の中で、一人一人が自分なりに過ごしている結果だと感じま

した。社会の雰囲気をすぐに変えることは難しいと思いますが、台湾でも進路や興味を選択に対して、もっと多様さや包容力が認められるようになってほしいです。

こうした両方の状況を知ること、自分が感じている違和感をより明確に理解できるように感じています。これからも日本での生活を通して、さまざまな選択や価値観に触れながら、自分なりの答えを見つけていきたいと思っています。



家政部に入ったときのポップコーン歓迎会！

対日理解促進交流プログラム 「JENESYS台湾」事業 派遣学生報告

対日理解促進交流プログラム「JENESYS台湾」は、日本と台湾との間で、対外発信力を有し、かつ将来を担う人材を招聘・派遣又はオンライン交流を通じ、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に関する対日理解の促進を図るとともに、日本の外交姿勢や魅力等について、本事業参加者からSNS等を通じて積極的に発信してもらうことで対外発信を強化し、日本との友好関係を強化することを目的としています。

JENESYS2024Phase II・JENESYS2025台湾では、計10名の日本人学生を対象とし、台湾への7日間の派遣プログラムを実施しました。今回の派遣プログラムに参加した学生の中から、2名の報告を紹介いたします。

持続可能な未来を照らす日台交流—台湾で得た学びと行動

筑波大学理工情報生命学術院 博士前期1年 秋田 宗志

1. 課題意識を共有して臨んだ台湾派遣

私が毎週の国際交流会で接する台湾の留学生たちは、知的探究心が旺盛で、社会課題に対しても率直な意見を持っている。彼らとの対話を通じて、日本と台湾が資源の乏しさ、複雑な地政学的条件、自然災害への脆弱性という共通の課題を抱えていることを強く意識するようになった。さらに、台湾へ赴く約一か月半前には、台湾の学生たちが筑波を訪れ、一泊二日の事前合宿が実施された。この場で互いの課題意識を共有できたことが、台湾視察の解像度を飛躍的に高める要因となったと振り返る。2026年3月、環境・エネルギーチームの一員として訪れた台湾での一週間は、まさに日台関係の相互理解の奥行きを実感する濃密な時間であった。

2. ミクロな研究からマクロな社会実装へ

まず訪れた台湾科技大学（NTUST）では研究交流を行った。私は大学院でスピントロニクスと呼ばれる、半導体の電氣的性質とスピンの磁氣的性質を組み合わせた

学術領域について、新規材料探索の研究を行っている。日常的に実験室で原子レベルのスケールでの材料合成と向き合っている私にとって、台湾科技大学での議論は基本を振り返る良い機会となるとともに、新鮮な驚きに満ちていた。ミクロな要素技術の研究が、最終的に社会全体のエネルギーマトリクスにおいてどのような役割を果たし、いかにしてマクロな課題解決に直結するのか。社会実装を念頭に置いた研究の道筋を立てることの重要性を再認識させられた。

また、国家原子能科技研究院（NARI）への視察でも、次世代エネルギー開発に向けた国を挙げての真摯な取り組みを目の当たりにし、技術をいかに社会へ組み込んでいくかという視点において構想力の重要性を痛感した。



写真1 台湾科技大学 (NTUST) での講義の様子



写真2 国家原子能科技研究院 (NARI)

3. 寶晶能源で見た圧倒的な社会実装力

本派遣の中で最も私の心を動かし、台湾の実行速度と社会実装力の凄みを肌で感じたのは、再生可能エネルギー分野で急成長を遂げている寶晶能源 (Ina Energy) への企業訪問である。同社は2018年に創業し、太陽光発電を中心に据え、生態光電という概念を推進している。これは、単なるクリーンエネルギーの創出という枠を大きく超えるものである。日本の事例なども参考にしつつ、太陽光パネルの下で羊を放牧し、農業と発電を両立させることで生態系を保護し、土地の有効活用を通じて自然環境へポジティブな影響をもたらすという、包括的なア

プローチを実現していた。とりわけ圧倒されたのが、林辺郷において展開されている99MWの巨大な水面上型メガソーラープロジェクトである。この地域は地勢が低く、長期にわたり浸水被害を受けやすいという一見すると不利な水域であった。しかし、彼らはそのマイナス要素を逆手に取り、広大な水面を太陽光発電所へと生まれ変わらせ、エネルギー転換の象徴へと昇華させていた。さらに、独自のAIによる画像認識やスマート監視システム (EMS) を導入し、発電効率の最適化とデータセキュリティの確保を同時に達成している点も特筆すべきである。将来的に、日本の緻密な要素技術と、台湾のダイナミックな社会実装力が組み合わせれば、これまでにない革新的な環境エネルギーモデルを構築できると確信した瞬間であった。



写真3 寶晶能源 (Ina Energy) の取り組み

4. 制度を支える人々の温もりと連帯感

文化視察や街歩きを通じて、台湾社会に深く根付く環境意識の高さと、人々の心温まる人情に直接触れることができた。台湾では、使い捨てプラスチック製品に対する厳しい制限や、ごみの回収システムの違い、レジ袋の有料化といった政策が、市民の日常生活の中に当たり

前のこととして完全に浸透している。活発な市民意識が行政と密に連携し、社会全体で環境を守ろうとする連帯感、日本にとっても優れたロールモデルであると感じた。そして何より印象深かったのは、台湾の方々の温かさである。現地観察を兼ねて足のマッサージ店を訪れた際、言葉の壁を越えて現地の方々と交流する機会があった。マッサージが終わった後も、お店の方が枝豆やヒマワリの種をご馳走してくださり、日本のことや台湾のことについて時間を忘れてたくさん語り合ったことを今でも鮮明に覚えている。さらに、夜には台湾の学生たちが私たちの宿泊先まで来て、台北101タワーの周辺を一緒に歩きながら案内してくれた。彼らのホスピタリティと底抜けの優しさに触れ、制度や政策の根底には、こうした人と人の温かい繋がりが思いやりがあるのだと深く感動した。



写真4 現地観察で訪れた足のマッサージ店



写真5 台北101タワー周辺

5. 日台合宿で描いた協働の道筋

桃園市の救国回復興青年活動中心で行われた一泊二日の日台学生合宿は、本プログラムの大きなハイライトであった。筑波での事前合宿以来の再会を喜び合いながら、山訓アスレチック体験やBBQを通じて互いの垣根は完全に払拭されていた。リラックスした雰囲気の中で行われたワークショップでは、これまでの視察を基に極めて

濃密なディスカッションを展開した。エネルギー自給率の低さという共通課題に対し、日本と台湾がどのように手を取り合うべきか。私たちのグループでは、マイボトル利用を促進するインフラ整備など、台湾の圧倒的な社会実装のノウハウと、日本の緻密なりサイクルシステムや企業の絶え間ない省エネ技術の追求を掛け合わせることで、より持続可能な社会システムが構築できるという結論に至った。同世代の仲間たちと真剣に未来を語り合ったこの時間は、私にとってかけがえのない財産となった。



写真6 桃園市での一泊二日の日台学生合宿

6. 結び：学びを行動に変える

この一週間で得た濃密な経験と気づきを、私個人のものにとどめておくわけにはいかない。環境・エネルギーチームの一員として、自ら掲げた具体的なアクションプランを確実に実行する。まずは、私が毎週参加している国際交流会において、台湾派遣で得た学びを共有し、異なるバックグラウンドを持つ留学生たちとの対話をさらに深める。加えて、今後三か月間にわたり、noteを用いた記事の執筆と発信を行う。従来のSNSのような断片的な発信ではなく、noteのプラットフォームを活用することで、台湾で学んだ生態光電の先進的な取り組みや、日台の環境意識の差異について、豊富な写真や詳細な文章を用い、体系的な記録として広く社会に還元する。そして、継続的な発信を通じて一定の反響や記事の蓄積が得られた段階で、これらの知見を加筆・編集し、将来的には電子書籍としての出版も目指す。これにより、一過性の報告で終わらせず、長く後世に生きる知見として定着させたいと考えている。

さらに、今回の派遣で築き上げた台湾の大学や企業、そして志を同じくする現地の学生たちとのネットワークは、私自身にとってかけがえのない財産である。今後はより一層、台湾で開催される国際学会への参加や、日台

の学術機関を通じた共同研究の枠組みの構築にも積極的に取り組んでいきたい。環境・エネルギーという全地球的な課題に対し、ミクロな技術研究とマクロな社会実装の両輪でアプローチする。その決意を胸に、これからも学びと行動を続けていく所存である。

最後に、このようなかけがえのない成長と学びの機会を提供してくださったJENESYS2025・2024Phase II 関係者の皆様、安全かつ円滑な運営に尽力いただいた株式会社JTBの皆様、そして私たちを温かく、そして熱烈に歓迎してくださった台湾のすべての皆様に、心からの感謝を申し上げたい。日台の絆が、持続可能な未来を照らす確かな光となることを信じて。



写真7 最終報告会終了後の集合写真

『深い理解』につながった日台の共創

千葉大学教育学部4年 鳥羽 翔大

I. はじめに

外務省が推進する対日理解促進交流プログラム「JENESYS」の一環として、日本全国から選抜された10名の大学（院）生が、令和8年3月18日から3月24日にかけて台湾に派遣された。本派遣に先立ち、参加者は同年1月29日から2月4日に実施された訪日台湾団招聘プログラムの中で実施された学生合宿プログラム（1泊2日）にも参加しており、日台の学生間での交流を深めている。本プログラムにおいては、「防災」および「環境・エネルギー」をテーマとして設定した。これらは日本と台湾の双方にとって重要な課題であり、持続可能な社会の実現のために不可欠な視点である。参加学生は、これらのテーマに関する理解を深めるため、大学での講義の受講、関連施設の視察、さらには日台合同でのディスカッションおよびプレゼンテーションに取り組んだ。

II. 派遣期間中の学び

1. 日本台湾交流協会台北事務所への表敬訪問

訪台日本団による派遣プログラム（以下、訪台派遣）では、多様な施設への訪問および見学の機会が設けられ

た。最初に訪問したのは、日本台湾交流協会台北事務所（以下、交流協会）である。

交流協会では、広報文化部長の荒木氏より挨拶をいただいた後、台湾の経済状況に関する講義を受講した。講義の中では、日本にとって台湾は正式な国交関係を有しないものの極めて重要な存在であることや、日本に対する台湾の人々の理解は依然として十分とは言えない現状、さらには本プログラムのような国際交流を通じて築かれたご縁の重要性について言及があった。

また、台湾経済に関する講義では、多文化的な社会構成、政治体制、主要産業、高齢化の進展といった多角的な観点から説明がなされ、本プログラムにおいてアクションプランを検討するうえで前提となる基礎的知識を得ることができた。

2. 防災関連施設への訪問

訪台派遣では、設定されたテーマに対する理解を一層深めるため、関連施設への訪問も実施された。筆者は「防災」をテーマとするチームに所属し、国家原子能科技研究院において、放射線物質の探知技術について学んだほか、災害時に活用可能な情報共有プラットフォームを開発するベンチャー企業の取り組みについても知見を得た。

これらの訪問を通じて強く印象に残ったのは、台湾に

おける高度な技術力を活用した防災の在り方である。日本の防災の強みが、「津波てんでんこ」や「自助・共助」といった高い防災意識や社会的規範に基づくものであるとすれば、台湾の防災はICT技術を効果的に活用し、効率的かつ体系的に多くの人命を守る点に特徴があると言える。こうした技術主導型の防災の取り組みは、日本にとって大いに参考となるものであると感じた。

3. 学生交流と日台の共創

訪台派遣中にも、1泊2日の日台学生合宿が行われた。合宿では、旧市街を共に探索したり、アスレチックを行ったり、それぞれのテーマに対して議論を深め、日台共同のプレゼンテーションを行ったりした。とりわけプレゼンテーションで、「日本と台湾の防災分野における強みを統合し、いかにより良い未来を共創できるか」という問いに取り組んだことは筆者の台湾に対する理解を、まさに「深い理解」にしてくれたと感じている。現地の学生と行動を共にし、「防災」という真剣なテーマで共創の経験をしたからこそ、ただの観光やメディアを通じた一方的な情報取得からは決して得られない台湾に対する深い理解が促された。

III. アクションプランについて

1. 理想と課題

訪台派遣で得た学びを踏まえ、筆者は日台関係の理想像として、「国交の有無にかかわらず、日本と台湾があらゆる分野において相互に重要な存在であることを認識し、食文化やポップカルチャーにとどまらない多面的かつ深い相互理解を構築すること」を掲げる。

しかしながら、この理想の実現を阻む課題も存在する。筆者はその主たる要因として、「台湾イメージのステレオタイプ化」「教科書における記述の乏しさ」「学習指導要領における言及の限定性」の三点を指摘する。

第一に、日本人が抱く台湾像は、「親日」「夜市」「ランタン」といった特定のイメージに偏重している傾向がある。こうした親しみやすい印象自体は否定されるべきものではないが、政治・経済・社会といった側面を含む多角的理解の欠如は、今後の日台関係の深化において課題となる。

第二に、日本人の台湾に関する政治・経済的知識の不

足は、学校教育、とりわけ社会科教育の在り方と密接に関連していると考えられる。初等・中等教育における社会科教科書を概観すると、地理的分野では台湾に関する記述はほとんど見られず、歴史的分野においても日本の植民地統治に関する記述に限定される場合が多い。このような状況では、学習者が台湾を多面的に理解することは困難である。

第三に、こうした教科書の記述の背景には、学習指導要領の存在がある。日本の教科書は学習指導要領に基づいて編著されているため、教科書の内容の制約は学習指導要領の枠組みに起因する側面が大きい。実際、学習指導要領において「台湾」という語が登場する回数は、小学校および中学校社会科では見られず、高等学校の地理歴史科においてもごく限定的である。したがって、日本人の台湾理解の浅さは、社会科教育に内在する構造的課題の表れであるといえる。

2. 解決案（アクションプラン）

以上の課題に対し、筆者は時間的スケールに応じた三段階のアクションプランを構想した。

まず短期的な取り組みとして、台湾の社会情勢、政治・経済、文化などを多面的に扱う社会科教材の開発を行う。これは、現行の教科書における台湾記述の不足という課題を補完し、学習者に多角的な視点を提供することを目的とする。

次に中期的な取り組みとして、開発した教材を活用した地理的分野における授業開発を行う。筆者は将来的に社会科教員として教育現場に立つことを志望しており、実際の授業実践を見据えた教材・指導法の具体化に着手する予定である。

最後に長期的な取り組みとして、授業実践を通じた学習効果の波及を目指す。本プログラムで得た知見を個人的な経験にとどめるのではなく、教育活動を通じて他者へと還元し、社会的な影響を生み出すことを最終的な目標とする。

また、本アクションプランの目的や意義、対象は以下の第3-1表の通りである。

IV. プログラム全体を通して

本プログラム全体を通して、筆者は台湾に対する理解

第3-1表 本アクションプランの目的・意義・対象

目的	中国や欧米諸国と同様に、台湾を学校教育の地理的分野で学習する機会を設けること
意義	台湾を多面的に学ぶことで、ただの近隣諸国地域の1つではなく、あらゆる分野における重要なパートナーだということを理解できるようになること
対象	中等教育段階の生徒

資料：筆者作成

を大きく深化させることができた。とりわけ、防災に関する講義や施設訪問、さらに日台学生との協働的な議論や交流など、現地に赴いたからこそ出来た経験によって、台湾社会の多面的な姿を具体的に捉えることが可能となった。一方で、日本における台湾理解の浅さが、教科書記述や学習指導要領に起因する構造的課題であることも明らかとなった。こうした認識を踏まえ、今後は社会科学教育を通じて台湾を多角的に学ぶ機会を創出し、日台間のより深い相互理解に寄与していくことが求められる。寄与の形はさまざまあるだろうが、筆者は教育という舞台において、本プログラムで得た学びを起点に、教育実践を通じた持続的な関係構築に取り組んでいきたい。



日台参加学生の集合写真

日本台湾交流協会事業月間報告

3月	内容	場所
11月下旬～ 3月26日	第22回日台文化交流 青少年スカラシップ（結果発表、受賞者台湾研修旅行）（名義）	日本全国、台湾
1日	奇蹟一本松2（名義）	台北市（松山文創園區）
4日	JENESYSオンライン訪日プログラム⑦「観光ビジネス」（主催）	オンライン
4～5日	台北市立大学視覚芸術学部 教授 國分功一郎氏講演（助成）	台北市（台北市立大学）
6日	Ambassadors on Campus（主催：新北市政府） 「世界に羽ばたけー若者は未来の主人公ー」（片山代表講演）	新北市（新莊高校）
6日	留学生に対する安全対策セミナー	台北市（台湾師範大学）
6日	能高団、KANOから王貞治、WBCまで 日台野球交流100年の回顧と展望（助成）	大阪府（大阪大学箕面キャンパス）
6日～8日	日光海島生活節（共催）	高雄市（中央公園、高雄駅地下広場）
7日	第6回日本語教育研修会（主催）	高雄市（中国文化大学推広教育部高雄分部）
7日	「日台の絆展」（名義）	台北市（松山文創園區）
7日	2025年度大学・大学院奨励日本研究論文コンテスト表彰式（名義）	台北市（集思台大會議中心）
7日	集中講座「日本塾」第6期 講演会「90年代日本～現代日本を考える ～変わらない日本、変わる日本～」 （主催）	台北市（政治大学公共行政及び企業管理教育センター）
7日～15日	東日本大震災15年、台湾一周「環島による震災支援への感謝表明の自転車旅と高雄「感謝台湾、日台友好の夕べ」（名義）	高雄市（ホテル・ニッコー高雄）及び台湾各地
8日	第15回 謝辞台湾「日台心の絆」（名義）	新北市（淡水老街広場）
9～13日 ※16～19日 オンライン派遣	客員教授派遣事業（清水剛・東京大学大学院総合文化研究科教授）（主催）	台中市（国立台中科技大学）
11日	日本語サロン「百人一首と競技かるた」（主催）	高雄市（当協会高雄事務所）
11日	311東日本大震災15周年追悼感恩会（名義）	台北市（当協会台北事務所）
11日	台中領事出張サービス	台中市
12日	JENESYSオンライン訪日プログラム⑧「ペロプスカイト太陽電池」（主催）	オンライン
14日	文化講座「一結一縁・水引製作体験講座」（主催）	台北市（当協会台北事務所）
15日	奨学金同窓会（主催）	台北市（台大校友會館）
15日～21日	中堅指導者招へい（白喬茵・高雄市議会議員）	福岡県、熊本県、埼玉県、都内
17日	第1回JENESYS同窓会（社会人団対象）（主催）	宜蘭市（慢島）
18日	新竹領事出張サービス	新竹市
18～24日	JENESYS派遣事業「防災」（主催）	台北市・桃園市
18～24日	JENESYS派遣事業「エネルギー」（主催）	台北市・桃園市
19日	領事出張サービス	台南市
19日	第2回JENESYS同窓会（学生団対象）（主催）	台北市（思享森林珈琲）
21日	第3回中等教育機関日本語教師研修会「日本文化を教えるための工夫 一茶道を例として」（主催）	台北市（社団法人台北市茶道裏千家淡交会台北協会）
24日	若狭政信 北の楽園 君に逢いたい（名義）	台北市（当協会台北事務所）
25日	日本語サロン「沖縄方言」（主催）	高雄市（当協会高雄事務所）
27日	第16回紙芝居コンテスト（名義）	台南市（南台科技大学）
30日	日台若手研究者共同研究第3期第2回全体会合（主催）	東京都（法曹會館）
31日～4月2日	GCTFワークショップ「サイバーレジリエンスの構築：政策・ビジネス・イノベーション」（共催）	台北市（台北遠東香格里拉飯店）

維持会員制度について

公益財団法人である当協会では、事業に要する資金の一部を民間資金により補っております。このため設立当初より「維持会員」制度を設け、台湾へ進出して現地の工場、営業所または出張所に駐在員を派遣している企業、台湾と取引関係を有する企業、そのほか台湾に関心を有する企業、団体等にご加入のご協力をお願いしております。

加入いただきました会員の皆様には、台湾の経済開発、市場動向等についての最新情報を提供するため、当協会の会報「交流」(最新台湾経済等の情報、年4回発行)のほか、「台湾の経済DATA BOOK」等の各種刊行物、資料を発行・送付しております。また、会員の皆様向けに当協会台北事務所長による台湾情勢に関する「維持会員報告会」を東京において年1回無料で開催している他、「台湾情勢セミナー」を年間数回無料で開催しております。さらに、貿易投資アドバイザーによる相談窓口も設けております。

1 各種刊行物、資料の提供

以下の出版物等を随時提供いたします。

- ・台湾情報誌「交流」(年4回発行)
- ・台湾の経済DATA BOOK(年1回)
- ・委託調査(毎年テーマを選定して調査を実施し、報告書として取りまとめたもの)
- ・その他知財等の調査資料

2 台湾情勢に関する維持会員報告会御出席

台北事務所長が台湾情勢について報告いたします。

3 台湾情勢セミナー御出席

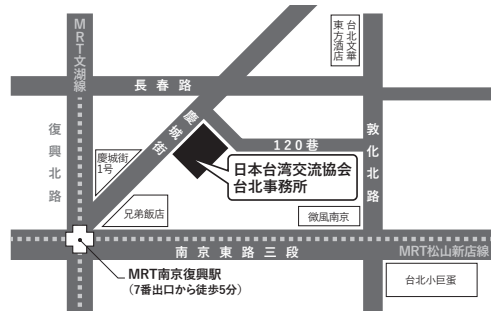
台湾の経済産業界の方を講師として年に数回開催いたします。

4 貿易相談窓口のご利用

貿易投資アドバイザーによる相談窓口を設けております。

本制度に関するご照会、加入お申込みについては「公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部 総務部 庶務室」までご連絡ください。

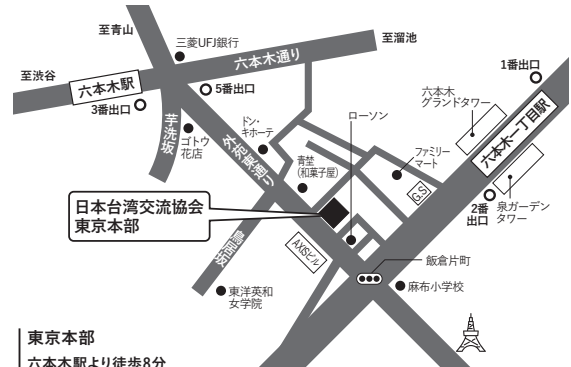
維持会費 1口につき年間12万円



台北事務所
台北市松山區慶城街28號 通泰大樓
Tong Tai Plaza, No.28, Qingcheng St., Songshan Dist., Taipei City
電話 (886) 2-2713-8000 FAX (886) 2-2713-8787



高雄事務所
高雄市苓雅區和平一路87號 南和和平大樓9樓・10樓
9F/10F., No.87, Heping 1st. Rd., Lingya Dist., kaohsiung City
電話 (886) 7-771-4008 (代) FAX (886) 2-771-2734



東京本部
六本木駅より徒歩8分
東京メトロ日比谷線3番出口/都営地下鉄大江戸線5番出口
六本木一丁目駅より徒歩8分
東京メトロ南北線1番出口

交流 2026年4月27日 発行

編集・発行人：花木 出

発行所：〒106-0032
東京都港区六本木3丁目16番33号
青葉六本木ビル7階
公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部
電話 (03) 5573-2600
FAX (03) 5573-2601
URL <http://www.koryu.or.jp> (三事務所共通)

デザイン：株式会社100KG

印刷所：株式会社丸井工文社



ISSN 0289-9191